オーストラリア
商標規則

2020 年 10 月 19 日公布

目次

第 1 部　序
規則 1.1　規則の名称

第 2 部　解釈
規則 2.1　解釈
規則 2.2　月をもって表示した期間
規則 2.3　登録官による書類の交付

第 3 部　商標及び商標権
規則 3.1　商品及びサービスの分類
規則 3.2　侵害訴訟を提起することができる期間

第 3A 部　出願補佐サービス

第 1 節　通則
規則 3A.1　この部の内容

第 2 節　出願補佐請求
規則 3A.3　出願補佐請求－請求様式
規則 3A.4　AFS 請求－登録官による評価
規則 3A.5　AFS 請求－第 4 部の出願に対する補正又は手続に関する方式要件

第 4 部　登録出願
規則 4.1　出願－承認様式
規則 4.2　承認様式による出願－出願の要件
規則 4.2AA　分割出願－出願の追加要件
規則 4.2A　出願として提出された AFS 請求－出願の要件
規則 4.3　商標の表示
規則 4.4　商品及び／又はサービスの指定
規則 4.5　出願についての優先権主張の期間
規則 4.6　優先権主張の方法
規則 4.7　出願の明細の公告
規則 4.8　出願審査－出願人への報告
規則 4.9　審査－報告に対する出願人の応答
規則 4.10　審査－出願人に対する更なる報告

規則 4.11　審査－追加要件
規則 4.12　出願が失効するまでの期間
規則 4.13　受理の延期
規則 4.14　受理延期の期間
規則 4.15　一定の記号を含んでいる等の事情にある商標
規則 4.15A　拒絶理由－マドリッド議定書に基づく保護商標との同一性等を有する商標
規則 4.18　出願の早期審査を求める請求
規則 4.19　早期審査

第 5 部　登録に対する異議申立

第 1 節　序
規則 5.1　第 5 部の内容
規則 5.2　定義
規則 5.4　通知及び申立を行う機会

第 2 節　異議申立書類の提出

第 A 款　異議申立書
規則 5.5　異議申立書の構成要素
規則 5.6　異議申立意図通知書の提出
規則 5.7　理由及び詳細陳述書の提出
規則 5.8　理由及び詳細陳述書は適切なものでなければならない
規則 5.9　提出期間の延長－請求
規則 5.10　提出期間の延長－許可
規則 5.11　異議申立意図通知書の補正
規則 5.12　理由及び詳細陳述書の補正

第 B 款　防御意図通知書
規則 5.13　防御意図通知書の提出
規則 5.13A　提出期間の延長－請求
規則 5.13B　提出期間の延長－許可

第 C 款　証拠
規則 5.14　証拠の提出
規則 5.15　提出期間の延長

第 3 節　異議申立の冷却期間
規則 5.16　登録官は冷却期間を認容することができる

第 4 節　異議申立の聴聞

規則 5.17　聴聞

第 5 節　雑則
規則 5.18　先の条約出願の写しの異議申立人による入手
規則 5.19　登録官は指示することができる
規則 5.20　登録官は異議申立の却下又は中止を全当事者に通知しなければならない

第 6 部　商標の登録出願及びその他の書類の補正

第 1 節　商標の登録出願及びその他の書類の補正
規則 6.1　登録官による出願の補正
規則 6.2　明細公告前の補正請求
規則 6.3　宣言書の提出
規則 6.4　補正の通知

第 2 節　補正に対する異議申立
規則 6.5　定義
規則 6.6　異議申立書
規則 6.7　通知及び申立を行う機会
規則 6.8　慣行及び手続
規則 6.9　聴聞
規則 6.10　登録官は指示することができる
規則 6.11　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

第 7 部　商標の登録

第 1 節　最初の登録
規則 7.1　商標が登録を受けることができる期間
規則 7.2　登録簿に記入されるべき明細

第 2 節　登録更新(通則)
規則 7.3　更新請求のための期間
規則 7.4　更新時期到来の通知－いつ，どのように行われるか
規則 7.5　更新の通知

第 3 節　登録更新(登録が出願日から 10 年以上遅延する場合)
規則 7.6　所定の期間(法律第 80A 条(3))
規則 7.7　更新についての通知
規則 7.8　更新通知

第 8 部　登録の訂正及び取消

規則 8.1　取消通知
規則 8.2　訂正又は取消－裁判所が考慮すべき事項
規則 8.3　登録簿更正の請求理由－マドリッド議定書に基づく保護商標との同一性等を有する登録商標
規則 8.4　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立書
規則 8.5　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の慣行及び手続
規則 8.6　国際協定との不一致を理由とする訂正－聴聞
規則 8.7　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の指示
規則 8.8　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の却下又は中止の通知

第 9 部　不使用による登録簿からの商標の抹消

第 1 節　序
規則 9.1　第 9 部の内容
規則 9.2　定義
規則 9.4　通知及び申立を行う機会

第 2 節　抹消の請求
規則 9.5　抹消の請求
規則 9.6　請求の通知

第 3 節　異議申立書類の提出

第 A 款　異議申立書
規則 9.7　異議申立書の構成要素
規則 9.8　異議申立意図通知書の提出
規則 9.9　理由及び詳細陳述書の提出
規則 9.10　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない
規則 9.11　提出期間の延長－請求
規則 9.12　提出期間の延長－許可
規則 9.13　異議申立意図通知書の補正
規則 9.14　理由及び詳細陳述書の補正

第 B 款　防御意図通知書
規則 9.15　防御意図通知書の提出
規則 9.15A　提出期間の延長－請求
規則 9.15B　提出期間の延長－許可

第 C 款　証拠
規則 9.16　証拠の提出
規則 9.17　聴聞の請求及び異議申立が終了したものとみなされる事情

規則 9.18　提出期間の延長

第 4 節　異議申立に関する冷却期間
規則 9.19　登録官は冷却期間を認容することができる

第 5 節　異議申立の聴聞
規則 9.20　聴聞

第 6 節　雑則
規則 9.21　登録官は指示することができる
規則 9.22　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない
規則 9.23　商標の登録簿からの抹消

第 10 部　商標の譲渡及び移転
規則 10.1　譲渡等について記録又は記入を求める請求
規則 10.2　譲渡等の記録－無登録商標
規則 10.3　記録された譲渡又は移転の明細の公告
規則 10.4　登録商標の譲渡等の記録
規則 10.5　商標に関する利害又は権利を主張しているとして記録されている者への通知

第 11 部　商標に関する利害及び権利の主張についての任意の記録
規則 11.1　明細の訂正－主張されている利害又は権利
規則 11.2　名称，宛先及び送達宛先の訂正－登録簿に存在していない主張
規則 11.3　明細の取消－主張されている利害又は権利

第 13 部　オーストラリアの商標を侵害する商品の輸入
規則 13.1A　定義
規則 13.1　訴訟期間
規則 13.2　請求期間
規則 13.3　輸入に対する異論申立書－所定の書類
規則 13.4　輸入に対する異論申立書－許諾使用者
規則 13.5　差押商品の引渡
規則 13.6　税関長官による情報等の提出請求に応じるための期間
規則 13.7　ノーフォーク島への適用における法律の修正
規則 13.8　クリスマス島への適用における法律の修正
規則 13.9　ココス(キーリング)諸島への適用における法律の修正

第 16 部　証明商標
規則 16.1　提出すべき規約の写し
規則 16.2　ACCC に送付すべき書類
規則 16.3　出願についての ACCC による最初の評価

規則 16.4　会議の開催
規則 16.5　出願の検討
規則 16.6　規約についての ACCC の検討基準
規則 16.7　不承認決定の公告に含まれる事項
規則 16.8　規約変更の請求
規則 16.9　規約変更の請求についての検討
規則 16.10　規約変更についての決定
規則 16.10A　無登録証明商標の譲渡
規則 16.11　登録証明商標の譲渡
規則 16.12　規約の公表

第 17 部　防護商標
規則 17.1　出願についての裏付け証拠
規則 17.2　国際保護商標に基づく防護商標

第 17A 部　マドリッド議定書に基づく国際保護商標

第 1 節　通則
規則 17A.1　この部の内容
規則 17A.2　この部のための定義
規則 17A.3　優先日の意味
規則 17A.4　効力発生日の意味

第 2 節　商標の国際登録出願
規則 17A.5　この節の内容
規則 17A.6　国際登録出願の適格性
規則 17A.7　国際登録出願
規則 17A.8　登録官の職務
規則 17A.9　登録官が出願を国際事務局に送付するための期限
規則 17A.10　その後の指定

第 3 節　オーストラリアを指定する国際登録

第 1 款　通則
規則 17A.11　この節の内容
規則 17A.12　登録官は IRDA について審査し，報告しなければならない
規則 17A.13　商標の使用
規則 17A.14　商品及びサービスの指定
規則 17A.14A　商標の表示
規則 17A.15　優先権の主張
規則 17A.16　IRDA の審査－名義人への報告

規則 17A.17　審査－報告に対する名義人の応答
規則 17A.18　審査－名義人に対する更なる報告
規則 17A.19　審査－追加要件
規則 17A.20　審査に関する最終決定を通知しなければならない期間
規則 17A.21　受理の延期
規則 17A.22　受理が延期される期間
規則 17A.23　早期審査
規則 17A.24　審査に関する最終決定
規則 17A.25　審査に関する最終決定の通知
規則 17A.26　上訴
規則 17A.27　受理の取消

第 2 款　IRDA についての拒絶理由
規則 17A.28　IRDA についての拒絶理由

第 3 款　IRDA に対する異議申立
規則 17A.29　定義
規則 17A.31　通知及び申立を行う機会
規則 17A.32　異議申立書の提出
規則 17A.33　異議申立意図通知書の提出
規則 17A.34　IRDA に対する異議申立の理由
規則 17A.34A　理由及び詳細陳述書
規則 17A.34B　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない
規則 17A.34C　提出期間の延長－請求
規則 17A.34D　提出期間の延長－許可
規則 17A.34E　異議申立は他の者の名義で手続を進めることができる
規則 17A.34F　異議申立意図通知書の補正
規則 17A.34G　理由及び詳細陳述書の補正
規則 17A.34H　防御意図通知書の提出
規則 17A.34HA　提出期間の延長－請求
規則 17A.34HB　提出期間の延長－許可
規則 17A.34J　証拠の提出
規則 17A.34K　提出期間の延長
規則 17A.34L　登録官は冷却期間を認容することができる
規則 17A.34M　聴聞
規則 17A.34N　異議申立についての決定
規則 17A.34P　上訴
規則 17A.34Q　登録官は指示することができる
規則 17A.35　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

第 3A 款　国際登録の取消又は限定

規則 17A.35A　取消
規則 17A.35B　登録官の義務及び権限―国際事務局による限定の通知

第 4 款　保護の拡張
規則 17A.36　商標はいつ，国際保護商標になるか
規則 17A.37　商標が国際保護商標である旨の通知
規則 17A.38　権利の部分放棄

第 4 節　国際保護商標－権利及び保護
規則 17A.39　国際保護商標に与えられる権利及び国際保護商標の保護
規則 17A.40　訴訟を提起することができない状況

第 5 節　国際保護商標－保護の訂正又は停止

第 1 款　国際登録の取消，限定又は非更新を理由とする保護の訂正又は停止
規則 17A.41　国際登録の取消
規則 17A.41A　登録官の義務及び権限―国際事務局による限定の通知
規則 17A.42　国際登録が更新されない場合

第 2 款　登録官による保護の訂正又は停止
規則 17A.42A　保護を訂正又は停止する登録官の権限
規則 17A.42B　送付すべき通知
規則 17A.42C　聴聞及び手続
規則 17A.42D　登録官による保護の訂正又は停止の効力
規則 17A.42E　登録官は税関長官に通知する
規則 17A.42F　連邦裁判所又は連邦巡回裁判所に対する上訴

第 3 款　所定の裁判所による保護の訂正又は停止
規則 17A.43　保護の訂正又は停止－条件違反
規則 17A.44　保護の訂正又は停止－商標を使用する排他権の喪失
規則 17A.45　保護の訂正又は停止－その他の特定理由
規則 17A.46　名義人に過失等がないときは，保護の訂正又は停止は認めることができない
規則 17A.47　登録官の義務及び権限

第 4 款　不使用による保護の停止
規則 17A.48　定義
規則 17A.48B　通知及び申立を行う機会
規則 17A.48C　保護の停止の請求
規則 17A.48D　保護の停止
規則 17A.48E　請求の通知
規則 17A.48F　異議申立書の提出

規則 17A.48G　異議申立意図通知書の提出
規則 17A.48H　異議申立人は送達宛先がなければならない
規則 17A.48J　理由及び詳細陳述書の提出
規則 17A.48K　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない
規則 17A.48L　提出期間の延長－請求
規則 17A.48M　提出期間の延長－許可
規則 17A.48N　異議申立意図通知書の補正
規則 17A.48P　理由及び詳細陳述書の補正
規則 17A.48Q　防御意図通知書の提出
規則 17A.48QA　提出期間の延長－請求
規則 17A.48QB　提出期間の延長－許可
規則 17A.48R　証拠の提出
規則 17A.48S　聴聞の請求及び異議申立が終了したものとみなされる事情
規則 17A.48T　提出期間の延長
規則 17A.48U　登録官は冷却期間を認容することができる
規則 17A.48V　聴聞
規則 17A.48W　登録官は指示することができる
規則 17A.48X　登録官は国際事務局に通知しなければならない
規則 17A.48Y　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない
規則 17A.48Z　国際保護商標の保護の停止

第 6 節　団体商標及び証明商標
規則 17A.49　団体商標
規則 17A.50　証明商標

第 7 節　取り消された国際登録の変更
規則 17A.51　この節の適用
規則 17A.52　IRDA の変更
規則 17A.53　国際保護商標の変更

第 8 節　登録及び国際登録間での共存
規則 17A.54　同一商標に関する登録及び保護の効力
規則 17A.55　登録商標の取消，抹消又は満了の効力

第 9 節　国際登録の所有権の変更
規則 17A.56　この節の適用
規則 17A.57　団体商標
規則 17A.58　保護証明商標
規則 17A.58A　未保護の証明商標
規則 17A.59　利害及び権利の主張の影響を受けている商標
規則 17A.60　所有権変更の記録

第 10 節　利害及び権利の主張の記録
規則 17A.61　主張を記録させるための請求
規則 17A.62　主張の記録
規則 17A.63　商標に影響を及ぼす事項についての通知
規則 17A.64　記録は権利等の存在の証明等ではない
規則 17A.65　記録の補正又は取消

第 11 節　雑則
規則 17A.66　国際登録記録
規則 17A.67　閲覧
規則 17A.68　証拠－国際登録記録
規則 17A.69　証拠－国際証書
規則 17A.70　国際登録記録における過誤又は遺漏の訂正
規則 17A.71　詐称通用訴訟
規則 17A.72　公衆の閲覧に供すべき書類
規則 17A.73　費用の担保
規則 17A.74　書類の送達宛先

第 19 部　運営
規則 19.1　商標局及び支局－就業時間
規則 19.2　登録官が委任することのできる者(法律第 206 条(1))

第 20 部　登録商標弁護士

第 1 節　通則
規則 20.1A　本部の適用
規則 20.1　解釈

第 2 節　最初の登録取得
規則 20.2　請求の様式
規則 20.3　請求人が登録要件を満たしていることの証拠
規則 20.4　登録証
規則 20.5　学業資格の証拠
規則 20.6　学業資格
規則 20.7　知識要件の証拠
規則 20.8　知識要件
規則 20.9　特許規則の附則 5 における要件の免除
規則 20.10　所定の違法行為
規則 20.11　特許規則の附則 5 の準用

第 3 節　教科課程の認定
規則 20.12　教科課程の認定

第 4 節　委員会試験
規則 20.13　委員会試験

第 5 節　商標弁護士の登録の維持，登録簿からの削除及び登録簿への回復
規則 20.14　商標弁護士の登録の維持，登録簿からの削除及び登録簿への回復

第 5A 節　登録の保留
規則 20.14A　重大な違反行為を通知する義務
規則 20.14B　登録簿からの保留－重大な違法行為

第 6 節　懲戒
規則 20.15　懲戒

第 7 節　登録商標弁護士の権利
規則 20.16　先取特権

第 20A 部　法人商標弁護士

第 1 節　通則
規則 20A.1　第 20A 部の適用
規則 20A.2　定義

第 2 節　最初の登録取得
規則 20A.3　請求の様式
規則 20A.4　登録証

第 3 節　登録の維持
規則 20A.5　商標弁護士登録簿に残るための要件

第 4 節　商標弁護士登録簿からの抹消
規則 20A.6　商標弁護士登録簿からの自発的な抹消
規則 20A.7　年次登録手数料の不納
規則 20A.8　専門職賠償保険付保の不履行

第 5 節　懲戒

第 A 款　通則
規則 20A.9　定義

規則 20A.10　委員会は法人商標弁護士の登録の取消又は保留を請求することができる

第 B 款　懲戒審判所における手続
規則 20A.11　懲戒審判所のパネルの構成
規則 20A.11A　懲戒審判所のパネルの会議
規則 20A.11B　懲戒審判所のパネルの手続
規則 20A.11C　聴聞を完了することができないパネル議長
規則 20A.11D　聴聞を完了することができないパネル議長を除く構成員
規則 20A.12　聴聞の通知
規則 20A.13　聴聞は特別の事情がない限り公開とする
規則 20A.14　懲戒審判所パネルの下の代理
規則 20A.15　証人の召喚
規則 20A.16　懲戒審判所のパネルの下に出頭する者による違法行為
規則 20A.17　一定の者についての保護
規則 20A.18　懲戒審判所のパネルの決定
規則 20A.19　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告
規則 20A.20　残存業務の完了
規則 20A.21　前の弁護士に助力を要求することができる

第 6 節　商標弁護士登録簿への復帰
規則 20A.22　商標弁護士登録簿への名称の回復

第 21 部　雑則

第 1 節　出願及びその他の書類
規則 21.1　承認様式についての指示の遵守
規則 21.2　書類の提出の要件
規則 21.3　書類の提出－共通要件
規則 21.4　書類が提出要件を満たさないことの結果
規則 21.5　書類の提出－受領日の記載
規則 21.5A　証拠が提出要件を満たさないことの結果
規則 21.6　宣言書
規則 21.7　宣言書－追加資料
規則 21.7A　郵便による送達
規則 21.8　送達の通知
規則 21.9　出願等の取下通知
規則 21.10　出願等の取下通知
規則 21.11　送達宛先の変更－利害関係人への通知
規則 21.11A　公衆の閲覧に供すべき書類

第 2 節　登録官に対する手続

規則 21.12　費用に関する請求
規則 21.13　費用の裁定
規則 21.14　手続の実施一般
規則 21.15　登録官から聴聞を受ける機会
規則 21.16　意見書及び口頭による聴聞
規則 21.17　口頭による証言
規則 21.19　登録官は利用可能な情報を使用することができる
規則 21.20　決定理由についての陳述

第 2A 節　期間延長
規則 21.20A　定義
規則 21.20B　異議申立書
規則 21.20C　通知及び申立を行う機会
規則 21.20D　慣行及び手続
規則 21.20E　聴聞
規則 21.20F　登録官は指示することができる
規則 21.20G　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

第 3 節　通則
規則 21.21　どのような手数料を納付しなければならないか
規則 21.21A　手数料が納付されるまで，一切の行為が認められないこと
規則 21.22　手数料はどのように納付しなければならないか
規則 21.23　手数料不納の通知
規則 21.23A　手数料の免除
規則 21.24　手数料の返還等
規則 21.24A　一定の行為を行う期間－商標局が就業していないとき
規則 21.24B　商標局の非就業日
規則 21.24C　一定の行為を行う期間－第 223A 条が適用されない行為
規則 21.25　期間延長－請求
規則 21.28　期間延長－所定の行為及び所定の書類
規則 21.29　条約国
規則 21.30　登録特許弁護士の権利
規則 21.31　一定の者の無能力
規則 21.33　他に規定されていない指示
規則 21.34　合理的な理由により従うことができない要求
規則 21.35　決定についての再審理

第 22 部　適用，保留及び経過規定

第 1 節　通則
規則 22.1　法律の適用

規則 22.2　一定の事項に関して納付すべき手数料
規則 22.3　一定の委任は継続する
規則 22.4　一定の延期は継続する
規則 22.5　一定の期間延長は継続する
規則 22.6　受理の延期－一定の出願
規則 22.7　商標弁護士
規則 22.8　商標弁護士に関する試験の要件

第 2 節　特定の文書により行われた修正
規則 22.9　2013 年知的財産権立法修正（基準引上げ）規則(第 1）により行われた修正
規則 22.10　2015 年関税その他の立法修正（オーストラリア国境警備隊）規則により行われた修正
規則 22.11　2016 年商標法修正(手数料)規則により行われた修正
規則 22.12　2016 年知的財産権立法修正(手数料見直し)規則により行われた修正
規則 22.13　2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 5 により行われた修正

第 3 節－2015 年知的財産権法修正法の附則 4 及び 2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 2 に関する経過規定
規則 22.14　定義
規則 22.15　経過－商標弁護士としての登録
規則 22.16　一定の懲戒手続の継続－個人
規則 22.17　一定の懲戒手続の継続－法人商標弁護士

第 4 節－2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則により行われた修正
規則 22.18　附則 1 の第 2 部により行われた修正
規則 22.19　附則 2 の第 1 部により行われた修正
規則 22.20　附則 2 の第 2 部により行われた修正
規則 22.21　附則 2 の第 3 部により行われた修正
規則 22.22　附則 2 の第 4 部により行われた修正
規則 22.23　附則 2 の第 8 部により行われた修正
規則 22.24　附則 2 の第 10 部により行われた修正

第 5 節－2020 年知的財産権法修正(手数料金額及びその他措置)規則により行われた修正
規則 22.25　2020 年知的財産権法修正(手数料金額及びその他措置)規則により行われた修正

附則 1　商品及びサービスの分類
附則 2　商標として登録することができない記号
附則 3　法律第 13 部の修正－ノーフォーク島(省略)
附則 4　法律第 13 部の修正－クリスマス島(省略)

附則 5　法律第 13 部の修正－ココス(キーリング)諸島(省略)
附則 6　登録官が権限を委任することができる者の公職(省略)
附則 8　費用，経費及び手当
附則 9　手数料

第1部　序

規則1.1　規則の名称

本規則は，1995年商標規則である。

第2部　解釈

規則2.1　解釈

本規則において，別異の意図が明らかでない限り，

「AAT(Administrative Appeals Tribunal)」とは，行政不服審判所をいう。

「ACCC(Australian Competition and Consumer Commission)」とは，1974年取引慣行法に基づいて設立された，オーストラリア競争及び消費者委員会をいう。

「認定教科課程」とは，1991年特許規則の規則20.2Aに基づいて，委員会によって認定された教科課程をいう。

「法律」とは，1995年商標法をいう。

「AFS請求」とは，規則3A.3(1)の意味をいう。

「確認証明書」とは，次の内容の陳述書をいう。

(a) 当該陳述書が関係している書類が，

(i) 英語への翻訳文の元になったその書類の言語及び英語の双方に堪能な者によって翻訳されており，かつ，

(ii) その陳述書に署名した者が知る限りにおいて，添付書類の真正かつ完全な翻訳文であること，及び

(b)日付が記入され，署名されていること

「行動規範」とは，委員会により随時定められる『特許及び商標弁護士行動規範』と題する業務基準をいう。

「指定管理人」とは，1990年特許法におけると同じ意味を有する。

「懲戒審判所(Disciplinary Tribunal)」とは，1991年特許規則の規則20.61により設立されたトランス・タスマンIP弁護士懲戒審判所をいう。

「先の出願」(優先権を主張している商標登録出願に関する)とは，条約国におけるその商標の登録出願であって，次のものをいう。

(a) 優先権の主張に係わる出願の前に，前記の条約国における商標庁（又はそれと同等の機関）に出願されており，かつ，

(b) 優先権の主張の基礎とされているもの

「速達」とは，書類の交付手段であって，通常は普通郵便よりも速いと合理的に期待することができるものをいう。

「情報システム」は，1999年電子取引法における場合と同じ意味を有する。

「国際登録簿」は，規則17A.2によって規定した意味を有する。

「国際登録」は，規則17A.2によって規定した意味を有する。

「IRDA(International Registration Designating Australia)」は，規則17A.2によって規定した意味を有する。

「マドリッド議定書」とは，標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書をいう。

「マドリッド規則」は，規則17A.2によって規定した意味を有する。

「月」(月をもって長さを表示した期間に関する)は，規則2.2によって規定した意味を有する。

「商品及びサービスの公式一覧」：商品又はサービスは，次の場合は，「商品及びサービスの

公式一覧」を使用することにより，商品又はサービスに関する商標登録出願において指定される。
(a) 出願が，デジタル情報システムであって，
(i) IP オーストラリアにより利用に供され，
(ii) 出願の好ましい提出手段であるもの
によって提出され，かつ，
(b) 出願人が，その目的でデジタル情報システムにより利用に供される商品又はサービスのあらかじめ用意された一覧から商品又はサービスを選択することにより，出願における商品又はサービスを指定する場合
「パネル議長」(懲戒審判所のパネルに関して)とは，次の者をいう。
(a) 所長，又は
(b) 所長が，利害抵触を理由として，パネルの手続に関するその職務を遂行することができない場合は，1991 年特許規則の規則 20.64(2)に基づいて手続のパネル議長となるよう任命された者
「懲戒審判所のパネル」とは，規則 20A.11 に基づいて構成されるパネルをいう。
「所長」とは，懲戒審判所の所長をいう。
「優先日」(IRDA の対象である商標又は国際保護商標に関する)は，規則 17A.3 によって規定した意味を有する。
「国際保護商標」は，規則 17A.2 によって規定した意味を有する。
「国際登録記録」は，規則 17A.2 によって規定した意味を有する。
「商標弁護士登録簿」とは，法律第 228A 条に言及される登録簿をいう。
「請求人」は，規則 3A.3(1)によって規定した意味を有する。

規則 2.2　月をもって表示した期間
本規則においては，月をもって表示し，かつ，ある事件から起算する期間は，次の日に終了する。
(a) 関係する翌月に属する日であって，事件発生日と同じ数字の日，又は
(b) 関係する翌月に同じ数字の日がないときは，その月の末日

規則 2.3　登録官による書類の交付
(1) 本規則において，登録官は，下記により書類をある者に送付することができる。
(a) 当該書類を電子方式により当該者の利用に供し，かつ，
(b) 当該書類が利用可能である旨を当該者に通知すること
(2) 登録官がある者に書類を送付したときは，当該書類は，登録官が記入した日に当該者に送付したとみなされる。

第 3 部　商標及び商標権

規則 3.1　商品及びサービスの分類

(1) (商品及びサービスの分類について規定している)法律第 19 条(3)の適用上,

(a) 商品は，附則 1 の第 1 部第 2 欄に記載する商品の類に分類され，また

(b) サービスは，附則 1 の第 2 部第 2 欄に記載するサービスの類に分類される。

(2) 附則 1 に記載する商品又はサービスの各類は,

(a) 附則 1 の第 1 部又は第 2 部の第 1 欄における，その類の項目番号に相応する類番号を有し，また

(b) 附則 1 の第 1 部又は第 2 部の第 2 欄における，その類の説明に相応する類の見出しを有する。

規則 3.2　侵害訴訟を提起することができる期間

(商標の許諾使用者の権限を規定している)法律第 26 条(1)(b)の適用上，所定の期間は，商標の許諾使用者がその商標の登録所有者に対して，その商標に関する侵害訴訟を提起するよう請求した日から 2 月である。

第 3A 部　出願補佐サービス

第 1 節　通則

規則 3A.1　この部の内容

この部は，法律第 4 部に基づいて出願をしようとする者が，
(a)　意図する商標の出願が法律第 4 部に基づいて成就する可能性に関する登録官の事前評価，及び
(b) 法律第 4 部に基づく登録要件に関する情報，
を請求できるようにするための出願補佐サービス(AFS:Assisted Filing Service)について規定する。

第 2 節　出願補佐請求

規則 3A.3　出願補佐請求－請求様式

(1) 法律第 4 部に基づいて出願を行なう者(「請求人」)は，この部に基づく出願補佐請求(「AFS 請求」)を提出することができる。
(2) AFS 請求は，次の要件を満たさなければならない。
(a)　登録出願に関連する法律第 4 部の要件を考慮して登録官が要求する資料及び付属物によって裏付けられること，及び
(b) AFS 請求に対する所定の手数料を添付すること
(3) AFS 請求は，次の通りでなければならない。
(a) 登録官が要求する方法で提出すること
(b) 請求人の名称を記載すること
(c)　請求人の勤務先又は自宅の住所及び電話番号並びに次の事項を含む連絡先詳細を記載すること
(i) 請求人のファクシミリ番号，又は
(ii) 請求人の電子メールアドレス
(d) 商標を特定するのに十分な商標の表示を含むこと
(e) 請求が関連する商品及び／又はサービスを指定すること
(f)　AFS 請求が利用できない事項として登録官が公報において通知した事項に関連しないこと，及び
(g)　登録官が既に公報において条件を通知した事項に AFS 請求が関連する場合，その条件に従うこと
(4)　(2)(b)に記載する手数料が AFS 請求の提出後 5 就業日の間に納付されない場合は，当該 AFS 請求は不備であり，提出されなかったものとみなされる。
(5) 請求人は，AFS 請求を登録官が評価する前に，登録官に補正の詳細を通知すると共に，次のものを提出することにより，これを補正することができる。
(a) AFS 請求に追加すべき資料
(b) 補正に関連して登録官が要求するその他の資料，及び
(c) 補正に関連する所定の手数料

(6) (5)(c)に記載する補正に対する所定の手数料に関して，登録官は，次の事項を行うことができる。
(a) 手数料について請求権の放棄をすることを決定すること，又は
(b) 手数料について請求権の放棄をしないことを決定し，当該決定後 5 就業日の期間内に手数料の納付を行うよう要求すること
(7) 登録官は，次の補正を受領した場合は，AFS 請求を補正しなければならない。
(a) (5)の要件を満たしており，かつ，
(b) 手数料(もしあれば)が納付済のもの

規則 3A.4　AFS 請求－登録官による評価

(1) 登録官は，AFS 請求を受領後速やかに，法律第 4 部の要件を考慮して AFS 請求を評価し，次に関する意見を形成する。
(a) AFS 請求が法律第 4 部に基づく登録出願としてその様式により提出された場合に，同部の要件を満たすか否か，及び
(b) 法律第 4 部第 2 節に基づく AFS 請求を拒絶する理由があるか否か
(2) 登録官は，意見を形成した後速やかに，請求人に対して次の事項を通知しなければならない。
(a) 当該意見
(b) AFS 請求を補正するための規則 3A.5 の手続要件，及び
(c) 法律第 4 部に基づく商標登録出願を行うための手続要件
(3) 登録官は，次の方法により，請求人に通知することができる。
(a) 書面，郵便，ファクシミリ又は電子メールにより
(b) 電話により，又は
(c) 面談により

規則 3A.5　AFS 請求－第 4 部の出願に対する補正又は手続に関する方式要件

(1) 請求人は，規則 3A.4(2)に基づいて登録官から通知を受けた後 5 就業日以内に，次の事項を行うことができる。
(a) 規則 3A.5(2)に基づいて AFS 請求を補正すること，又は
(b) 附則 9 の 1 の表の項目 35 に規定される手数料を納付することにより，AFS 請求を法律第 4 部に基づく商標登録出願として提出すること
(2) 請求人が登録官に対し，
(a) AFS 請求に 1 又は複数の類の商品又はサービスを追加する目的で，又は
(b) 商標の地理的表示を大幅に変更するために，
AFS 請求が補正される旨を(1)(a)に基づいて通知する場合は，その通知には次の事項を含まなければならない。
(c) 商品及び／又はサービスの詳細又は地理的表示
(d) AFS 請求に添付すべき資料
(e) 登録官が要求するその他の書類，及び
(f) 補正に関連する所定の手数料
(3) (2)に記載する補正に対する所定の手数料に関して，登録官は，次の事項を行うことがで

きる。
(a) 手数料について請求権の放棄をすることを決定すること，又は
(b) 手数料について請求権の放棄をしないことを決定し，当該決定後 5 就業日の期間内に手数料の納付を行うよう要求すること
(4) (2)の規定が適用され，(3)に記載する手数料が納付済であるか又は請求権の放棄をされている補正される AFS 請求に関して，
(a) 登録官は当該 AFS 請求を補正し，速やかに，
(i) 規則 3A.4 に従って補正後の AFS 請求を評価し，かつ，
(ii) 規則 3A.4(2)に基づいて請求人に通知しなければならない。また
(b) (1)に記載する期間は，登録官が(a)(ii)に従って請求人に通知した後 5 就業日まで延長される。
(5) (2)に記載する目的以外の目的で AFS 請求が補正される旨を請求人が登録官に通知した場合は，登録官は，
(a) 当該 AFS 請求を補正しなければならず，また
(b) 次の事項，すなわち，
(i) 請求された補正の複雑さ，及び
(ii) (1)に記載する期間の残存期間，
を考慮して，登録官が実行可能とみなす限りにおいて，補正後の AFS 請求を評価することができ，また
(c) 補正後の AFS 請求を評価することが実行可能であった限りにおいて，その評価について請求人に通知しなければならない。
(6) 請求人が，(1)に記載する手順に従った後に法律第 4 部に基づく出願を行わなかった場合は，AFS 請求は中止される。

第 4 部　登録出願

規則 4.1　出願－承認様式

(1) (登録出願について規定している)法律第 27 条(2)に関して，商標登録出願は，次の通りに行わなければならない。
(a) 承認様式により，又は
(b) 所定の期限までにすべての手数料が納付済である第 3A 部に記載する AFS 請求により
(2) 出願人が商標登録出願の一部を構成することを意図するすべての資料は，
(a) 出願に添付しなければならず，かつ，
(b) 出願の一部とみなされる。

規則 4.2　承認様式による出願－出願の要件

(1) 出願されたとみなされるために，承認様式による商標登録出願は，次の要件を満たしていなければならない。
(a) 出願が商標登録を求めるものであることを陳述するか，又はその趣旨の明白な表示を含んでいること
(b) その商標の表示であって，その商標を特定するのに十分なものを含んでいること
(c) その出願に係わる商品及び／又はサービスを指定していること
(d) 登録官が出願人の身元を確認することを可能にする十分な情報を含んでいること，及び
(e) 登録官が出願人に連絡をとることを可能にする十分な情報を含んでいること
(2) 出願が(1)(a)，(b)，(c)又は(d)の要件を満たしていない場合は，登録官は，出願人に対し，その要件について通知しなければならない。
(3) 出願人が，前記通知書の日付から 2 月以内に要件を満たしたときは，その出願は要件が満たされた日にされたものとみなす。
(4) 出願人が前記の期間内に要件を満たさなかったときは，その出願はされなかったものとみなす。

規則 4.2AA　分割出願－出願の追加要件

分割出願は，次の情報を含まなければならない。
(a) 出願が分割出願である旨の記述
(b) 親出願を特定する記述

規則 4.2A　出願として提出された AFS 請求－出願の要件

この部に基づいて商標登録出願として提出された AFS 請求は，当該出願に関して規則 3A.5(1)に記載する 5 就業日の期間内にすべての手数料が納付されたことを登録官が認めた場合に限り，出願されたとみなすことができる。

規則 4.3　商標の表示

(1) 商標登録出願に含まれる商標の表示は，実行可能な場合は，8cm×8cm を超えてはならない。
(2) 2 以上の商標を連続商標として登録するよう求める出願においては，連続商標中の各商

標の表示は，実行可能な場合は，8cm×8cm を超えてはならない。
(3) 立体形状を含んでいるか，又はそれによって構成されている商標についての登録出願においては，
(a) 出願に含まれるその商標の表示は，実行可能な場合は，その商標の各特徴を示す透視図で図示しなければならず，及び
(b) その他の場合は，出願におけるその商標の表示は，その商標の各特徴を示すために必要な複数の図を含んでいなければならない。
(4) 登録官が，(3)(a)又は(b)が適用される商標の図がその商標のすべての特徴についての適切な審査を行うのに十分でないと合理的に信じるときは，登録官は，通知をもって出願人に対し，その商標についての適切な審査を行うのに十分な程度にその特徴を示している商標の追加の図を最多 6 まで，登録官に提出するよう要求することができる。
(5) 商標登録出願における商標の表示が英語以外の言語による語を含んでいる場合は，出願人は，登録官が出願時又は爾後に要求する場合は，出願の裏付けとして，その語の英語翻訳を提出しなければならない。
(6) 商標登録出願における商標の表示がその語を構成する文字としてローマ文字以外の文字を含んでいる場合は，出願人は，出願の裏付けとして，次のものを提出しなければならない。
(a) 文字のローマ文字化についての承認されたシステム(もしあれば)を使用して，それらの文字をローマ文字に翻字したもの，及び
(b) 当該の語の英語翻訳
(7) 登録を求める商標が色彩，匂い，形態，音若しくは包装の外観又はこれらの特徴の組合せである記号を含んでいるか若しくはそれによって構成されている場合は，その商標の登録出願は，その商標についての簡潔かつ正確な説明を含んでいなければならない。
(8) 登録官が，商標登録出願における商標の説明又は表示が，その商標の適切な審査を行う上で，
(a) その商標の内容を十分に示していないこと，又は
(b) その商標の各特徴を十分に示していないこと，
を合理的に信じるときは，登録官は出願人に対し，次のものを登録官に提出するよう通知することができる。
(c) その商標の説明又は更なる説明，及び
(d) その商標の見本
(9) 単独商標の表示又は連続商標の複数の商標の全体としての表示が 8cm×8cm を超える場合は，その 1 又は複数の表示は，
(a) 単独商標又は連続商標の登録出願に添付しなければならず，かつ，
(b) その出願の一部とみなされなければならない。
(10) 商標登録出願における商標の表示は，次の種類及び品質を有するものでなければならない。
(a) 時間が経過してもその商標の特徴が保持されることを保証すること，及び
(b) 複製に適していること

規則 4.4　商品及び／又はサービスの指定
(1) 法律第 27 条(3)(b)の適用上，以下の各項は，登録を求める商品及び／又はサービスを商

標登録出願において指定する方法を定めるものである。
(2) 商標登録出願においては，登録を求める商品及び／又はサービスを指定するために，「すべての商品」，「すべてのサービス」，「その他すべての商品」又は「その他すべてのサービス」という表現を使用してはならない。
(3) 商品及び／又はサービスは，附則 1 に示す適切な類に従って，グループ化しなければならない。
(4) 出願人は，各グループの商品又はサービスの適切な類番号を指定しなければならない。
(5) グループは，類番号の順に記載しなければならない。
(6) 商品及び／又はサービスは，できる限り，商品及びサービス一覧であって，次のものに示されている用語を用いて指定しなければならない。
(a) 登録官が発行し，かつ，
(b) 商標局及びその支局において公衆の閲覧に供されているもの
(7) 商品及び／又はサービスで，(6)にいう用語を用いて指定することができないものがある場合は，出願人は，登録官がその商品及び／又はサービスの分類を決定することができるようにするため，十分な情報を提供しなければならない。

規則 4.5　出願についての優先権主張の期間
(優先権の主張について規定している)法律第 29 条(1)の適用上，出願についての優先権主張に関する所定の期間は，その出願日から 2 就業日である。

規則 4.6　優先権主張の方法
(1) (優先権の主張について規定している)法律第 29 条(1)の適用上，出願人は，出願についての優先権主張を，その主張についての通知を提出することによって行わなければならない。
(2) (1)に基づく通知は，先の出願に関し，又は先の出願が 2 以上ある場合は各々の先の出願に関し，次の事項を記載していなければならない。
(a) その国の商標庁(又はそれと同等の機関)において先の出願がされた条約国，及び
(b) 先の出願の出願日
(3) 優先権主張の結果として，出願に関して 2 以上の優先日が適用される場合は，法律第 29 条(1)に基づいて優先権を主張する者は，各々の優先日に係わる商品及び／又はサービスを指定しなければならない。
(4) 出願人は，各々の先の出願がされた条約国の商標庁又はそれと同等の機関において，各々の先の出願に割り当てられた番号を登録官に通知しなければならない。

規則 4.7　出願の明細の公告
(1) (出願の明細の公告について規定している)法律第 30 条の適用上，登録官は次の出願の明細を公告しなければならない。
(a) 当該出願に対して商標局において割り当てられている番号があるときは，その番号
(b) 出願人の名称
(c) 出願日
(d) 出願が分割出願の場合，親出願の明細
(e) 出願についての優先権主張の明細，及び

(f) 商標登録を求める商品及び／又はサービスについての類番号
(2) 明細は，次の方法の 1 又は 2 以上によって公告しなければならない。
(a) 公報における公告
(b) 商標局が管理するコンピュータ・データベースでの列挙
(3) 2001 年 1 月 1 日前において，次の者が行った出願に，出願の明細の公告延期を求める出願人の書面による請求が添付されていた場合は，登録官は，出願日から 3 月が満了した後速やかに，出願の明細を公告しなければならない。
(a) ニューサウスウェールズ州の「1993 年オリンピック競技のためのシドニー組織委員会法」によって設立されたオリンピック競技のためのシドニー組織委員会，又は
(b) ニューサウスウェールズ州法に基づいて設立されたシドニー・パラリンピック有限責任組織委員会

規則 4.8　出願審査－出願人への報告
(1) (審査及び報告について規定している)法律第 31 条の適用上，登録官が出願審査において，次の事項を合理的に信じる場合は，登録官は，出願人に対し，その所信を報告しなければならない。
(a) 出願が法律又は本規則に従ってされていないこと，又は
(b) 出願には法律第 4 部第 2 節に基づく拒絶理由が存在していること
(2) (1)に基づく報告には，出願がそれ以前に受理されない場合は失効することになる日についての通知を含めなければならない。
(3) 登録官が，商標登録出願において指定されている商品及び／又はサービスのすべてには法律第 27 条(1)(b)の規定が適用されないとの疑義を合理的に有する場合は，登録官は，出願人に対し，その商品及び／又はサービスのすべてについて前記の規定が適用される旨の宣言をするよう要求することができる。

規則 4.9　審査－報告に対する出願人の応答
(1) 出願人は，規則 4.8 に基づく登録官の報告に対し書面をもって応答することができる。
(2) その応答には，次の内容を含めることができる。
(a) 報告書に示されている登録官の所信に反論すること
(b) 報告書に記載されている他の事項に反論すること
(c) 出願を裏付ける追加の書類又は証拠を提出すること，及び
(d) その出願が，法律に従って補正されるよう要求すること

規則 4.10　審査－出願人に対する更なる報告
(1) 登録官は，規則 4.9 に基づく応答を受領したときは，その応答について検討しなければならない。
(2) 登録官が引き続き次の事項を信じるときは，登録官は，出願人に対し，その所信を報告しなければならない。
(a) 出願が法律又は本規則に従っていないこと，又は
(b) 出願には法律第 4 部第 2 節に基づく拒絶理由が存在していること
(3) 出願の受理が延期される場合を除き，(2)に基づく報告書には，出願がそれ以前に受理さ

れない場合は失効することになる日についての通知を含めなければならない。
(4) 規則 4.9 及び本条規則は，規則 4.8 に基づく報告であるものとして，(2)に基づく報告に適用する。

規則 4.11　審査－追加要件
(1) 優先権の主張がされている出願の審査においては，登録官は，出願人に対し，次の書類の提出を要求することができる。
(a) 先の出願がされた条約国の商標庁(又はそれと同等の機関)において認証された先の出願の謄本，及び
(b) 先の出願が英語によるものでないときは，
(i) 先の出願の英語翻訳文，及び
(ii) その翻訳文についての確認証明書
(2) 出願人が先の出願をした者の権原承継人である場合は，登録官は，出願人に対し，出願人に対する権原の移転を証明するのに十分な書証の提出を要求することができる。

規則 4.12　出願が失効するまでの期間
(1) (失効について規定している)法律第 37 条(1)の適用上，規則 4.8 に基づいて行われる報告に係わる出願に対する所定の期間は，次の通りである。
(a) (b)に規定されている場合を除き，当該報告書の日付から 15 月(規則 4.10 に基づき更なる報告が行われるか否かを問わない)，又は
(b) 更なる報告が，法律第 4 部第 2 節に基づく出願拒絶の理由であって，規則 4.8 に基づく報告においては提起されなかったものを提起している場合，更なる報告の日付から 15 月
(2) 出願に関連して(1)(a)又は(b)の適用上 15 月の期間を算定するときは，規則 4.13 に基づいて行われる出願受理の延期期間は計算に入れてはならない。
(3) 出願人は，(1)の所定の期間又は法律第 224 条に基づいて若しくは(4)の先の請求の結果として延長された後の期間の終了前に，登録官に対し書面をもって，前記期間の延長を請求することができる。
(4) 登録官は，(3)に基づいてされた請求に応じて期間延長をしなければならないが，次の場合はこの限りでない。
(a) その期間，又は
(b) 法律第 224 条に基づいて若しくは本項の先の請求の結果として延長された後の期間が，(1)の所定の関連期間の終了より 6 月を超えて延長されることになる場合

規則 4.13　受理の延期
(1) 登録官は，次に該当する場合において，出願人からの書面による請求があったときは，商標登録出願の受理を延期することができる。
(a) その請求が規則 4.12(1)に規定する期間又は規則 4.12 若しくは法律第 224 条に基づいて延長された期間内に行われていること
(b) 登録官がその出願について，次に該当する他の商標の存在を理由として，法律第 44 条(1)若しくは(2)又は規則 4.15A(1)若しくは(2)に基づく拒絶理由が存在すると合理的に信じていること

(i) 他の者によって登録されているもの
(ii) 国際保護商標であるもの，又は
(iii) 他の者が行った登録出願又はIRDAに係わっているもの，及び
(c) 出願人について，次の事情があること
(i) 他の商標の登録出願又はIRDAに関する手続の終結を待っていること
(ii) 出願人の商標及び他の商標に関して，登録官に次の事項を認めさせるよう試みていること
(A) 法律第 44 条(3)(a)若しくは(b)又は規則 4.15A(3)(a)若しくは(b)に記載されている事項，又は
(B) 法律第44条(4)又は規則4.15A(5)に記載されている事項
(iii) 他の商標に関して，法律第92条又は規則17A.48Cに基づき請求を行っており，かつ，その請求に関する手続の終結を待っていること
(iv) 他の商標に関して，登録簿又は国際登録記録を更正させるための手続を開始しており，かつ，その手続について決定又はその他の処分がされていないこと
(v) 他の商標の登録が満了した後又は他の商標の登録簿からの抹消後の6月の期間内に，その商標の更新を待っていること，又は
(vi) 他の商標の国際登録が満了した後又は他の商標の国際登録簿からの抹消後の 6 月の期間内に，他の商標の国際登録の更新を待っていること
(2) 登録官は，次の条件の何れかが満たされている場合は，自己の発意により，規則4.12(1)の所定の期間内で,又は法律第224条又は規則4.12(4)に基づいて延長されている期間内で，出願の受理を延期することができる。
(a) (b)に記載した手続を開始することが可能な期間又は(c)に記載した請求をすることが可能な期間がいまだ終了していないこと
(b) その出願に関し，法律の規定に基づく上訴手続が所定の裁判所において開始されていること
(c) 最初に言及した出願に関する登録官の決定について，その再審理を求める請求が行政不服審判所(AAT)に対して行われていること，又は
(d) 登録官に対して，出願人の死亡が書面によって届出されていること
(3) 登録官は，証明商標の使用を規制する規約の写しが規則16.2に従ってACCCに送付されたときは，その証明商標に係わる登録出願の受理を延期しなければならない。
(4) 登録官は，出願人に対し，次の事項を通知しなければならない。
(a) 出願人が登録官に出願の受理を延期するよう請求した場合，出願の受理を延期する又は延期しない旨の登録官の決定，及び
(b) 登録官が前記以外の場合において出願の受理を延期したとき，出願の受理を延期する根拠とした規定

規則4.14　受理延期の期間
(1) 出願受理を延期する期間(「延期期間」)は，次の日の直後に開始する。
(a) 規則4.13(1)に基づく延期に関して，商標局が請求を受領した日，又は
(b) 規則4.13(2)又は(3)に基づく延期に関して，規則4.13(4)に基づいて延期通知書が交付された日

(2) 延期期間は，次の時点で終了する。
(a) 出願が取り下げられたとき
(b) (a)に該当しない場合，登録官が，法律第 44 条(1)若しくは(2)又は規則 4.15A(1)若しくは(2)に基づく出願拒絶理由がもはや存在していないと合理的に認めたとき，又は
(c) (a)及び(b)に該当しない場合，(3)による時点
(3) (2)(c)の適用上，延期期間は，次の時点で終了する。
(a) 受理が規則 4.13(1)(c)(i)を理由として延期されている場合，他の商標についての登録又は保護の拡張に関する手続が終結したとき
(b) 受理が規則 4.13(1)(c)(ii)を理由として延期されている場合，延期の開始日から 6 月が終了したとき
(c) 受理が規則 4.13(1)(c)(iii)を理由として延期されている場合，他の商標に関して法律第 9 部又は規則 17A.48C に基づく手続が終結したとき
(d) 受理が規則 4.13(1)(c)(iv)を理由として延期されている場合，他の商標に関して登録簿又は国際登録記録を更正させるための手続に対して，決定又はその他の処分が行われたとき
(e) 受理が規則 4.13(1)(c)(v)を理由として延期されている場合，他の商標の登録が更新されるか，又は他の商標が登録簿から抹消されたとき
(ea) 受理が規則 4.13(1)(c)(vi)を理由として延期されている場合，他の商標の国際登録が更新されるか，又は他の商標が国際登録簿から抹消されたとき
(f) 受理が規則 4.13(2)(a)を理由として延期されている場合，次の期間の開始から 2 月が終了したとき
(i) 規則 4.13(2)(b)に記載した手続を開始することができる期間，又は
(ii) 規則 4.13(2)(c)に記載した請求を行うことのできる期間
(g) 受理が規則 4.13(2)(b)又は(c)を理由として延期されている場合，次の期間が終了したとき
(i) その手続又は再審理についての決定又はその他の処分から 3 月，又は
(ii) 上訴が提起された裁判所若しくは行政不服審判所(AAT)が，又は前記審判所による再審理から生じた上訴が提起された裁判所が許可した期間
(h) 受理が規則 4.13(2)(d)を理由として延期されている場合,出願人死亡後の期間であって，登録官がその状況において十分であると合理的に考えるものが終了したとき，及び
(j) 受理が規則 4.13(3)を理由として延期されている場合において，
(i) ACCC が出願に関して法律第 175 条(2)に基づく証明書を交付したとき，登録官がその証明商標の登録を受理したとき，及び
(ii) ACCC が同項に基づく証明書を交付しなかったとき，法律第 175 条(4)に基づく登録官宛の通知の日付から 2 月が終了したとき
(4) 出願の受理が規則 4.13(1)(c)及び規則 4.13(2)の規定の 2 以上の作用の結果として延期されている場合は，(3)の関連規定の該当する事情に応じ，延期期間の終了をより遅く又は最も遅くする規定に従って終了する。
(5) 登録官は，出願人に対し，次の事項を通知しなければならない。
(a) 延期期間の終了，及び
(b) 受理が規則 4.13(1)に基づいて延期されている場合，規則 4.12(1)(a)又は(b)によって規定されている関連期間の最終日

規則 4.15　一定の記号を含んでいる等の事情にある商標

(記号について規定している)法律第 39 条(2)(a)の適用上，次の記号が所定の記号である。

(a) 「Patent」,「Patented」,「By Royal Letters Patent」,「Protected International Trade Mark」,「Registered」,「Registered Design」,「Copyright」,「Plant Breeder’s Rights」,「EL Rights」又は同趣旨の語句若しくは記号(「©」及び「®」の記号を含む)

(b) 「これを模造することは偽造である」という語句又は同趣旨の語句

(c) 連邦，州又は領域の紋章，旗章又は印章の表示

(d) オーストラリアの市若しくは町又はオーストラリアの官庁又は公立機関の紋章又は記章の表示

(da) 産業財産権の保護に関する国際同盟の加盟国である国の旗章の表示

(e) 産業財産権の保護に関する国際同盟が，国際的取決に基づいて登録不適格なものとして通知している標章の表示

(f) 附則 2 に記載されている記号

規則 4.15A　拒絶理由－マドリッド議定書に基づく保護商標との同一性等を有する商標

(1) 法律第 189A 条に関して，かつ，(3)及び(5)に従うことを条件として，商品(「出願人の商品」)に関する商標(「出願人の商標」)の登録出願は，次の場合は，拒絶しなければならない。

(a) 出願人の商標が，

(i) 国際保護商標，又は

(ii) 登録官が IRDA の通知を受けている商標，

であって，類似商品又は密接に関連するサービスに関して他人によって保有されているものと実質的に同一又は欺瞞的に類似する場合，及び

(b) 出願人の商品に関する出願人の商標の登録優先日が，類似商品又は密接に関連するサービスに関する他の商標の優先日より先でない場合

(2) 法律第 189A 条に関して，かつ，(3)及び(5)に従うことを条件として，サービス(「出願人のサービス」)に関する商標(「出願人の商標」)の登録出願は，次の場合は，拒絶しなければならない。

(a) 出願人の商標が，

(i) 国際保護商標，又は

(ii) 登録官が IRDA の通知を受けている商標，

であって，類似サービス又は密接に関連する商品に関して他人によって保有されているものと実質的に同一又は欺瞞的に類似する場合，及び

(b) 出願人のサービスに関する出願人の商標の登録優先日が，類似サービス又は密接に関連する商品に関する他の商標の優先日より先でない場合

(3) (1)又は(2)に記載する場合において，登録官が，

(a) 前記の 2 商標について，誠実な同時使用があったこと，又は

(b) 他の状況を考慮して，そうすることが適切であること，

を認めたときは，登録官は，出願人の商標についての登録出願を，登録官が課すことが適切と考える条件又は限定を付して，受理することができる。

(4) 出願人の商標が特定地域に限定して使用されている場合は，前記の限定には，その商標の使用を前記の特定地域に限られることを含めることができる。
(5) (1)又は(2)に記載する場合において，登録官が，出願人又は出願人及び出願人の前権原者が次の期間に出願人の商標を継続して使用していたことを認めたときは，登録官は，他の商標の存在を理由として当該出願を拒絶してはならない。
(a) 次のもの，すなわち，
(i) 類似商品又は密接に関連するサービス，又は
(ii) 類似サービス又は密接に関連する商品，
に関する他の商標の優先日前に始まり，かつ，
(b) 出願人の商標の登録優先日に終わる期間

規則 4.18　出願の早期審査を求める請求
(1) 商標登録出願をする者又はした者は，
(a) 書面をもって，出願の早期審査を請求することができ，かつ，
(b) その請求には，請求理由を記載した宣言書を含めなければならない。
(2) 登録官は，請求に関して決定を下した後速やかに，その請求を行った者に対し，決定について通知しなければならない。

規則 4.19　早期審査
(1) 登録官は，規則 4.18 に基づく請求を認めた商標登録出願を，実行可能な範囲で，次の条件に従って，審査しなければならない。
(a) 請求が行われた順番に従うこと，及び
(b) 次の商標登録出願の前に行うこと
(i) 規則 4.18 に基づく請求がされていないもの，又は
(ii) 前記規則に基づいて行われた請求が認められなかったもの
(2) 商標登録出願についての早期審査請求がされていない場合において，登録官は，早期審査を行う正当な理由があると合理的に信じるときは，当該出願の早期審査をすることができる。
(3) (2)に記載した出願と他の商標登録出願との関係は，同項の適用上，関連した状況である。

第5部　登録に対する異議申立

第1節　序

規則5.1　第5部の内容

本部においては，次の事項に係る要件について規定する。
(a) 異議申立書及び関連書類の提出
(b) 提出書類の補正
(c) 異議申立の却下
(d) 異議申立に係る冷却期間
(e) 異議申立の聴聞
(f) 関連事項

規則5.2　定義

本部においては，
「防御意図通知書」とは，規則5.13 に基づいて提出される通知をいう。
「異議申立書」とは，法律第52条に基づく異議申立書をいう。
「当事者」とは，出願人又は異議申立人をいう。
「理由及び詳細陳述書」とは，次のことを記述する異議申立人の陳述書をいう。
(a) 異議申立人が弁駁しようとする意図の理由，及び
(b) 当該理由の基礎となっている事実及び事情
「商標出願」とは，法律第27条に基づく商標の登録を求める出願をいう。

規則5.4　通知及び申立を行う機会

(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 当事者が本部に基づいて登録官に請求を行う場合，又は
(b) 登録官が，本部に基づいて職権により決定を行う場合
(2) 登録官は，次のことを行わなければならない。
(a) (1)(a) に関し，請求の写しを他方当事者に送付することを含め，請求を他方当事者に通知すること又は
(b) (1)(b) に関し，行おうとしている決定について全当事者に通知すること
(3) 登録官が請求を許可しようとする場合は，登録官は，次により意見書の提出を行う機会を全当事者に送付しなければならない。
(a) 書面により
(b) 聴聞において，又は
(c) 登録官が通知において述べる他の手段により
(4) 登録官は，決定を全当事者に通知しなければならない。

第2節　異議申立書類の提出

第A款　異議申立書

規則 5.5　異議申立書の構成要素

(1) 異議申立書の構成要素は，次の通りである。

(a) 異議申立意図通知書，及び

(b) 理由及び詳細陳述書

(2) 異議申立書は，前記構成要素が提出されたときに，提出されたものとみなされる。

規則 5.6　異議申立意図通知書の提出

(1) 法律第 52 条(2) に関し，異議申立意図通知書を提出する期間は，商標出願の受理が法律第 34 条(b) に基づいて公報において公告された日から 2 月とする。

(2) 前記通知書は，承認様式によらなければならない。

(3) 登録官は，通知の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 5.7　理由及び詳細陳述書の提出

(1) 理由及び詳細陳述書は，異議申立意図通知書が提出された日から 1 月以内に提出されなければならない。

(2) 陳述書は，承認様式によらなければならない。

規則 5.8　理由及び詳細陳述書は適切なものでなければならない

(1) 登録官は，理由及び詳細陳述書の適切性を評価しなければならない。

(2) 登録官が陳述書は適切であると判断した場合は，登録官は，陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

(3) 登録官が陳述書は不適切であると判断した場合は，

(a) 登録官は，1 若しくは複数の理由に基づいてより多くの情報を提示することにより不適切性を是正するよう異議申立人に指示することができ

(b) すべての理由が不適切に述べられている場合は，登録官は，異議申立を却下することができ，又は

(c) 一部の理由のみが不適切に述べられている場合は，登録官は，

(i) 不適切な資料の一部若しくは全部を陳述書から削除し，かつ，

(ii) 残ったものを本規則適用上の陳述書として扱い，かつ，

(iii) 補正済み陳述書の写しを異議申立人に送付することができる。

(4) 登録官が，陳述書は(3)(a) に基づいて情報が提出された後もなお不適切であると判断した場合は，

(a) 登録官は，異議申立を却下することができ，又は

(b) 登録官は，

(i) 不適切な資料の一部若しくは全部を陳述書から削除し，かつ，

(ii) 残ったものを本規則適用上の陳述書とした扱い，かつ，

(iii) 補正済み陳述書の写しを異議申立人に送付することができる。

(5) 登録官が，(3)(a) に基づいて提出された情報により陳述書の不適切性が是正されると判断した場合は，登録官は，陳述書及び(3)(a) に関して提出された情報の写しを出願人に送付しなければならない。

(6) 異議申立人は，異議申立を却下する旨又は理由及び詳細陳述書から資料を削除する旨の本条規則に基づく決定の再審理を行政不服審判所(AAT)に請求することができる。
(7) 規則 5.4 は，本条規則に適用されない。

規則 5.9　提出期間の延長－請求

(1) 法律第 52 条(1) に基づいて出願に異議申立をしようとする者は，次の期間を延長するよう登録官に請求することができる。
(a) 規則 5.6(1) に基づいて異議申立意図通知書を提出する期間，又は
(b) 規則 5.7(1) に基づいて理由及び詳細陳述書を提出する期間
(2) (1)(a) 又は(b) に基づく請求は，次の時期に行うことができる。
(a) 当該の書類の提出期間内に，又は
(b) 商標が法律第 69 条に基づいて登録簿に記入される前に
(3) 請求は，次のように行われなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 次のことを陳述する宣言書を添付すること
(i) 理由の基礎となる事実及び事情，及び
(ii) 通知書又は理由及び詳細陳述書の提出期間が終了している場合は，請求が期間内に行われなかった理由
(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。
(a) 当該者，当該者の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏
(b) 当該者の管理の及ばない事情であって，当該者，当該者の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 5.10　提出期間の延長－許可

(1) 登録官は，規則 5.9(1) に基づく期間延長請求を，請求書に記載されている理由が延長を正当化していると認めた場合に限り，許可することができる。
(2) ただし，通知書又は理由及び詳細陳述書の提出期間が終了した後に請求が行われた場合は，登録官は，請求の遅延に十分な理由があると認めない限り，延長を許可してはならない。
(3) 登録官は，事情にかんがみて合理的な長さの延長期間を決定しなければならない。

規則 5.11　異議申立意図通知書の補正

(1) 異議申立人は，登録官に対し，誤記又は明白な過誤を補正するために，異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(2) 異議申立手続が法律第 53 条に基づいて他人(新異議申立人)の名義で進められている場合は，新異議申立人は，登録官に対し，新異議申立人の名称を記録するために，異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(3) 登録官は，登録官が適切と考える条件で請求を許可することができる。
(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済み異議申立意図通知書の写しを出願人に送付しなければならない。
(5) 規則 5.4 は，(1) 又は(2) に基づく請求に適用されない。

規則 5.12　理由及び詳細陳述書の補正

(1)　異議申立人は，登録官に対し，次の何れかをするために，理由及び詳細陳述書を補正するよう請求することができる。

(a)　異議申立の理由又は理由の根拠を構成する事実及び事情中の過誤又は遺漏を補正すること

(b) 異議申立の理由を補正すること

(c) 異議申立の新たな理由を追加すること

(d) 理由の根拠を構成する事実及び事情を補正すること

(2) 登録官は，登録官が適切と考える条件で請求を許可することができる。

(3) ただし，登録官が，

(a) 異議申立の理由を補正し，又は

(b) 異議申立の新たな理由を追加することができるのは，

当該補正又は追加が，陳述書提出時に異議申立人が合理的に認識することができなかったであろう情報に関連していることを登録官が認める場合に限る。

(4)　登録官は，請求を許可したときは，補正済み陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

第 B 款　防御意図通知書

規則 5.13　防御意図通知書の提出

(1) 法律第 52A 条(2)に関し，防御意図通知書は，理由及び詳細陳述書の写しを出願人が受領した日から 1 月以内に提出されなければならない。

(2) 登録官は，当該通知書の写しを異議申立人に送付しなければならない。

規則 5.13A　提出期間の延長－請求

(1) 何人も，登録官に対し，法律第 52A 条(1)に基づいて防御意図通知書を提出する期間を延長するよう請求することができる。

(2)　請求は，規則 5.13(1)に記載した期間の終了の翌日を始期とする 2 月の期間の満了前に行わなければならない。

(3) 請求は，次の通りでなければならない。

(a) 承認様式によること，及び

(b) 請求を行う理由の根拠となる事実及び事情を記載した宣言書を添付すること

(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。

(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏

(b)　当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 5.13B　提出期間の延長－許可

(1)　登録官は，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限り，規則 5.13A(1)に基づく期間延長に係る請求を許可することができる。

(2)　ただし，請求が，規則 5.13(1)に記載した期間が満了した後に行われた場合は，登録官

は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。
(3) 登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して，延長期間の長さを決定しなければならない。

第C款　証拠

規則5.14　証拠の提出

(1) 登録官は，次のことを両当事者に通知しなければならない。
(a) 本条規則に言及されている証拠期間に係るすべての証拠が提出されたこと，又は
(b) 当該期間について何らの証拠も提出されなかったこと
(2) 登録官は，本条規則に基づいて一方当事者が提出したすべての証拠の写しを，次のとおり他方当事者に送付しなければならない。
(a) 登録官が適切と考える場合は関係証拠期間の終了までに，又は
(b) 証拠期間の終了後に
(3) 異議申立人は，異議申立の裏付け証拠を，防御意図通知書の写しを受領した日から 3 月以内に提出しなければならない。
(4) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を提出する場合は，出願人は，裏付け証拠に対する答弁証拠を，登録官が次のことをした日から 3 月以内に提出しなければならない。
(a) 出願人に次のものを送付すること
(i) すべての裏付け証拠，又は
(ii) 異議申立人が裏付け証拠を分割して提出する場合は，裏付け証拠の最終分割分，及び
(b) すべての裏付け証拠が提出された旨を出願人に通知すること
(5) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を何ら提出しない場合は，出願人は，理由及び詳細陳述書に対する何らかの答弁証拠を，何らの裏付け証拠も提出されなかった旨を登録官が出願人に通知した日から 3 月以内に提出しなければならない。
(6) 出願人が (4)又は (5)に基づく答弁証拠を提出した場合は，異議申立人は，当該答弁証拠に対する何らかの弁駁証拠を，登録官が次のことをした日から 2 月以内に提出しなければならない。
(a) 異議申立人に次のものを送付すること
(i) すべての答弁証拠，又は
(ii) 出願人が答弁証拠を分割して提出する場合は，答弁証拠の最終分割分，及び
(b) すべての答弁証拠が提出された旨を異議申立人に通知すること

規則5.15　提出期間の延長

(1) 当事者は，登録官に対し，規則5.14に言及される証拠の提出期間を延長するよう請求することができる。
(2) 登録官は，登録官が次のことを認める場合に限り，期間を延長することができる。
(a) 当事者が，
(i) 本部の関係提出要件を満たすためにすべての合理的な努力を行ったこと，及び
(ii) 期間内に証拠を提出できるよう，常時迅速にかつ注意を払って行動したにも拘らず，期間内に提出できなかったこと，又は

(b) 延長を正当化する例外的な事情が存在すること
(3) 登録官は,
(a) 事情にかんがみて合理的な長さの延長期間を決定しなければならず，また
(b) 登録官が適切と考える条件で長さを決定することができる。
(4) 本条規則において,
「例外的な事情」には次のものが含まれる。
(a) 当事者の管理の及ばない事情であって，本部に基づく提出要件を当事者が満たすのを妨げるもの
(b) 登録官又は職員による過誤又は遺漏であって，本部に基づく提出要件を当事者が満たすのを妨げるもの
(c) 異議申立を停止する旨の裁判所の命令又は登録官による指示

第 3 節　異議申立の冷却期間

規則 5.16　登録官は冷却期間を認容することができる

(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される。
(a) 異議申立書が提出され，かつ,
(b) 登録官が法律第 55 条(1) に基づく異議申立に係る決定を行っておらず，かつ,
(c) 異議申立が法律第 222 条又は規則 5.8 に基づいて却下されていない場合
(2) 登録官が，全当事者が冷却期間に同意したことを認めた場合は，登録官は，6 月の冷却期間を認容しなければならない。
(3) 冷却期間の終了前に，登録官が，全当事者が当該期間の延長に同意したことを認めた場合は，登録官は，当該期間を 6 月延長しなければならない。
(4) 登録官は，次のことをしてはならない。
(a) 冷却期間をそれ以上延長すること，又は
(b) 1 の異議申立について複数の冷却期間を認容すること
(5) 当事者が承認様式により，登録官に対し，冷却期間を中止するよう請求する通知を提出した場合は，登録官は，そうしなければならない。
(6) 登録官は，次の場合は，全当事者が取らなければならない措置について全当事者に指示することができる。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(7) 異議申立は，次の場合に再開する。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(8) 仮に,
(a) 冷却期間が規則 5.13 に言及される期間中又は規則 5.14 に言及される証拠期間中に開始し，かつ,
(b) 異議申立が再開した場合は,
規則 5.13 又は規則 5.14 に言及される期間は，異議申立が再開したときに再開する。

第 4 節　異議申立の聴聞

規則 5.17　聴聞

(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される。
(a) 異議申立が，
(i) 法律第 222 条又は規則 5.8(3)(b) 若しくは規則 5.8(4)(a) に基づいて却下された事情になく，また
(ii) 法律第 55 条(1) に基づく決定を下された事情にもなく，かつ，
(b) 異議申立が関係する商標出願が法律第 54A 条に基づいて失効していない場合
(2) 次の場合，出願人は，登録官に対し，聴聞を行うよう請求することができる。
(a) 規則 5.14(3) に言及される証拠期間が終了し，かつ，
(b) 次の事情が該当すること
(i) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出されていること，又は
(ii) 当該期間に何らの証拠も提出されていないこと
(3) 次の場合，当事者は，登録官に対し，聴聞を行うよう請求することができる。
(a) 規則 5.14(4) から(6) までの何れかに言及される証拠期間が終了し，かつ，
(b) 次の事情が該当すること
(i) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出されていること，又は
(ii) 当該期間に何らの証拠も提出されていないこと
(4) 登録官は，
(a) 当事者から請求された場合は，異議申立の聴聞を行わなければならない。又は
(b) 登録官自身の発意により，異議申立の聴聞を行うことを決定することができる。
(5) 聴聞は，登録官の裁量により，
(a) 口頭による聴聞であっても，
(b) 意見書の提出によってもよい。
(6) 登録官が口頭による聴聞に決定した場合は，
(a) 登録官は，全当事者に対し，聴聞の日時及び場所を通知しなければならず，
(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，かつ，
(c) 出願人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。
(7) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，(6)に基づく意見書の要約の提出の当事者による不履行を考慮に入れることができる。

第 5 節　雑則

規則 5.18　先の条約出願の写しの異議申立人による入手

(1) 出願人が優先権を主張している出願に関係する異議申立手続において，異議申立人は，登録官に対し，先の出願の写しの入手を可能にするよう請求することができる。
(2) 登録官は，請求を受領したときは，出願人に対し，次のものを提出するよう要求しなければならない。
(a) 先の出願が提出された条約国の商標局（又はその同等機関）において認証された先の出

願の写し，及び
(b) 先の出願が英語によらない場合は，
(i) 先の出願の英語への翻訳文，及び
(ii) 翻訳文に関する確認証明書
(3) 出願人が既に関係書類を提出していた場合は，(2)は適用されない。
(4) 登録官は，書類の写しを異議申立人に送付しなければならない。
(5) 出願人が，先の出願を行った者の権利承継人である場合は，登録官は，出願人に対し，出願人への権利移転を証明するのに十分な証拠書類を提供するよう要求することができる。

規則 5.19　登録官は指示することができる
(1) 登録官は，次により，本部が適用される異議申立に関して指示することができる。
(a) 当事者から書面により請求された場合，又は
(b) 登録官自らの発意により
(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，当該指示について申立を行う機会を全当事者に与えなければならない。
(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。
(4) 登録官は，指示をできる限り速やかに全当事者に通知しなければならない。

規則 5.20　登録官は異議申立の却下又は中止を全当事者に通知しなければならない
異議申立が法律第 222 条又は規則 5.8 に基づいて却下されるか又は中止された場合は，登録官は，当該の却下又は中止を全当事者に通知しなければならない。

第 6 部　商標の登録出願及びその他の書類の補正

第 1 節　商標の登録出願及びその他の書類の補正

規則 6.1　登録官による出願の補正

(1) (補正について規定している)法律第 63 条(2)の適用上，登録官は，商標登録出願を補正しようとするときは，出願人に対し，次の事項を通知しなければならない。

(a) 補正提案の提示及び補正の理由，及び

(b) 補正提案は，出願人が当該通知に記載されている合理的期間中に異論をなさない限り，その期間の終了時に実施される旨の説明

(2) 出願人が(1)(b)に記載した期間内に，登録官の提案する補正に対して異論をなしたときは，登録官は，異論が取り下げられない限り，その補正を行うことができない。

規則 6.2　明細公告前の補正請求

(公告前の補正について規定している)法律第 64 条(b)の適用上，補正請求のための期間は，その商標登録出願の出願日から 14 日である。

規則 6.3　宣言書の提出

ある者が，(公告前の補正について規定している)法律第 64 条又は(他の書類の補正について規定している)法律第 66 条(a)に基づいて補正を請求したときは，登録官はその者に対し，次の内容を記載した宣言書の提出を要求することができる。

(a) 出願において，誤記又は明白な錯誤があること，及び

(b) 誤記又は錯誤が生じた状況

規則 6.4　補正の通知

登録官は，法律第 6 部に基づき，出願，通知又は書類を補正したときは，次の者に対し，当該補正について通知しなければならない。

(a) 補正を請求した者，及び

(b) 登録官が適切と考えるその他の者

第 2 節　補正に対する異議申立

規則 6.5　定義

本節において，

「異議申立書」とは，規則 6.6(1) に基づいて提出された通知をいう。

「当事者」とは，出願人又は異議申立人をいう。

規則 6.6　異議申立書

(1) 法律第 65A 条(4) に関し，何人も，法律第 65A 条(3) に基づく公報における補正請求の公告から 1 月以内に，承認様式により異議申立書を提出することによって，補正請求に対して異議申立を行うことができる。

(2) 登録官は，申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 6.7　通知及び申立を行う機会

(1) 本条規則は，次の場合に適用される。

(a) 当事者が本節に基づいて登録官に対し請求を行うこと，又は

(b) 登録官が本節に基づいて自らの発意により決定を行おうとすること

(2) 登録官は，次のことをしなければならない。

(a) (1)(a) に関し，請求の他方当事者に対し，当該請求の写しを送付することを含め，当該請求を通知すること，又は

(b) (1)(b)に関し，予定している決定を両当事者に通知すること

(3) 登録官が請求を許可しようとする場合は，登録官は，両当事者に対し，次により申立を行う機会を与えなければならない。

(a) 書面により，

(b) 聴聞において，又は

(c) 登録官が通知に記載するその他の手段により

(4) 登録官は，両当事者に対し，登録官の決定を通知しなければならない。

規則 6.8　慣行及び手続

登録官は，次のことを行うことができる。

(a) 本部が適用される異議申立において従うべき慣行及び手続を決定すること，及び

(b) それに応じて両当事者に指示すること

規則 6.9　聴聞

(1) 登録官は，

(a) 当事者から書面により請求された場合は，異議申立の聴聞を行わなければならず，また

(b) 登録官自らの発意により，異議申立の聴聞を行うことを決定することができる。

(2) 聴聞は，登録官の裁量により，

(a) 口頭による聴聞であっても，又は

(b) 書面による提出物によっても差支えない。

(3) 登録官が口頭による聴聞を決定した場合は，

(a) 登録官は，両当事者に対し，聴聞の日時及び場所を通知しなければならず，

(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，

(c) 出願人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。

(4) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，当事者による (3)に基づく意見書の要約の提出の不履行を考慮に入れることができる。

(5) 登録官は，

(a) 異議申立について決定を下し，かつ，

(b) 両当事者に対し，登録官の決定を通知しなければならない。

規則 6.10　登録官は指示することができる

(1) 登録官は，次の場合，本節が適用される異議申立に関して指示することができる。

(a) 当事者から書面により請求される場合，又は

(b) 登録官自らの発意による場合

(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，両当事者に対し，指示について申立を行う機会を与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。

(4) 登録官は，両当事者に対し，できる限り速やかに指示を通知しなければならない。

規則 6.11　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

登録官は，異議申立が却下又は中止された場合は，当該の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない。

第7部　商標の登録

第1節　最初の登録

規則7.1　商標が登録を受けることができる期間

(1) (登録について規定している)法律第68条(1)の適用上，登録のために受理された商標の登録のための期間は次の通りである。

(a) (b)に該当する場合以外は，登録の受理が公報に公告された日に始まり，次の日に終わる期間

(i) 前記の公告日から6月後の日，又は

(ii) (2)又は(3)に基づいてより後の日が指定される場合，同項において指定された日，及び

(b) 商標登録出願人が死亡した場合，死亡の日から12月以内又は登録官が合理的に許可する追加期間内

(2) 次の場合，すなわち，

(a) 所定の裁判所又は行政不服審判所(AAT)における商標登録に関連する手続について，決定又はその他の処分がされておらず，かつ，

(b) 所定の裁判所又は行政不服審判所(AAT)が商標登録を(1)(a)(i)にいう日以前に行うことが不可能であると認めた場合は，

所定の裁判所又は行政不服審判所(AAT)は，(1)(a)(ii)の適用上，(1)(a)(i)にいう日より後の日を指定することができる。

(3) 次の場合，すなわち，

(a) 商標登録に関連する手続が登録官に対するものであり，かつ，

(b) 登録官が，

(i) 商標登録を(1)(a)(i)にいう日以前に行うことが不可能であり，かつ，

(ii) そうすることが適切である，

と合理的に認めた場合は，登録官は，(1)(a)(ii)の適用上，(1)(a)(i)にいう日より後の日を指定することができる。

規則7.2　登録簿に記入されるべき明細

(明細について規定している)法律第69条(2)(c)の適用上，商標に関し，次のその他の明細を登録簿に記入しなければならない。

(a) 商標が証明商標，団体商標又は防護商標として登録される場合，その旨の明示

(b) 登録日

(c) 登録官が法律第69条(1)に基づき，登録の明細を登録簿に記入した日

(d) 法律第29条に基づいて主張された優先権があるときは，その明細

(e) 分割出願の場合は，その基礎とされている親出願の出願日

(f) 親商標登録出願に割り当てられている番号

(g) 商標の登録に係わる商品及び／又はサービスの類番号

(h) 商標所有者の宛先

(i) 商標に関するその他の明細であって，登録官が適切であると合理的に信じるもの

第 2 節　登録更新(通則)

規則 7.3　更新請求のための期間

(更新請求について規定している)法律第 75 条(1)の適用上，ある者が登録官に商標登録の更新請求をすることができる期間は，その商標の登録が満了する日に終わる 12 月である。

規則 7.4　更新時期到来の通知－いつ，どのように行われるか

(1) (更新時期到来について規定している)法律第 76 条の適用上，商標登録の更新時期について登録所有者に通知する期間は，その商標の登録が満了する日に終わる 2 月である。

(2) 更新時期の到来についての通知には，次の事項を含めなければならない。

(a) 商標登録満了日についての陳述，及び

(b) 納付されるべき手数料についての陳述

規則 7.5　更新の通知

(更新について規定している)法律第 77 条(2)の適用上，商標登録更新についての通知には，次の事項を含めなければならない。

(a) 登録が更新された旨の陳述，及び

(b) 更新された期間

第 3 節　登録更新(登録が出願日から 10 年以上遅延する場合)

規則 7.6　所定の期間(法律第 80A 条(3))

法律第 80A 条(3)に関して，所定の期間は 2 月である。

規則 7.7　更新についての通知

(登録が登録出願の出願日から 10 年以上遅延した場合における登録更新について規定している)法律第 80C 条に関して，登録官から商標の登録所有者への通知は，次の事項を記載していなければならない。

(a) 所定の期間の満了日，及び

(b) 登録所有者が納付すべき手数料

規則 7.8　更新通知

(所定の期間内の更新について規定している)法律第 80E 条に関して，商標登録の更新についての通知は，次の事項を記載していなければならない。

(a) 登録が更新されたこと，及び

(b) 1 又は複数の更新された期間

第 8 部　登録の訂正及び取消

規則 8.1　取消通知

(1) 登録官は，登録商標の所有者から法律第 84 条(1)に基づく請求を受けた後に，法律第 84 条(2)に基づいてある者に通知をする義務がないときは，その商標の登録を取り消さなければならない。

(2) 登録官が同項に基づいてある者に通知をしなければならないときは，その通知には，次の場合を除き，通知書の日付から 2 月の期間が終了したときに，登録官が商標を取り消すことを記載しなければならない。

(a) 登録商標の所有者からの請求が前記の期日より前に取り下げられた場合，又は

(b) 所定の裁判所が，登録官はその商標の登録を取り消してはならないと決定した場合

(3) 登録商標の所有者からの請求が取り下げられるか，又は所定の裁判所が別段の決定を行った場合を除き，登録官は，次の措置をとらなければならない。

(a) 通知を受けた各々の者が，前記の 2 月の期間の終了前に，登録官に対し書面をもって，当該商標の登録取消について異論申立をしない旨を通知したとき，その商標の登録を取り消すこと，又は

(b) (a)が該当しないとき，前記の期間の終了後に，その商標の登録を取り消すこと

規則 8.2　訂正又は取消－裁判所が考慮すべき事項

(所定の裁判所による訂正又は取消を規定している)法律第 89 条(2)(a)の適用上，所定の裁判所は，登録簿の更正を求める請求に関して法律第 89 条(1)に基づく決定を下すときは，次の事項を，それが関連する限り，考慮しなければならない。

(a) その商標登録が取り消されなかった場合に公共の利益が影響を受ける程度

(b) 請求の原因となった状況が存在しなくなっているか否か

(c) 請求の原因となった状況が生じる前に，その商標が関連する商品及び／又はサービスを識別していた程度

(d) 登録簿更正命令以外に，その状況に適した命令又は他の救済手段があるか否かということ

規則 8.3　登録簿更正の請求理由－マドリッド議定書に基づく保護商標との同一性等を有する登録商標

法律第 189A 条に関して，かつ，法律第 8 部の規定に加えて，商標に関連する登録簿の更正請求は，規則 4.15A に定める理由の何れかに基づいて，行うことができる。

規則 8.4　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立書

(1) 法律第 83A 条(4)に関して，何人も，異議申立書を登録官に提出することにより，訂正請求に異議を申し立てることができる。

(2) 異議申立書は，次のとおりでなければならない。

(a) 承認様式によること，及び

(b) 訂正請求が公報に公告された後 1 月以内に提出すること

(3) 登録官は，申立書の写しを登録商標の登録所有者に送達しなければならない。

規則 8.5　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の慣行及び手続

登録官は，次のことをすることができる。

(a) 法律第 83A 条(4)に基づく異議申立において従うべき慣行及び手続を決定すること，及び

(b) それに応じて訂正請求を行った登録商標の登録所有者及び異議申立書を提出した者(異議申立人)に指示すること

規則 8.6　国際協定との不一致を理由とする訂正－聴聞

(1) 登録官は，

(a) 登録商標の登録所有者又は異議申立人から書面により請求された場合は，法律第 83A 条(4)に基づく異議申立の聴聞を開かなければならず，又は

(b) 登録官の職権により，異議申立の聴聞を開くことを決定することができる。

(2) 聴聞は，登録官の裁量により，次によることができる。

(a) 口頭による聴聞，又は

(b) 意見書

(3) 登録官が口頭による聴聞を決定した場合は，

(a) 登録官は，聴聞の日時及び場所を登録商標の登録所有者及び各異議申立人に通知しなければならず，

(b) 登録商標の登録所有者は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，かつ，

(c) 各異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。

(4) 登録商標の登録所有者又は異議申立人が(3)に基づいて意見書の要約を提出しない場合は，登録官は，費用の裁定を行うに当たり，当該不履行を考慮に入れることができる。

(5) 登録官は，次のことをしなければならない。

(a) 異議申立に決定を下すこと，及び

(b) 登録官の決定を登録商標の登録所有者及び各異議申立人に通知すること

(6) 規則 21.15 及び規則 21.16 は，法律第 83A 条(4)に基づく異議申立に関しては適用されない。

規則 8.7　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の指示

(1) 登録官は，次の通り，法律第 83A 条(4)に基づく異議申立に関して指示することができる。

(a) 登録商標の登録所有者又は異議申立人から書面により請求された場合，又は

(b) 登録官自らの発意により

(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，指示について申立を行う機会を登録商標の登録所有者及び各異議申立人に与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。

(4) 登録官は，指示をできる限り速やかに登録商標の登録所有者及び各異議申立人に通知しなければならない。

規則 8.8　国際協定との不一致を理由とする訂正－異議申立の却下又は中止の通知

法律第 83A 条(4)に基づく異議申立が法律第 222 条に基づいて却下されるか又は中止された場合は，登録官は，却下又は中止を登録商標の登録所有者及び各異議申立人に通知しなければならない。

第 9 部　不使用による登録簿からの商標の抹消

第 1 節　序

規則 9.1　第 9 部の内容

本部は，次の事項についての要件を規定する。
(a) 抹消請求の実行及び通知
(b) 異議申立書及び関連書類の提出
(c) 提出された書類の訂正
(d) 異議申立の却下
(e) 異議申立の聴聞
(f) 関連事項

規則 9.2　定義

本部において，
「抹消請求」とは，商標の登録簿からの抹消を求める請求をいう。
「防御意図通知書」とは，規則 9.15 に基づいて提出される通知をいう。
「異議申立書」とは，法律第 96 条に基づく異議申立書をいう。
「異議申立人」とは，次のものを提出する者をいう。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
「当事者」とは，出願人又は異議申立人をいう。
「理由及び詳細陳述書」とは，次のものを記述する異議申立人による陳述書をいう。
(a) 異議申立人が反駁しようとしている抹消理由，及び
(b) 抹消に対する異議申立の根拠となる事実及び事情

規則 9.4　通知及び申立を行う機会

(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 当事者が本部に基づいて登録官に対して請求を行う場合，又は
(b) 登録官が，本部に基づき，登録官自らの発意により決定を行おうとする場合
(2) 登録官は，次のことを行わなければならない。
(a) (1)(a) に関し，他方当事者に請求の写しを送付することを含め，請求を他方当事者に通知すること，又は
(b) (1)(b) に関し，行おうとしている決定を両当事者に通知すること
(3) 登録官は，請求を許可しようとする場合は，両当事者に対し，次により申立を行う機会を与えなければならない。
(a) 書面によるか，
(b) 聴聞においてか，又は
(c) 登録官が通知に記載するその他の手段により
(4) 登録官は，登録官の決定を両当事者に通知しなければならない。

第 2 節　抹消の請求

規則 9.5　抹消の請求

法律第 92 条(2)(a) に関し，抹消の請求は，承認様式によらなければならない。

規則 9.6　請求の通知

法律第 95 条(1) に関し，登録官は，請求の提出から 1 月以内に，請求の写しを，それを受け取るべきであると登録官が考える各人に交付しなければならない。

第 3 節　異議申立書類の提出

第 A 款　異議申立書

規則 9.7　異議申立書の構成要素

(1) 異議申立書の構成要素は，次の通りである。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
(2) 異議申立書は，前記構成要素が提出されたときに，提出されたものとみなされる。

規則 9.8　異議申立意図通知書の提出

(1) 法律第 96 条(2) に関し，異議申立意図通知書の提出期間は，抹消の請求が公報において公告された日から 2 月とする。
(2) 通知書は，承認様式によらなければならない。
(3) 登録官は，通知書の写しを出願人に交付しなければならない。

規則 9.9　理由及び詳細陳述書の提出

(1) 理由及び詳細陳述書は，異議申立意図通知書が提出された日から 1 月以内に提出されなければならない。
(2) 陳述書は，承認様式によらなければならない。

規則 9.10　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない

(1) 登録官は，規則 9.9 に基づいて提出された理由及び詳細陳述書の適切性を評価しなければならない。
(2) 登録官は，陳述書は適切であると判断した場合は，陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。
(3) 登録官が陳述書は不適切であると判断した場合は，登録官は，次のことをすることができる。
(a) 異議申立人に対し，抹消の理由に対する異議申立の根拠に関するより多くの情報を提出することにより，不適切性を是正するよう指示すること，又は
(b) 異議申立を却下すること
(4) 登録官が(3)(a)に基づいて提出された情報は陳述書の不適切性を是正すると判断した場

合は，登録官は，陳述書及び当該情報の写しを出願人に送付しなければならない。
(5) 法律第 99A 条(1)に関し，登録官は，次の場合は異議申立を却下することができる。
(a) 登録官が陳述書は不適切であると判断した場合，又は
(b) 登録官が異議申立人に対し，(3)(a)に基づく情報を提出するよう指示し，かつ，
(i) 異議申立人が当該情報を提出しないか，若しくは
(ii) 登録官が，提出された情報は陳述書の不適切性を是正するものではないと判断した場合
(6) 規則 9.4 は，本条規則に適用されない。

規則 9.11　提出期間の延長－請求
(1) 抹消の請求に対して異議申立をすることを意図する者は，登録官に対し，次のものを延長するよう請求することができる。
(a) 規則 9.8(1)に基づく異議申立意図通知書を提出する期間，又は
(b) 規則 9.9(1)に基づく理由及び詳細陳述書を提出する期間
(2) (1)(a)又は(b)に基づく請求は，当該の書類を提出する期間内に行うことができる。
(3) 請求は，次に定めるところによらなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 次のことを陳述する宣言書を添付すること
(i) 理由の根拠となる事実及び事情，及び
(ii) 異議申立意図通知書又は理由及び詳細陳述書を提出する期間が終了していた場合は，請求が当該期間内に行われなかった理由
(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。
(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による誤り又は遺漏
(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 9.12　提出期間の延長－許可
(1) 登録官は，規則 9.11(1)に基づく期間延長の請求に関し，請求書に記載された理由が延長を正当化すると認めた場合に限り，これを許可することができる。
(2) ただし，通知書並びに理由及び詳細陳述書の提出期間が終了した後に請求が行われた場合は，登録官は，請求実行の遅延について十分な理由があると認めない限り，延長を許可してはならない。
(3) 登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して，延長期間の長さを決定しなければならない。

規則 9.13　異議申立意図通知書の補正
(1) 異議申立人は，誤記又は明白な過誤を補正するために，登録官に対し，異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(2) 法律第 96A 条に基づいて，異議申立人以外の者の名義で異議申立手続が進められている場合は，当該者は，登録官に対し，当該者の名称を記録するために異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(3) 登録官は，登録官が適切と考える条件で請求を許可することができる。

(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済みの異議申立意図通知書の写しを出願人に送付しなければならない。
(5) 規則 9.4 は，本条規則に適用されない。

規則 9.14　理由及び詳細陳述書の補正

(1) 異議申立人は，登録官に対し，次のことをするために理由及び詳細陳述書を補正するよう請求することができる。
(a) 過誤若しくは遺漏を補正すること，又は
(b) 抹消に対する異議申立の根拠となっている事実若しくは事情を補正若しくは追加すること
(2) 登録官は，適切と考える条件の下で請求を許可することができる。
(3) ただし，登録官は，当該補正が行われるべきであると認める場合に限り請求を許可することができる。
(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済みの陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

第 B 款　防御意図通知書

規則 9.15　防御意図通知書の提出

(1) 防御意図通知書は，出願人が理由及び詳細陳述書の写しを交付された日から 1 月以内に提出されなければならない。
(2) 登録官は，通知書の写しを異議申立人に送付しなければならない。
(3) 出願人が(1)にいう期間内又はその延長期間内に防御意図通知書を提出しない場合は，登録官は，次の決定を行うことができる。
(a) 異議申立が成功したものとみなすこと，及び
(b) 当該商標を登録簿から抹消することを拒絶すること
(4) 登録官は，両当事者に登録官の決定を通知しなければならない。

規則 9.15A　提出期間の延長－請求

(1) 何人も，登録官に対し，防御意図通知書を提出する期間を延長するよう請求することができる。
(2) 請求は，規則 9.15(1)に記載した期間の終了の翌日を始期とする 2 月の期間の終了前に行わなければならない。
(3) 請求は，次の通りでなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 請求を行う理由の根拠となる事実及び事情を記載した宣言書を添付すること
(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。
(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏
(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 9.15B　提出期間の延長－許可

(1)　登録官は，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限り，規則 9.15A(1)に基づく期間延長に係る請求を許可することができる。

(2)　ただし，請求が，規則 9.15(1)に記載した期間が終了した後に行われた場合は，登録官は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。

(3)　登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して，延長期間の長さを決定しなければならない。

第 C 款　証拠

規則 9.16　証拠の提出

(1) 登録官は，両当事者に次のことを通知しなければならない。

(a) 本条規則に言及される証拠期間についてすべての証拠が提出されたこと，又は

(b) 当該期間について何らの証拠も提出されなかったこと

(2)　登録官は，本条規則に基づいて一方当事者により提出されたすべての証拠の写しを，次のように他方当事者に送付しなければならない。

(a)　登録官がそうすることが適切であると考える場合は，関係証拠期間が終了するまでに，又は

(b) 証拠期間が終了した後に

(3)　異議申立人は，異議申立の何らかの裏付け証拠を，抹消請求を防御する意図の通知書の写しを異議申立人が交付された日から 3 月以内に提出しなければならない。

(4)　異議申立人が異議申立の裏付け証拠を提出した場合は，出願人は，登録官が次のことをした日から 3 月以内に，異議申立人の証拠に対する何らかの答弁証拠を提出しなければならない。

(a) 出願人に次のものを送付すること

(i) すべての裏付け証拠，又は

(ii) 異議申立人が裏付け証拠を分割して提出する場合は，裏付け証拠の最終分割分，及び

(b) すべての裏付け証拠が提出された旨を出願人に通知すること

(5)　異議申立人が異議申立について如何なる裏付け証拠も提出しない場合は，規則 9.17　が適用される。

(6) 出願人が(4)に基づいて答弁証拠を提出した場合は，異議申立人は，登録官が次のことをした日から 2 月以内に，当該答弁証拠に対する何らかの弁駁証拠を提出しなければならない。

(a) 異議申立人に次のものを送付すること

(i) すべての答弁証拠，又は

(ii) 出願人が答弁証拠を分割して提出する場合は，答弁証拠の最終分割分，及び

(b) すべての答弁証拠が提出された旨を異議申立人に通知すること

規則 9.17　聴聞の請求及び異議申立が終了したものとみなされる事情

(1)　異議申立人が，規則 9.16(3)にいう裏付け証拠を提出するための期間内に，異議申立について聴聞するよう請求した場合は，登録官はそうしなければならない。

(2)　異議申立人が次のことをしなかった場合は，異議申立は終了したものとみなされるが，

中止されたか又は却下されたものとはみなされない。
(a) 規則 9.16(3)に従って裏付け証拠を提出すること，又は
(b) (1)に基づいて聴聞を求めること
(3) 抹消請求は，次の場合は争われていないものとみなされる。
(a) 異議申立が，(2)に基づいて，終了したものとみなされる場合，及び
(b) 登録官が抹消請求は適切であると認めている場合

規則 9.18　提出期間の延長
(1) 当事者は，登録官に対し，規則 9.16 に言及される証拠を提出する期間を延長するよう請求することができる。
(2) 登録官は，次のことを認める場合に限り，期間を延長することができる。
(a) 当事者が
(i) 本部のすべての関係提出要件に従うためにあらゆる合理的な努力をし，かつ，
(ii) 期間内に証拠を提出するために常時迅速にかつ注意を払って行動したにも拘らず，そうすることができなかったこと，又は
(b) 延長を正当化する例外的な事情が存在すること
(3) 登録官は，
(a) 事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して延長期間の長さを決定しなければならず，また
(b) 登録官が適切と考える条件を付して決定することができる。
(4) 本条規則において，
「例外的な事情」には，次のものが含まれる。
(a) 当事者の管理の及ばない事情であって，当事者が本部に基づく提出要件に従うことを妨げるもの
(b) 登録官又は職員による過誤又は遺漏であって，当事者が本部に基づく提出要件に従うことを妨げるもの
(c) 異議申立を停止させる旨の裁判所の命令又は登録官の指示

第 4 節　異議申立に関する冷却期間

規則 9.19　登録官は冷却期間を認容することができる
(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される
(a) 異議申立書が提出されており，
(b) 登録官が法律第 101 条(1)に基づいて商標を抹消する決定を行ってはおらず，かつ，
(c) 異議申立が規則 9.10 に基づいて却下されてはいない場合
(2) 登録官は，両当事者が冷却期間に同意していると認めた場合は，6 月の冷却期間を認容しなければならない。
(3) 登録官は，両当事者が冷却期間の延長について同意していることを当該期間の終了前に認めた場合は，冷却期間を 6 月だけ延長しなければならない。
(4) 登録官は，次のことを行ってはならない。
(a) 冷却期間をそれ以上延長すること，又は

(b) 1 の異議申立に関して複数の冷却期間を認容すること
(5) 当事者が承認様式により，冷却期間を中止するよう登録官に請求する通知を提出した場合は，登録官はそうしなければならない。
(6) 登録官は，次の場合，両当事者が取らなければならない措置に関して両当事者に指示することができる。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了したとき
(7) 異議申立は次の場合に再開する。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了したとき
(8) 次の場合，すなわち
(a) 冷却期間が規則 9.15 にいう期間中又は規則 9.16 にいう証拠期間中に開始し，かつ，
(b) 異議申立が再開する場合は，
規則 9.15 又は規則 9.16 に言及される期間は，異議申立が再開される時に再開する。

第 5 節　異議申立の聴聞

規則 9.20　聴聞

(1) 本条規則は，異議申立が規則 9.10 に基づいて却下されることがなく，また中止されもしなかった場合に，異議申立に適用される。
(2) 規則 9.16 にいう証拠期間が終了し，かつ，
(a) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出されており，又は
(b) 前記期間内に提出された証拠がない場合は，
当事者は，登録官に対し，聴聞を開くよう請求することができる。
(3) 登録官は，
(a) 当事者から請求された場合は異議申立の聴聞を開かなければならず，又は
(b) 登録官自らの発意により，異議申立の聴聞を開くことを決定することができる。
(4) 聴聞は，登録官の裁量により，次によることができる。
(a) 口頭による聴聞，又は
(b) 意見書
(5) 登録官が口頭による聴聞に決定した場合は，
(a) 登録官は，聴聞の日時及び場所を両当事者に通知しなければならず，
(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，また
(c) 出願人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。
(6) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，(5)に基づく意見書の要約の当事者による提出不履行を考慮に入れることができる。

第 6 節　雑則

規則 9.21　登録官は指示することができる

(1) 次の場合，登録官は，本節が適用される異議申立に関して指示することができる。

(a) 当事者から書面により請求された場合，又は

(b) 登録官自らの発意に基づいて

(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，指示についての申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。

(4) 登録官は，できる限り速やかに，指示を両当事者に通知しなければならない。

規則 9.22　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

異議申立が規則 9.10 に基づいて却下されたか又は中止された場合は，登録官は，当該の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない。

規則 9.23　商標の登録簿からの抹消

登録官は，規則 9.10 に基づいて異議申立を却下した場合は，当該商標を，抹消請求において明示された商品，サービス又はその双方に関して，登録簿から抹消しなければならない。

第 10 部　商標の譲渡及び移転

規則 10.1　譲渡等について記録又は記入を求める請求

(譲渡及び移転について規定している)法律第 107 条(2)(b)及び第 109 条(2)(b)の適用上，次の書類が所定の書類である。

(a) 譲受人又は商標の移転を受けた者の商標に関する権原を証明する書類

(b) 証明商標の譲渡に関する ACCC の同意を示す書面による証拠

規則 10.2　譲渡等の記録－無登録商標

(1) (譲渡及び移転について規定している)法律第 108 条(1)(a)の適用上，登録官は，本条規則に従って商標の譲渡又は移転の明細を記録しなければならないが，次の場合は，この限りでない。

(a) 商標を譲渡又は移転する請求が取り下げられた場合，又は

(b) 所定の裁判所が別段の決定を行った場合

(2) 商標に関して利害又は権利を主張している者に関する法律第 11 部に基づいてされた記録が存在していない場合は，登録官は，主張が記録されていないことを確認した上で，その明細を記録しなければならない。

(3) 次の場合，すなわち，

(a) 商標に関して利害又は権利を主張している 1 又は複数の者に関する法律第 11 部に基づいてされた記録が存在しており，かつ，

(b) 登録官が規則 10.5(1)に基づき，上記の 1 又は複数の者の各々に通知を行っており，かつ，

(c) 上記の 1 又は複数の者の各々が，(b)に記載した通知の日付から 2 月以内に，譲渡又は移転に同意する旨を登録官に対し書面をもって通知した場合は，

登録官は，譲渡又は移転に同意する最後の通知を受領した後，その明細を記録しなければならない。

(4) 次の場合，すなわち，

(a) (3)(a)及び(b)に該当し，かつ，

(b) 登録官から規則 10.5(1)に基づく通知を受けた前記の 1 又は複数の者の何れかが，通知の日付から 2 月以内に，譲渡又は移転について書面をもって同意しなかった場合は，

登録官は，前記期間の終了後速やかに，その明細を記録しなければならない。

規則 10.3　記録された譲渡又は移転の明細の公告

(譲渡及び移転について規定している)法律第 108 条(1)(b)の適用上，

(a) 登録を求めている商標の譲渡又は移転に関し，次の明細を公告しなければならない。

(i) その商標の登録出願に対し，商標局において番号が割り当てられている場合，その番号

(ii) 商標の譲渡又は移転を受けたとして記録される者の名称

(iii) 譲渡又は移転の明細が記録された日，また

(b) 商標登録出願の詳細が規則 4.7(2)に記載した方法で公告されている場合，(a)に記載した譲渡又は移転の明細も同じ方法で公告しなければならない。

規則 10.4　登録商標の譲渡等の記録

(1)（譲渡及び移転について規定している）法律第 110 条(1)(a)の適用上，登録官は，商標の譲渡又は移転の明細を本条規則に従って記録しなければならないが，次の場合は，この限りでない。

(a) 商標を譲渡又は移転する請求が取り下げられた場合，又は

(b) 所定の裁判所が別段の決定を行った場合

(2) 商標に関して利害又は権利を主張している者に関する法律第 11 部に基づいてされた記録が存在していない場合は，登録官は，前記の主張が記録されていないことを確認した上で，その明細を登録簿に記録しなければならない。

(3) 次の場合，すなわち，

(a) その商標に関する利害又は権利を主張している 1 又は複数の者に関する法律第 11 部に基づいてされた記録が存在しており

(b) 登録官が規則 10.5(1)に基づき，上記の 1 又は複数の者の各々に通知を行っており，かつ，

(c) 上記の 1 又は複数の者の各々が，(b)に記載した通知の日付から 2 月以内に，譲渡又は移転に同意する旨を登録官に対し書面をもって通知した場合は，

登録官は，譲渡又は移転に同意する最後の通知を受領した後，その明細を登録簿に記録しなければならない。

(4) 次の場合，すなわち，

(a) (3)(a)及び(b)に該当し，かつ，

(b) 登録官から規則 10.5(1)に基づく通知を受けた前記の 1 又は複数の者の何れかが，通知の日付から 2 月以内に，譲渡又は移転について書面をもって同意しなかった場合は，

登録官は，前記期間の終了後速やかにその明細を登録簿に記録しなければならない。

規則 10.5　商標に関する利害又は権利を主張しているとして記録されている者への通知

(1) 法律第 111 条の適用上，登録官は，商標に関する利害又は権利を主張しているとして法律第 11 部に基づいて記録されている者に対し通知を行い，次の条件に該当している場合を除き，通知の日付から 2 月の期間が終了したときに，登録官が商標の譲渡又は移転を記録する旨を表明しなければならない。

(a) 商標を譲渡又は移転する請求が取り下げられること

(b) 所定の裁判所が別段の決定を行うこと，又は

(c) 登録官が本項に基づいて通知を行う必要がある各々の者が，譲渡又は移転に自ら同意していることを，登録官に対し書面をもって既に通知していること

(2) 特定の商標に関する(1)に基づく各々の通知は，同じ日に送付しなければならない。

第 11 部　商標に関する利害及び権利の主張についての任意の記録

規則 11.1　明細の訂正－主張されている利害又は権利

(1)（明細の訂正及び取消について規定している）法律第 115 条及び第 119 条の適用上，商標に関する利害又は権利の主張の明細（その者の主張が記録されている者の名称，宛先又は送達宛先を除く）であって，登録簿に記入されているか又は法律第 11 部第 3 節に基づいて記録されているものは，本条規則に従って訂正することができる。

(2) 商標に関する利害又は権利の主張の明細を訂正するためにある者が行う請求は，次のとおりでなければならない。

(a) 承認様式により書面で行うこと，及び

(b) 請求者が請求資格を有する者であることを証明する資料を添付すること

(3) 登録官は，次の場合は，請求に従って当該明細を訂正しなければならない。

(a) 請求が，(2)に従って行われた場合，及び

(b) 登録官が，請求者が請求資格を有することを合理的に認めた場合，

規則 11.2　名称，宛先及び送達宛先の訂正－登録簿に存在していない主張

次の者，すなわち，

(a) 登録を求めている商標に関する利害又は権利についてのその者の主張が記録されており，かつ，

(b) その者の主張が記録された後で，その名称，宛先又は送達宛先を変更した者が，

登録官に対して新たな名称又は宛先を届け出たときは，登録官は，それに応じて記録を訂正しなければならない。

規則 11.3　明細の取消－主張されている利害又は権利

(1)（明細の訂正及び取消について規定している）法律第 115 条及び第 119 条の適用上，商標に関する利害又は権利の明細であって，登録簿に記入されているか又は法律第 11 部第 3 節に基づいて記録されているものは，本条規則に従って取り消すことができる。

(2) 商標に関する利害又は権利の主張の明細を取り消すための請求は，書面をもって，次の者がしなければならない。

(a) その者の主張が記録されている者

(b) 商標の所有者

(c) その者の主張が記録されている者及び商標所有者が共同して，又は

(d) その請求に，(c)に記載した者の何れか一方による取消についての同意書が添付されているときは，同号に記載した他方の者

(3) 請求が(2)(a)，(c)又は(d)に基づいてされた場合は，登録官は，請求に従って明細を取り消さなければならない。

(4) 請求が(2)(b)に基づいてされた場合は，登録官は，その者の主張が記録されている者に対し，次の事項を通知しなければならない。

(a) 請求がされたこと，及び

(b) 請求が取り下げられるか又は所定の裁判所が別段の命令をする場合を除き，登録官は，通知の日付から 2 月の期間が終了した後速やかに，請求に従ってその者の主張の明細を取り

消すこと
(5) (2)(b)に基づいてされた請求が取り下げられたか又は所定の裁判所が別段の決定をした場合を除き，登録官は速やかに，次の行為を実行しなければならない。
(a) その者の主張の明細が記録されている者が，(4)(b)に記載した期間の終了前に，登録官に対し書面をもって，明細の取消に異論申立をしない旨を通知したときは，請求に従って明細を取り消すこと，又は
(b) (a)に該当しない場合，前記期間の終了後，請求に従って明細を取り消すこと

第 13 部　オーストラリアの商標を侵害する商品の輸入

規則 13.1A　定義

本部において，「関税庁長官」というときは，次のものを含む。

(b) クリスマス島への適用に関し，クリスマス島 1901 年関税法において定義される関税局長，及び

(c) ココス(キーリング)諸島への適用に関し，ココス(キーリング)諸島 1901 年関税法において定義される税関局長

規則 13.1　訴訟期間

法律第 6 条にいう訴訟期間の定義に関し，当該期間は 10 就業日とする。

規則 13.2　請求期間

法律第 6 条にいう請求期間の定義に関し，当該期間は 10 就業日とする。

規則 13.3　輸入に対する異論申立書－所定の書類

法律第 132 条(1) に関し，登録商標の登録の詳細を記載する書類は，所定のものによる。

規則 13.4　輸入に対する異論申立書－許諾使用者

(1) 法律第 132 条(3)(b) に関し，期間は，法律第 132 条(2) に基づいて許諾使用者により請求が行われた日から 2 月とする。

(2) 法律第 132 条(3)(e) に関し，許諾使用者は，関税庁長官に対し，次のことを示す書類を提出しなければならない。

(a) 許諾使用者が法律第 132 条(1) に基づく異論申立書を発行する権限を有すること，

(b) 許諾使用者が当該請求を行ったこと，及び

(c) 許諾使用者が，(1)にいう期間が終了した後に当該申立書を関税庁長官に提出する場合は，当該期間が終了していること

規則 13.5　差押商品の引渡

(1) 法律第 136 条(3)(a) に関し，請求は，関税庁長官により承認された様式によらなければならない。

(2) 法律第 136 条(3)(b) に関し，請求は，次の情報を含まなければならない。

(a) 指定所有者の完全名称，自宅又は業務宛先及び送達宛先

(b) 指定所有者に係る電話番号

(c) 差押商品の引渡を求める理由

(d) 指定所有者の自宅又は業務宛先がオーストラリアにない場合は，次の情報

(i) オーストラリアにおける指定所有者の代理人である者の完全名称及び自宅又は業務宛先，

(ii) オーストラリアにおける指定所有者の代理人である者に係る送達宛先，

(iii) 当該者に係る電話番号，及び

(iv) 当該者が指定所有者の代理人になることに同意していることを示す情報，及び

(e) 代理人以外の者又は組織体が指定所有者の代理として差押商品のオーストラリアへの持

ち込みを手配した場合は，次の情報
(i) 当該の者又は組織体の完全名称，自宅又は業務宛先及び送達宛先，及び
(ii) 当該の者又は組織体に係る電話番号

規則 13.6　税関長官による情報等の提出請求に応じるための期間
(税関長官に対する情報の提供について規定している)法律第 143 条(2)の適用上，法律第 143 条(1)に基づく請求に応じるための期間は，請求がされた日から 10 就業日である。

規則 13.7　ノーフォーク島への適用における法律の修正
法律第 13 部は，ノーフォーク島への適用においては，附則 3 に記載している通りに修正する。

規則 13.8　クリスマス島への適用における法律の修正
法律第 13 部は，クリスマス島への適用においては，附則 4 に記載している通りに修正する。

規則 13.9　ココス(キーリング)諸島への適用における法律の修正
法律第 13 部は，ココス(キーリング)諸島への適用においては，附則 5 に記載している通りに修正する。

第 16 部　証明商標

規則 16.1　提出すべき規約の写し

(使用を規制する規約について規定している)法律第 173 条(1)の適用上，証明商標登録出願人は，出願時又はその後速やかに，証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない。

規則 16.2　ACCC に送付すべき書類

(1) 出願審査後に，登録官が次の事項，すなわち，
(a) 出願が本法律に基づいてなされていること，及び
(b) それを拒絶する理由がないこと，
を認めた場合は，登録官は，(2)に記載する書類の写しを ACCC に送付しなければならない。
(2) (1)に関して，書類とは，次のものをいう。
(a) 登録出願
(b) 証明商標の登録出願についてされたすべての訂正についての通知
(c) 証明商標の使用を規制する規約の写し，及び
(d) 当該出願に関連する他のすべての書類

規則 16.3　出願についての ACCC による最初の評価

(1) (出願の検討について規定している)法律第 175 条(1)の適用上，ACCC は，出願に関連して規則 16.2 に基づいて受領した出願及びその他の書類について，それを受領した後速やかに，最初の評価を行わなければならない。
(2) ACCC は最初の評価の後速やかに，次の行為を実行しなければならない。
(a) 出願人及び登録官に対し，最初の評価について通知すること
(b) 出願人への通知において，最初の評価が公報に公告されることを表明すること，及び
(c) 出願人への通知において，出願人又は他の者が，公告を掲載した公報の発行日から 1 月以内に，最初の評価に関して，次の事項を行うことができることを表明すること
(i) ACCC に対し書面をもって応答すること，及び
(ii) ACCC に対し書面をもって会議の開催を請求すること
(3) 登録官は，ACCC から通知を受領した後，次の行為を実行しなければならない。
(a) 最初の評価を公報に公告すること，及び
(b) (2)(c)に記載した表明を公告に含めること
(4) 最初の評価についての公報における公告日後 1 月をもって終了する期間内において，
(a) ある者が ACCC に対し書面をもって，(2)に基づく通知又は(3)に基づく公告に関して応答し，かつ，
(b) 最初の評価に含まれる事項に関して，ACCC に対し書面をもって会議開催を請求する者がいなかった場合は，
ACCC は，出願についての決定を行う前に，次の行為を実行しなければならない。
(c) 出願人及び各応答人に対して，(a)に記載した各応答書であって，他の者から受領したものの写しを送付し，かつ，
(d) 出願人及び各応答人に対して，(c)に記載した各応答について意見書の提出を求めること

規則 16.4　会議の開催

(1) 最初の評価についての公報における公告日後 1 月をもって終了する期間内に,

(a) ある者が ACCC に対し書面をもって，最初の評価に含まれている事項について，会議の開催を請求し，かつ,

(b) 規則 16.3(2)に基づく通知又は規則 16.3(3)に基づく公告に関連し，前号に記載したもの以外に，ACCC に対し書面をもって応答する者がいなかった場合は,

ACCC は，出願について決定する前に，会議を開催しなければならない。

(2) ACCC は，(1)に基づく会議開催請求を受領した後速やかに，次の措置をとらなければならない。

(a) 出願人及び(1)に記載した他の者に対して，次の事項を求めること

(i) 会議に出席すること

(ii) 会議において口頭又は書面により，(b)(ii)に記載する他の者が表明する意見について述べること，及び

(b) 出願人及び(1)に記載した他の者に対して，次のものを送付すること

(i) 会議の日時及び場所についての合理的な通知

(ii) 会議において口頭又は会議前若しくは会議中に書面により，会議に関連する意見を表明する合理的機会，及び

(iii) 他の者が作成した，(ii)にいう各提出書面の写し

(3) 最初の評価についての公報における公告日後 1 月をもって終了する期間内に,

(a) ある者が ACCC に対し書面をもって，最初の評価に含まれている事項について，会議の開催を請求し，かつ,

(b) ある者が，規則 16.3(2)に基づく通知又は規則 16.3(3)に基づく公告に関し，前号に記載したもの以外に，ACCC に対し書面をもって応答した場合は,

ACCC は，出願について決定する前に，会議を開催しなければならない。

(4) ACCC は，(3)に基づく会議開催請求を受領した後速やかに，次の措置をとらなければならない。

(a) 出願人及び ACCC に対し書面をもって応答した者に対して，次の事項を求めること

(i) 会議に出席すること，及び

(ii) 会議において口頭又は書面により，(b)(ii)に記載する他の者が表明する意見について述べること

(b) 出願人及び ACCC に対し書面をもって応答した者に対し，次のものを送付しなければならない。

(i) 会議の日時及び場所についての合理的な通知

(ii) 会議において口頭で，又は会議前若しくは会議中に書面により，会議に関連する意見を表明する合理的機会，及び

(iii) 他の者が作成した，(3)(b)にいう各応答書及び(ii)にいう各提出書面の写し

(5) 会議に出席するよう求められた者が,

(a) 会議に出席する意思を有していないことを ACCC に通知した場合，又は

(b) 会議に出席しない場合は,

会議は，その者が不在のまま進めることができる。

規則 16.5　出願の検討

(1) ACCC は，(出願の検討について規定している)法律第 175 条(2)，(3)又は(4)に基づく決定をするために証明商標の登録出願の検討をするに際し，(2)に記載する事項を考慮しなければならない。

(2) ACCC が考慮しなければならない事項は，次の通りである。

(a) 最初の評価

(b) 規則 16.3(2)に基づく通知又は規則 16.3(3)に基づく公告に関してされた，関連するすべての応答

(c) 会議に関連して提出されたか否かを問わず，最初の評価について，ACCC に対し書面をもって提出された関連する意見

(d) 会議中に口頭で行われた関連する意見，及び

(e) その他の関連する事項

規則 16.6　規約についての ACCC の検討基準

(使用を規制する規約に対する基準について規定している)法律第 175 条(2)(b)の適用上，ACCC は，次の基準を考慮しなければならない。

(a) 1974 年取引実務法第 IV 部に規定されている制限的取引実務に関する原則

(b) 同法第 IVA 部に規定されている不当行動に関する原則

(c) 同法第 V 部に規定されている不公正実務，製品安全及び製品情報に関する原則

規則 16.7　不承認決定の公告に含まれる事項

(証明書を交付しない旨の ACCC 決定の公告について規定している)法律第 175 条(4)(b)の適用上，公報における公告には，公告に係わる決定について，1975 年行政不服審判所法に従うことを条件に，行政不服審判所(AAT)に再審理を請求することができる旨の陳述を含めなければならない。

規則 16.8　規約変更の請求

(1) (規約変更について規定している)法律第 178 条(1)の適用上，証明商標の登録所有者は ACCC に対し，証明商標の使用を規制する規約の変更についての承認を求める請求をすることができる。

(2) 登録証明商標の使用を規制する規約の変更についての承認を求める請求は，次の要件を満たしていなければならない。

(a) 書面をもって行うこと，及び

(b) 変更案を組み込んだ，登録証明商標の使用を規制する規約の写しを添付すること

規則 16.9　規約変更の請求についての検討

(1) ACCC は，登録証明商標の使用を規制する規約の変更について承認を求める請求を受領した後速やかに，当該請求についての最初の評価を行わなければならない。

(2) 規則 16.3(2)，(3)及び(4)並びに規則 16.4 は，これらの規定における証明商標登録出願についての言及を，登録証明商標の使用を規制する規約の変更についての承認を求める請求

についての言及であるとして，登録証明商標の使用を規制する規約の変更についての承認を求める請求に適用する。
(3) 規則 16.5(2)は，登録証明商標の使用を規制する規約の変更についての請求を承認するか否かという決定に対して適用する。

規則 16.10　規約変更についての決定
(1) ACCC は，変更後の規約が次に該当することを認める場合は，規約の変更を承認することができる。
(a) 公衆の不利益にならないこと
(b) 規則 16.6 に定められた基準を考慮したときに満足することができること，及び
(c) ある者が承認証明者になるために備えなければならない特性が，商品又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分である旨を規定すること
(2) ACCC は，規約の変更を承認した場合は，次の事項を行わなければならない。
(a) 規約の変更を承認する旨のその決定を書面で登録所有者に通知すること
(b) 法律第 178 条(3)及び上記(1)に記載する事項を認めている旨を書面で証明すること
(c) 証明書の写しを登録官に送付すること，及び
(d) 変更後の規約の認証謄本を登録官に送付すること
(3) ACCC が規約の変更を承認しないことを決定した場合は，ACCC は，規約の変更を承認しない旨のその決定を書面で登録官及び登録所有者に通知しなければならない。
(4) 登録官は，規約の変更を承認するか否かについての ACCC の決定を公報に公告しなければならない。
(5) 公報に公告される通知には，その通知に係わる決定について，1975 年行政不服審判法に従うことを条件に，行政不服審判所(AAT)に対して再審理を請求することができる旨の陳述を含めなければならない。

規則 16.10A　無登録証明商標の譲渡
(1) 無登録証明商標の譲渡について ACCC の同意を求める請求は，次の条件を満たしていなければならない。
(a) 証明商標登録出願人が行うこと
(b) 譲受予定人の名称，宛先及び送達宛先を記載していること
(c) 譲受予定人が，証明商標の使用を規制する規約として，登録の出願人が適用している又は適用予定である規約と同じ規約を譲受後に引き続き適用するか否かを表明すること，及び
(d) 譲受予定人がそれらの規約を適用する予定でないときは，
(i) 譲受予定人が，譲受後に適用予定の規約についての変更を表明すること，及び
(ii) 請求書に，譲受予定人が譲受後に適用予定の，変更案を組み込んだ規約の写しを添付すること
(2) 譲受予定人が，証明商標の使用を規制する規約として，商標登録出願人が適用している又は適用予定の規約と同じ規約を譲受後に適用する予定でない場合は，ACCC は，請求について検討するときに，次の事項を考慮しなければならない。
(a) 適用予定の規約に基づいて，ある者が承認証明者になるために備えなければならない特性が，ACCC の意見において，商品又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に

適格に評価させるのに十分であるか否か,
(b) 適用予定の規約が公衆の不利益にならないか否か,
(c) 規則 16.6 に定められた基準を考慮して,適用予定の規約が満足することができるか否か

規則 16.11　登録証明商標の譲渡

(1) 登録証明商標の譲渡について ACCC の同意を求める請求は,次の条件を満たしていなければならない。
(a) 証明商標の登録所有者が行うこと
(b) 譲受予定人の名称,宛先及び送達宛先を記載していること
(c) 譲受予定人が,登録証明商標の使用を規制する規約として,その商標の登録所有者が適用している規約と同じ規約を譲受後に引き続き適用する予定であるか否かを表明すること,及び
(d) 譲受予定人がそれらの規約を適用する予定でないときは,
(i) 譲受予定人が譲受後に適用予定の規約についての変更を表明すること,及び
(ii) 請求書に,譲受予定人が譲受後に適用予定の,変更案を組み込んだ規約の写しを添付すること
(2) 譲受予定人が,証明商標の使用を規制する規約として,その商標の登録所有者が適用している規約と同じ規約を譲受後に引き続き適用する予定でない場合は,ACCC は,請求について検討するときに,次の事項を考慮しなければならない。
(a) 適用予定の規約に基づいて,ある者が承認証明者になるために備えなければならない特性が,ACCC の意見において,商品又はサービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であるか否か
(b) 適用予定の規約が公衆の不利益にならないか否か
(c) 規則 16.6 に定められた基準を考慮して,適用予定の規約が満足することができるか否か

規則 16.12　規約の公表

(1) 登録官は,規約の写しが法律第 173 条(1)に従って提出された後速やかに,証明商標の使用を規制する規約を公表しなければならない。
(2) 登録官は,法律第 176 条(3)(b)に従って出願の受理を公報に公告した後速やかに,法律第 175 条(2)に従って ACCC が登録官に提供した,規約の認証謄本を公表しなければならない。
(3) 登録官は,(次の方法を含むがこれらに限らず)登録官が適切とみなす方法で,規約又は規約の認証謄本を公表することができる。
(a) 一般的に利用可能なコンピュータ・データベースでの列挙,又は
(b) 規約又は規約の認証謄本を公衆の閲覧に供すること

第 17 部　防護商標

規則 17.1　出願についての裏付け証拠

防護商標登録出願人は，出願時又はその後速やかに，出願についての裏付け証拠を提出しなければならない。

規則 17.2　国際保護商標に基づく防護商標

(1)　本条規則は，国際保護商標がその保護に係わる商品又はサービスの全部又は一部について使用された程度により，その商標を他の商品又はサービスに関して使用したときはこれらの他の商品又はサービスと国際保護商標の名義人との間に関係があることを示しているとみなされる虞がある場合に適用する。

(2)　国際保護商標の名義人は，前記の他の商品又はサービスの全部又は一部に関して，防護商標として登録出願をすることができる。

(3)　法律第 17 部を，次の解釈の下に，(2)に基づく出願の目的に適用する。

(a)　前記の部における登録商標についての言及は，国際保護商標についての言及とすること

(b)　前記の部における商標の登録に係わる商品又はサービスについての言及は，国際保護商標によって保護されている商品又はサービスについての言及とすること

(c)　前記の部における商標の登録所有者についての言及は，国際保護商標の名義人についての言及とすること

(d)　出願人の名義で商標として登録されていない商標についての法律第 187 条(c)における言及は，出願人が保有している国際保護商標でない商標を含むものとすること，及び

(e)　登録所有者の名義で登録されていない商標についての法律第 189 条における言及は，登録所有者が保有している国際保護商標でない商標を含むものとすること

第 17A 部　マドリッド議定書に基づく国際保護商標

第 1 節　通則

規則 17A.1　この部の内容

この部は，マドリッド議定書に基づいて，オーストラリアによる義務の履行を可能にする事項又はオーストラリアのために利益又は恩典を取得する事項について規定する。

規則 17A.2　この部のための定義

「所有権の変更」は，譲渡又は移転を含む。

「名義人の締約国」は，マドリッド規則の第 1 規則(xxvi の 2)によって規定されている意味を有する。

「国際登録日」とは，オーストラリアへの保護の拡張を求めて議定書第 3 条の 3(1)に基づいてされた請求に係わる商標について，その国際登録日として国際登録簿に記録されている日をいう。

「記録日」とは，オーストラリアへの保護の拡張を求めて議定書第 3 条の 3(2)に基づいてされた請求について，その記録日として国際登録簿に記録されている日をいう。

「名義人」とは，次の者をいう。

(a) IRDA 又は国際保護商標に関しては，国際登録記録に，自己の名称で商標の国際登録が記録されている者，及び

(b) 商標に関する他の国際登録に関しては，国際登録簿に，自己の名称で商標の国際登録が記録されている者

「国際事務局」とは，世界知的財産権機関の国際事務局をいう。

「国際登録簿」とは，議定書の適用上，国際事務局が管理している登録簿をいう。

「商標の国際登録」とは，国際登録簿における当該商標の登録をいう。

「オーストラリアを指定する国際登録(International Registration Designating Australia)」又は「IRDA」とは，商標の国際登録から生じる保護をオーストラリアに拡張するよう求めて，議定書第 3 条の 3(1)又は(2)に基づいてされる請求をいう。

「マドリッド規則」とは，標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則であり，オーストラリアにおいて 2020 年 10 月 1 日施行。

「本国官庁」は，議定書第 2 条(2)によって規定されている意味を有する。

「優先日」(IRDA の対象であるか又は国際保護商標である商標についての)は，規則 17A.3 によって規定される意味を有する。

「国際保護商標」とは，標章の国際登録から生じる保護が，本規則に従ってオーストラリアにおいて拡張される商標をいう。

「議定書」とは，マドリッド議定書をいう。

「国際登録記録」とは，規則 17A.66 によって管理するよう要求されている記録をいう。

規則 17A.3　優先日の意味

(1) 特定の商品又はサービスに関しての IRDA の対象である商標の優先日は，その商標が国際保護商標となった場合に，その商品又はサービスに関して，当該商標についての保護の効力

発生日である。
(2) 特定の商品又はサービスに関する国際保護商標の優先日は，その商品又はサービスに関して，当該商標についての保護の効力発生日である。

規則 17A.4　効力発生日の意味
(1) (2)に従うことを条件として，国際保護商標についての保護の効力発生日は，次の通りである。
(a) オーストラリアへの保護の拡張を求める請求が議定書第 3 条の 3(1)に基づいて行われた場合，その商標の国際登録日，又は
(b) オーストラリアへの保護の拡張を求める請求が議定書第 3 条の 3(2)に基づいて行われた場合，その請求の記録日
(2) 次の場合，すなわち，
(a) オーストラリアへの保護の拡張を求める請求が 1 又は 2 以上の条約国においても登録を求めている商標に関するものであり
(b) その名義人が，特定の商品又はサービスに関するその商標の保護について，規則 17A.15 に基づく優先権を主張しており，かつ，
(c) その商標が国際保護商標である場合は，
その商標の保護は，次の日以降効力を有していたものとみなす。
(d) その商標の登録出願が 1 の条約国のみにおいてされていた場合，当該国において出願がされた日(同日を含む)，又は
(e) その商標の登録出願が 2 以上の条約国においてされていた場合，それらの最先の出願がされた日(同日を含む)

第 2 節　商標の国際登録出願

規則 17A.5　この節の内容
この節は，商標局を通じて国際事務局に対して行われる商標の国際登録出願を取り扱うための規定を制定する。

規則 17A.6　国際登録出願の適格性
(1) 次の者，すなわち，
(a) 登録商標の登録所有者，又は
(b) 商標登録出願人は，
その商標についての国際登録出願をすることができる。
(2) 前記の者は，次の条件を満たしていなければならない。
(a) オーストラリア国民であること，又は
(b) オーストラリアに住所を有していること，又は
(c) オーストラリアに真正かつ現実の工業上又は商業上の営業所を有していること
(3) 2 以上の者は，マドリッド規則の第 8 規則によって許可されている通り，共同で商標の国際登録出願をすることができる。

規則 17A.7　国際登録出願

(1) (2)に従うことを条件として，出願は，次の条件に従わなければならない。

(a) 議定書の要件を満たすこと，及び

(b) 商標局を通じて，国際事務局に提出すること

(2) 出願人は，国際事務局が交付する公式様式又は他の様式であって公式様式と同一の情報を要求しており，かつ，同一の書式を使用しているものを使用しなければならない。

規則 17A.8　登録官の職務

(1) 登録官は，次の事項に関し，議定書に基づく本国官庁の職務を遂行しなければならない。

(a) 出願，及び

(b) 出願が国際登録になったときは，その国際登録

(2) 登録官は，特に，次の事項を実行しなければならない。

(a) 出願を審査すること

(b) 出願に含まれている情報が，その商標の登録出願(「基礎出願」)又は場合によりその商標の登録(「基礎登録」)に関して登録官が保有している情報と一致していることを証明すること，及び

(c) 出願が国際登録になった場合，その基礎出願又は基礎登録が次の時期において，国際登録に記載されている商品又はサービスの一部又は全部に関して，取り下げられ，限定され，取り消され，失効し，満了し又はその他によって効力を失ったときは，国際事務局に通知すること

(i) 国際登録日から 5 年以内，又は

(ii) 前記の 5 年の期間の終了前に，基礎出願又は基礎登録に前記の影響を与えることになった行為が開始されたときは，前記の期間より後

規則 17A.9　登録官が出願を国際事務局に送付するための期限

登録官は，出願がされた日から 2 月以内に当該出願が国際事務局に受領されるようにするため，合理的なすべての措置をとらなければならない。

規則 17A.10　その後の指定

(1) 商標局が名義人の締約国の官庁である国際登録の名義人は，議定書第 3 条の 3(2)による領域拡張の請求をすることができる。

(2) 請求は，商標局を通じて国際事務局に対してすることができる。

(3) 請求が商標局を通じてされたときは，登録官は議定書に基づき，その請求に関する名義人の締約国の官庁の職務を遂行しなければならない。

第 3 節　オーストラリアを指定する国際登録

第 1 款　通則

規則 17A.11　この節の内容

この節は，商標の国際登録から生じる保護をオーストラリアに拡張するよう求める請求を取

り扱うための規定を制定する。

規則 17A.12　登録官は IRDA について審査し，報告しなければならない

登録官は，国際事務局から IRDA についての通知を受けたときは，次の事項について審査し，かつ，報告しなければならない。

(a) その IRDA がこの節に従っているか否か，及び

(b) それについて第 2 款に基づく拒絶理由が存在しているか否か

規則 17A.13　商標の使用

(1) IRDA の名義人は，次の条件を満たしていなければならない。

(a) その IRDA の対象である商標を，IRDA に記載されている商品，サービス又は商品及びサービスに関して現に使用しているか又は使用予定であること，又は

(b) 前記の商品，サービス又は商品及びサービスに関して，商標の使用を他の者に既に許諾しているか，又は許諾予定であること，又は

(c) その商標を設立が予定されている法人に対し，その法人に前記の商品，サービス又は商品及びサービスに関して使用させる目的で，移転する予定であること

(2) 名義人が IRDA に記載されている商品又はサービスの何れかに関して(1)の要件を満たしていないと疑う理由があるときは，登録官は当該名義人に対し，その商品及びサービスのすべてがこれらの規定に該当している旨を登録官に対して宣言するよう要求することができる。

規則 17A.14　商品及びサービスの指定

(1) IRDA においては，求めている保護に係わる商品又はサービスを指定する目的で，「すべての商品」，「すべてのサービス」，「他のすべての商品」又は「他のすべてのサービス」という表現を使用してはならない。

(2) ある用語が，国際事務局によって，

(a) 分類の目的で曖昧過ぎる

(b) 理解不能である，又は

(c) 言語学的に正しくない，

とされた場合は，登録官がその用語は状況において十分に明瞭であると認める場合を除いて，IRDA においては，求めている保護に係わる商品又はサービスを指定する目的で，当該用語を使用してはならない。

(3) 登録官が，IRDA において，求めている保護に係る商品又はサービスを指定するために使用される用語が，

(a) 当該保護の範囲を決定する目的で曖昧過ぎる

(b) 理解不能である，又は

(c) 言語学的に正しくない

と合理的に認める場合は，IRDA においては，求めている保護に係る商品又はサービスを指定するために，当該用語を使用してはならない。

規則 17A.14A　商標の表示

IRDA における商標の表示が英語以外の言語の単語を含んでいる場合は，IRDA の名義人は，登

録官が要求したときに，その単語の英語への翻訳を提出しなければならない。

規則 17A.15　優先権の主張

(1) 次の場合，すなわち，

(a) ある者が 1 又は複数の条約国において既に商標登録出願をしており，かつ，

(b) その者又はその者が前権原者である他の者(「権原承継人」)が，前記の 1 の出願又は複数の出願の最先の出願がされた日から 6 月以内に，前記の 1 又は複数の国において求めている登録に係わる商品，サービス又は商品及びサービスの一部又は全部に関して IRDA を行った場合は，

その者又はその権原承継人は，それらの商品，サービス又は商品及びサービスの一部又は全部に関し，その商標の保護についての優先権を主張することができる。

(2) 優先権は，登録官に通知される IRDA において，この節に従って主張されなければならない。

(3) 商品，サービス又は商品及びサービスに関する商標の保護について主張される優先権の始期は，次の通りである。

(a) 商標登録出願が 1 の条約国のみにおいてされていたときは，当該国において当該出願がされた日(同日を含む)，又は

(b) 商標登録出願が 2 以上の条約国においてされていたときは，これらの出願の最先の出願がされた日(同日を含む)

規則 17A.16　IRDA の審査－名義人への報告

(1) 登録官は，IRDA の審査において次の事項を合理的に信じるときは，マドリッド規則の第 17 規則に従い，国際事務局を通じて名義人に報告書を送付しなければならない。

(a) その IRDA がこの節に従っていないこと，又は

(b) その全部又は一部について，第 2 款に基づく拒絶理由が存在していること

(2) 当該報告は，議定書の適用上，仮の拒絶である。

(3) 報告書には，次の事項を含めなければならない。

(a) 登録官が審査についての最終決定を国際事務局に通知しなければならない日についての通知，及び

(b) 名義人が登録官に対して名義人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を書面で届け出ている場合を除き，登録官は，当該報告に対する名義人の応答を検討する義務がない旨の通知

規則 17A.17　審査－報告に対する名義人の応答

(1) IRDA の名義人は，規則 17A.16 に基づく登録官の報告に対し書面をもって応答することができる。

(2) 応答書において，次の事項を行うことができる。

(a) 報告書に示されている登録官の所信に反論すること

(b) 報告書に記載されている他の事項に反論すること

(c) IRDA を裏付ける追加の書類又は証拠を提出すること

(d) 登録官による聴聞を請求すること

(3) 名義人は，登録官に対し書面をもって，名義人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を届け出なければならない。

規則 17A.18　審査－名義人に対する更なる報告

(1) 名義人が規則 17A.17(3)に従っているときは，登録官は，次の事項を実行しなければならない。

(a) 名義人の応答について検討すること，及び

(b) 名義人が聴聞を請求したときは，名義人に聴聞を受ける機会を与えること

(2) 登録官は，応答及び(聴聞が請求されたときは)聴聞への意見の提出を検討した後もなお次の事項を信じるときは，名義人に対し，その旨の所信を伝えなければならない。

(a) その IRDA がこの節に従っていないこと，又は

(b) その全部又は一部について第 2 款に基づく拒絶理由が存在していること

(3) IRDA の受理が規則 17A.21 に基づいて延期されている場合を除き，IRDA に関する(2)に基づく報告書は，登録官が審査に関する最終決定を国際事務局に通知しなければならない日を記載していなければならない。

(4) 規則 17A.17 及び本条規則を，(2)に基づく報告書に対し，その報告書が規則 17A.16 に基づく報告書であるものとして，適用する。

規則 17A.19　審査－追加要件

(1) 登録官は，優先権を主張している IRDA についての審査の過程で，その名義人に対し，次の書類の提出を要求することができる。

(a) 先の出願の写しであって，出願がされた条約国の商標庁(如何なる名称であるかを問わない)によって認証されたもの，及び

(b) 先の出願が英語によるものでないときは，

(i) 先の出願についての英語翻訳文，及び

(ii) 上記の翻訳文に関する確認証明書

(2) 名義人が先の出願をした者の権原承継人であるときは，登録官は，名義人に対し，名義人への権原の移転を証明することができる書証の提出を要求することができる。

規則 17A.20　審査に関する最終決定を通知しなければならない期間

(1) 規則 17A.16 に基づいて行われた報告に関連する IRDA については，登録官は規則 17A.24 に基づく登録官の決定(「審査に関する最終決定」)を，次の時期に国際事務局に通知しなければならない。

(a) (b)に該当しないときは，前記報告の日付から 15 月以内(規則 17A.18 に基づいて更なる報告が行われたか否かを問わない)，又は

(b) 更なる報告が，第 2 款に基づく IRDA の拒絶理由であって，規則 17A.16 に基づく報告においては提起されていなかったものを提起した場合，更なる報告の日付から 15 月以内

(2) IRDA に関し，(1)(a)又は(b)の適用上，15 月の期間を決定するときには，規則 17A.21 に基づいて IRDA の受理が延期される期間を考慮に入れてはならない。

(3) IRDA の名義人は，(1)に記載した期間又は法律第 224 条に基づいて若しくは(4)が前に適用された結果として延長された期間が終了する前に，登録官に対し書面をもって，その期間

の延長を請求することができる。
(4) 登録官は，(3)に基づいてされた請求に応じて，期間の延長をしなければならないが，
(a) その期間，又は
(b) 法律第 224 条に基づいて若しくは本項が前に適用された結果として延長された期間が，
(1)に記載した関連する期間の終了後 6 月を超えて延長されることになる場合は，この限りでない。

規則 17A.21　受理の延期

(1) 登録官は，名義人からの書面による請求があった場合において，次の事情があるときは，IRDA の受理を延期することができる。
(a) その請求が規則 17A.20(1)に記載した期間又は規則 17A.20 若しくは法律第 224 条に基づいて延長された期間内に行われていること
(b) 登録官が，次の他の商標を理由として，(規則 17A.28 によって適用される)法律第 44 条(1)又は(2)に基づく IRDA についての拒絶理由が存在していると合理的に信じていること
(i) 他の者によって登録されている商標，又は
(ii) 国際保護商標である商標，又は
(iii) 他の者が行った登録出願又は IRDA に係わる商標，及び
(c) 名義人について次の事情があること
(i) 他の商標の登録出願又は IRDA に関する手続の確定を待っていること
(ii) 名義人の商標及び他の商標に関して，
(A) (規則 17A.28 によって適用される)法律第 44 条(3)(a)若しくは(b)に記載されている事項，又は
(B) (規則 17A.28 によって適用される)法律第 44 条(4)に記載されている事項，
を登録官に認めさせるよう努めていること
(iii) 他の商標に関し，法律第 92 条又は規則 17A.48C(1)に基づく請求を既に行っており，その請求に関する手続の確定を待っていること
(iv) 他の商標に関し，登録簿又は国際登録記録を更正させる手続を既に開始しており，その手続についてはいまだ決定又はその他の処分がされていないこと
(v) 他の商標の登録が満了した後又は他の商標が登録簿から抹消された後の 6 月の期間内において，当該他の商標の登録更新を待っていること，又は
(vi) 他の商標の国際登録が満了した後又は他の商標が国際登録簿から抹消された後の 6 月の期間内において，当該他の商標の国際登録の更新を待っていること
(2) 次の事情がある場合は，登録官はその発意により，規則 17A.20(1)に記載されている期間又は(当該期間が法律第 224 条若しくは規則 17A.20(4)に基づいて延長されているときは)延長された期間内において，IRDA の受理を延期することができる。
(a) (b)に記載した手続を開始することができる，又は(c)に記載した請求をすることができる期間が終了していないこと
(b) IRDA に関連して，所定の裁判所において，法律の規定に基づく上訴手続が開始されていること
(c) IRDA に関連して，登録官の決定についての再審理を求める請求が行政不服審判所(AAT)に対して行われていること，又は

(d) 登録官が，名義人の死亡についての届出を受けていること
(3) 登録官は，証明商標に関する IRDA については，その証明商標の使用を規制する規約の写しが(規則 17A.50 によって適用される)規則 16.2 に従って ACCC に送付されたときは，その受理を延期しなければならない。
(4) 登録官は，名義人に対し，次の事項を通知しなければならない。
(a) 名義人が登録官に IRDA についての受理の延期を請求したときは，その IRDA の受理を延期する又は延期しない旨の登録官の決定，及び
(b) 前記以外で，登録官が IRDA の受理を延期したときは，IRDA の受理を延期する根拠とした規定

規則 17A.22　受理が延期される期間
(1) IRDA の受理を延期する期間(「延期期間」)は，次の日の直後に開始する。
(a) 規則 17A.21(1)に基づく延期については，商標局が請求を受領した日，又は
(b) 規則 17A.21(2)又は(3)に基づく延期については，規則 17A.21(4)に基づいて交付された延期通知の日
(2) 延期期間は，次の時点で終了する。
(a) IRDA が取り下げられた時，又は
(b) (a)に該当しない場合，登録官が(規則 17A.28 によって適用される)法律第 44 条(1)又は(2)に基づく IRDA の拒絶理由がもはや存在していないことを合理的に認めた時，又は
(c) (a)及び(b)に該当しない場合，(3)に従う。
(3) (2)(c)に関して，延期期間は次の時点で終了する。
(a) 受理が規則 17A.21(1)(c)(i)を理由として延期された場合，他の商標の登録又は他の商標についての保護の拡張に関する手続が確定した時
(b) 受理が規則 17A.21(1)(c)(ii)を理由として延期された場合，延期の開始日から 6 月が終了した時
(c) 受理が規則 17A.21(1)(c)(iii)を理由として延期された場合，他の商標に関する法律第 9 部又は規則 17A.48C に基づく手続が確定した時
(d) 受理が規則 17A.21(1)(c)(iv)を理由として延期された場合，他の商標に関して，登録簿又は国際登録記録を更正させるための手続について，決定又はその他の処分がされた時
(e) 受理が規則 17A.21(1)(c)(v)を理由として延期された場合，他の商標の登録が更新されたか，又は他の商標が登録簿から抹消された時
(f) 受理が規則 17A.21(1)(c)(vi)を理由として延期された場合，他の商標の国際登録が更新されたか，又は他の商標が国際登録簿から抹消された時
(g) 受理が規則 17A.21(2)(a)を理由として延期された場合，次の期間の開始から 2 月が終了した時
(i) 規則 17A.21(2)(b)に記載された手続を開始することが可能な期間，又は
(ii) 規則 17A.21(2)(c)に記載された請求をすることが可能な期間
(h) 受理が規則 17A.21(2)(b)又は(c)を理由として延期された場合，次の期間の終了時
(i) 手続又は再審理についての決定又はその他の処分後 3 月の期間，又は
(ii) 上訴が提起された裁判所又は行政不服審判所(AAT)又は当該審判所による再審理から生ずる上訴が提起された裁判所が許可する期間

(i) 受理が規則 17A.21(2)(d)を理由として延期された場合，名義人死亡後の期間であって，登録官が状況を考慮して十分であると合理的に考える期間の終了時，及び
(j) 受理が規則 17A.21(3)を理由として延期された場合において，
(i) ACCC が IRDA に関して(規則 17A.50 によって適用される)法律第 175 条(2)に基づく証明書を送付した場合，登録官がその証明商標に関する IRDA を受理した時，及び
(ii) ACCC が前記の証明書を送付しない場合，登録官に対する(規則 17A.50 によって適用される)法律第 175 条(4)に基づく通知の日後 2 月が終了した時
(4) IRDA の受理が規則 17A.21(1)(c)及び規則 17A.21(2)の規定の 2 以上の作用の結果として延期された場合は，延期期間は，該当する事情に応じて延期期間をより遅く又は最後に終了させる(3)の関連規定に従って終了する。
(5) 登録官は，名義人に対し，次の事項を通知しなければならない。
(a) 延期期間の終了，及び
(b) 受理が規則 17A.21(1)に基づいて延期されている場合，規則 17A.20(1)(a)又は(b)に記載した関連する期間の最終日

規則 17A.23　早期審査
規則 4.18 及び規則 4.19 を，これらの規則における商標登録出願についての言及を IRDA についての言及であるとして，IRDA に関して適用する。

規則 17A.24　審査に関する最終決定
(1) 登録官は，審査の後，次の事項を認めた場合を除き，IRDA を受理しなければならない。
(a) 当該 IRDA がこの節に従っていないこと，又は
(b) 当該 IRDA には拒絶理由が存在していること
(2) 登録官は，条件又は限定を付して，IRDA を受理することができる。
(3) 登録官は，次の事項を認めた場合は，IRDA をその全部又は一部について拒絶しなければならない。
(a) 当該 IRDA がこの節に従っていないこと，又は
(b) 当該 IRDA の全部又は一部を拒絶する理由が存在していること

規則 17A.25　審査に関する最終決定の通知
(1) 登録官が IRDA を通知された通りに受理する旨を決定したときは，登録官は，
(a) その決定を公報に公告しなければならず，その際，
(i) 当該 IRDA の明細を掲載し，かつ，
(ii) 規則 17A.32(1)に記載した通りに異議申立書が提出された場合を除き，当該 IRDA の対象である商標は，求めている保護に係る商品，サービス又は商品及びサービスに関して，オーストラリアにおいて保護を受けることになる旨を表明しなければならず，また
(c) その決定を書面により国際事務局に通知することができる。
(2) 登録官が IRDA に関して，規則 17A.16 に基づく報告をしていたときは，登録官は，
(a) 国際事務局に対し，マドリッド規則の第 17 規則に従い，審査に関する最終決定を通知しなければならず
(b) その名義人に対し，審査に関する最終決定を通知しなければならず，また

(c) 審査に関する最終決定が，IRDA をその全部又は一部において受理するものであったときは，その決定を公報において公告しなければならず，その際，
(i) 当該 IRDA の明細を掲載し，かつ，
(ii) 規則 17A.32(1)に基づいて異議申立書が提出された場合を除き，当該 IRDA の対象である商標は，保護を求めた商品，サービス又は商品及びサービスに関して，最終決定の範囲でオーストラリアにおいて保護を受けることになる旨を表明しなければならない。

規則 17A.26　上訴
(1) 法律第 35 条を，規則 17A.24 に基づく登録官の決定に関連して，次の通り適用する。
(a) 同条における出願人についての言及は，IRDA の名義人についての言及とする。
(b) 同条における出願の受理についての言及は，IRDA の受理についての言及とする。
(c) 同条における出願の拒絶についての言及は，IRDA の全部又は一部の拒絶についての言及とする。
(2) 登録官は，
(a) 国際事務局に，登録官の決定に対する上訴について通知することができ，また
(b) 国際事務局に，上訴に関する決定を通知しなければならない。

規則 17A.27　受理の取消
(1) IRDA の対象である商標が国際保護商標となる前，かつ，国際事務局が当該 IRDA について登録官に通知してから 18 月が終了する前に，登録官は，次の事項を認めたときは，当該 IRDA についての受理を取り消すことができる。
(a) IRDA が受理されたときに存在していたすべての状況(登録官がそのときに，その存在について知っていたか否かを問わない)を考慮して，IRDA を受理すべきでなかったこと，及び
(b) すべての状況を考慮して，受理を取り消すことが合理的であること
(2) 登録官が IRDA の受理を取り消したときは，
(a) その IRDA は受理されていなかったものとみなし，かつ，
(b) この款を再度，その IRDA に関連して適用する。

第 2 款　IRDA についての拒絶理由

規則 17A.28　IRDA についての拒絶理由
(1) IRDA についての拒絶理由は，法律第 39 条から第 44 条までに記載されている理由であって，(2)による変更が加えられたものである。
(2) 当該第 39 条から第 44 条までを，次のものとして IRDA に関連して適用する。
(a) これらの条における言及であって，
(i) 商標登録出願についてのものは，IRDA についての言及とし，かつ，
(ii) 出願人についてのものは，IRDA の名義人についての言及とし
(b) 第 41 条(3)(b) における出願に関する出願日についての言及は，IRDA に関する国際登録日又は記録日の何れか該当する方についての言及とし
(c) 法律第 44 条(1)(a)(i) 及び(2)(a)(i) における他の者によって登録された商標についての各言及は，他の者が所有する国際保護商標を含むものとし，また

(d) 法律第44条(1)(a)(ii) 及び(2)(a)(ii) における他の者が登録を求めている商標についての各言及は，他の者がオーストラリアへの保護の拡張を求めている商標を含むものとする。
(3) 法律第177条に記載された理由は，証明商標に係るIRDAを拒絶する理由とする。

第3款　IRDAに対する異議申立

規則17A.29　定義

本款において，
「保護の拡張」とは，IRDAの対象である商標に対するオーストラリアにおける保護の拡張をいう。
「防御意図通知書」とは，規則17A.34H に基づいて提出される通知をいう。
「異議申立意図通知書」とは，規則17A.33 に基づいて提出される通知をいう。
「異議申立書」とは，次のものをいう。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
「異議申立人」とは，次のものを提出する者をいう。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
「当事者」とは，IRDA 名義人又は異議申立人をいう。
「理由及び詳細陳述書」とは，次のものを記載する異議申立人による陳述書をいう。
(a) 異議申立人が依拠しようとする理由，及び
(b) 理由の根拠となる事実及び事情

規則17A.31　通知及び申立を行う機会

(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 当事者が本款に基づいて登録官に対し請求を行うこと，又は
(b) 登録官が，本款に基づき自らの発意により決定を行おうとすること
(2) 登録官は，次のことをしなければならない。
(a) (1)(a)に関し，他方当事者に請求の写しを送付することを含め，他方当事者に請求について通知すること又は(1)(b) に関し，行おうとしている決定を両当事者に通知すること
(3) 登録官は，請求を許可しようとする場合は，次により申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。
(a) 書面により，
(b) 聴聞において，又は
(c) 登録官が通知において記載するその他の手段により
(4) 登録官は，登録官の決定を両当事者に通知しなければならない。

規則17A.32　異議申立書の提出

(1) 異議申立書は，異議申立意図通知書並びに理由及び詳細陳述書が規則17A.33 及び規則17A.34A に基づいて提出された時に，提出されたものとみなされる。

(2) 登録官は，該当する場合はマドリッド規則の第 17 規則に従って，異議申立書の提出を国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.33　異議申立意図通知書の提出

(1) 登録官が公報において IRDA の受領を公告した場合は，何人も，受理の公告から 2 月以内に異議申立意図通知書を提出することにより保護の拡張に異議申立を行うことができる。
(2) 通知書は，承認様式によらなければならない。
(3) 登録官は，通知書の写しを IRDA の名義人に送付しなければならない。

規則 17A.34　IRDA に対する異議申立の理由

(1) 保護の拡張については，商標を視覚的に表示することができないという理由を除き，第 2 款に基づき IRDA を拒絶することができる理由の何れかを根拠として，異議申立をすることができる。
(2) 保護の拡張については，(3)による変更を行った後の，法律第 58 条から第 61 条まで及び第 62A 条に記載されている理由によっても，異議申立をすることができる。
(3) 第 58 条から第 61 条まで及び第 62A 条を，IRDA に関して次のものとして適用する。
(a) これらの条における言及であって，
(i) 商標登録出願についてのものは，IRDA についての言及とし
(ii) 出願人についてのものは，IRDA の名義人についての言及とし
(iii) 商標の登録についてのものは，IRDA の対象である商標に対するオーストラリアへの保護の拡張についての言及とし，また
(b) 第 60 条(a)における商標登録の優先日についての言及は，IRDA の対象である商標の優先日についての言及とする。
(4) 保護の拡張については，次の理由を根拠としても，異議申立をすることができる。
(a) IRDA を裏付けるために提出された書類が，法律に違反して補正されたこと，又は
(b) 登録官が，名義人によって提供された証拠又は名義人によって行われた表明であって，重要事項において不実であるものを根拠として，IRDA を受理したこと

規則 17A.34A　理由及び詳細陳述書

(1) 理由及び詳細陳述書は，異議申立意図通知書が提出された日から 1 月以内に提出されなければならない。
(2) 陳述書は，承認様式によらなければならない。

規則 17A.34B　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない

(1) 登録官は，理由及び詳細陳述書の適切性を評価しなければならない。
(2) 登録官は，陳述書が適切であると判断した場合は，陳述書の写しを IRDA の名義人に送付しなければならない。
(3) 登録官が陳述書は不適切であると判断した場合は，
(a) 登録官は，異議申立人に対し，1 若しくは複数の理由の根拠に関してより多くの情報を提出することにより，不適切性を是正するよう指示することができ，
(b) すべての理由が不適切に記述されているときは，登録官は異議申立を却下することがで

き，又は
(c) 理由の一部のみが不適切に記述されているときは，登録官は，次のことをすることができる。
(i) 不適切な資料の一部又は全部を陳述書から削除し，
(ii) 本規則の適用上，残った結果を陳述書として扱い，かつ，
(iii) 補正された陳述書の写しを異議申立人に送付すること
(4) (3)(a)に基づいて情報が提出された後，登録官が陳述書はなお不適切であると判断する場合は，
(a) 登録官は，異議申立を却下することができるか，又は
(b) 次のことをすることができる。
(i) 不適切な資料の一部又は全部を陳述書から削除し，
(ii) 本規則の適用上，残った結果を陳述書として扱い，かつ，
(iii) 補正された陳述書の写しを異議申立人に送付すること
(5) 登録官は，(3)(a)に基づいて提出された情報が陳述書の不適切性を是正すると判断した場合は，陳述書及び(3)(a)に関して提出された情報の写しを IRDA の名義人に送付しなければならない。
(6) 異議申立人は，異議申立を却下する旨又は理由及び詳細陳述書から資料を削除する旨の本条規則に基づく決定の再審理を求めて，行政不服審判所(AAT)に上訴することができる。
(7) 規則 17A.31 は，本条規則に適用されない。

規則 17A.34C　提出期間の延長－請求
(1) 保護の拡張に異議申立をしようとする者は，登録官に対し，次のものを延長するよう請求することができる。
(a) 規則 17A.33(1) に基づいて異議申立意図通知書を提出する期間，又は
(b) 規則 17A.34A(1) に基づいて理由及び詳細陳述書を提出する期間
(2) (1)(a)又は(b)に基づく請求は，次に定めるところにより行うことができる。
(a) 当該書類の提出期間内，又は
(b) IRDA の保護拡張が規則 17A.37(1)(b) に基づいて国際登録記録に記載される前
(3) 請求は，次に定めるところによらなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 次のものを記載する宣言書を別添すること
(i) 理由の根拠となる事実及び事情，及び
(ii) 通知書又は理由及び詳細陳述書の提出期間が終了している場合は，請求が当該期間内に行われなかった理由
(4) 請求は，次の理由の何れか一方又はその双方にのみ基づいて行われなければならない。
(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏
(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの
(5) 法律第 52 条(5) は，請求に適用される。
(6) 規則 17A.31 は，本条規則に適用されない。

規則 17A.34D　提出期間の延長－許可

(1) 登録官は，規則 17A.34C(1) に基づく期間延長に係る請求を許可することができるが，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限る。

(2) ただし，請求が，通知書又は理由及び詳細陳述書の提出期間が終了した後に行われた場合は，登録官は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。

(3) 登録官は，事情にかんがみ何が合理的かを考慮して延長期間の長さを決定しなければならない。

規則 17A.34E　異議申立は他の者の名義で手続を進めることができる

法律第 53 条は，本款に基づいて提出される異議申立意図通知書に適用される。

規則 17A.34F　異議申立意図通知書の補正

(1) 異議申立人は，登録官に対し，誤記又は明白な過誤を補正するために異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。

(2) 異議申立手続が法律第 53 条に基づいて他の者の名義で進められる場合は，その者は，登録官に対し，その者の名称を記録するために異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。

(3) 登録官は，自らが適切と考える条件を付して，(1) 又は (2) に基づく請求を許可することができる。

(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済み異議申立意図通知書の写しを IRDA 名義人に送付しなければならない。

(5) 規則 17A.31 は，本条規則に適用されない。

規則 17A.34G　理由及び詳細陳述書の補正

(1) 異議申立人は，登録官に対し，次のことをするために理由及び詳細陳述書を補正するよう請求することができる。

(a) 異議申立の理由若しくは理由の根拠となる事実及び事情中の過誤若しくは遺漏を補正すること，

(b) 異議申立の理由を補正すること，

(c) 異議申立の新たな理由を追加すること，又は

(d) 理由の根拠となる事実及び事情を補正すること

(2) 登録官は，適切と考える条件を付して請求を許可することができる。

(3) 他方，登録官は，

(a) 異議申立の理由の補正，又は

(b) 異議申立の理由の追加

に係る請求を許可することができるが，当該の補正又は追加は，陳述書の提出時に異議申立人が合理的に認識することができなかったであろう情報に関係していると認めた場合に限る。

(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済み陳述書の写しを IRDA 名義人に送付しなければならない。

規則 17A.34H　防御意図通知書の提出

(1) IRDA 名義人は，規則 17A.32(2) に基づいて登録官が国際事務局に通知してから 1 月以内に，防御意図通知書を提出しなければならない。

(2) 名義人は，通知書と共にオーストラリア又はニュージーランドの送達宛先を提出しなければならない。

(3) 登録官は，通知書の写しを異議申立人に送付しなければならない。

(4) 名義人が (1)にいう期間内又はその延長期間内に通知書を提出しない場合は，登録官は，次のことを行う決定をすることができる。

(a) 異議申立が成功したものとみなすこと，及び

(b) 名義人に保護を拒絶すること

(5) 登録官は，(1)に基づいて提出された防御意図通知書に応答する手続を取ることを要しないが，名義人が，書面により，名義人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を登録官に通知した場合は，この限りでない。

(6) 次の要件は，当該者の送達宛先が国際登録記録に記録されていない場合は，適用されない。

(a) 当該者に書類を交付すること，又は

(b) 書面による申立を行うか又は聴聞を受ける機会を与えること

(7) 登録官は，両当事者に登録官の決定を通知しなければならない。

規則 17A.34HA　提出期間の延長－請求

(1) 何人も，登録官に対し，防御意図通知書を提出する期間を延長するよう請求することができる。

(2) 請求は，規則 17A.34H(1)に記載した期間の終了の翌日を始期とする 2 月の期間の満了前に行わなければならない。

(3) 請求は，次の通りでなければならない。

(a) 承認様式によること，及び

(b) 請求を行う理由の根拠となる事実及び事情を記載した宣言書を添付すること

(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。

(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏

(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 17A.34HB　提出期間の延長－許可

(1) 登録官は，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限り，規則 17A.34HA(1)に基づく期間延長に係る請求を許可することができる。

(2) ただし，請求が，規則 17A.34H(1)に記載した期間が終了した後に行われた場合は，登録官は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。

(3) 登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して，延長期間の長さを決定しなければならない。

規則 17A.34J　証拠の提出

(1) 登録官は，次のことを両当事者に通知しなければならない。

(a) 本条規則において言及されている証拠期間に係るすべての証拠が提出されたこと，又は

(b) 当該期間について何らの証拠も提出されなかったこと

(2) 登録官は，本条規則に基づいて当事者により提出されたすべての証拠の写しを，次のとおり他方当事者に送付しなければならない。

(a) そうすることが適切であると登録官が考える場合は，関係証拠期間が終了する前に，又は

(b) 証拠期間が終了した後に

(3) 異議申立人は，同人が防御意図通知書の写しを送付された日から 3 月以内に，異議申立に係る何らかの裏付け証拠を提出しなければならない。

(4) 異議申立人が異議申立に係る裏付け証拠を提出した場合は，IRDA 名義人は，その裏付け証拠に対する何らかの答弁証拠を，登録官が次のことをした日から 3 月以内に提出しなければならない。

(a) IRDA 名義人に次のものを送付すること，

(i) すべての裏付け証拠，又は

(ii) 異議申立人が裏付け証拠を分割して提出する場合は，裏付け証拠の最終分割分，及び

(b) すべての裏付け証拠が提出された旨を IRDA 名義人に通知すること

(5) 異議申立人が異議申立について何らの裏付け証拠も提出しなかった場合は，IRDA 名義人は，何らの裏付け証拠も提出されなかった旨を登録官が IRDA 名義人に通知した日から 3 月以内に，理由及び詳細陳述書に対する何らかの答弁証拠を提出しなければならない。

(6) IRDA 名義人が(4)又は(5)に基づく答弁証拠を提出した場合は，異議申立人は，答弁証拠に対する何らかの弁駁証拠を，登録官が次のことをした日から 2 月以内に提出しなければならない。

(a) 異議申立人に次のものを交付すること

(i) すべての答弁証拠，又は

(ii) IRDA 名義人が答弁証拠を分割して提出する場合は，答弁証拠の最終分割分，及び

(b) すべての答弁証拠が提出された旨を異議申立人に通知すること

規則 17A.34K　提出期間の延長

(1) 当事者は，登録官に対し，規則 17A.34J に言及される証拠を提出する期間を延長するよう請求することができる。

(2) 登録官は，次のことを認めた場合に限り，期間を延長することができる。

(a) 当事者が，

(i) 本款のすべての関係提出要件に従うためにあらゆる合理的な努力をしたこと，及び

(ii) 期間内に証拠を提出できるよう，常時迅速にかつ注意を払って行動したにもかかわらず，そうすることができなかったこと，又は

(b) 延長を正当化する例外的な事情が存在すること

(3) 登録官は，

(a) 事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して延長期間の長さを決定しなければならず，かつ，

(b) 登録官が適切と考える条件を付して決定することができる。
(4) 本条規則において，
「例外的事情」には次のものが含まれる。
(a) 当事者の管理の及ばない事情であって，当事者が本款に基づく提出要件に従うのを妨げるもの
(b) 登録官又は職員による過誤又は遺漏であって，当事者が本款に基づく提出要件に従うのを妨げるもの
(c) 異議申立を停止させる旨の裁判所の命令又は登録官による指示

規則 17A.34L　登録官は冷却期間を認容することができる
(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される。
(a) 異議申立書が提出されており，
(b) 登録官が，規則 17A.34N に基づいて異議申立の決定を行っておらず，かつ，
(c) 異議申立が規則 17A.34B に基づいて却下されていない場合
(2) 登録官は，両当事者が冷却期間に同意していると認めた場合は，6 月の冷却期間を認容しなければならない。
(3) 登録官は，当該冷却期間が終了する前に，両当事者が延長に同意していると認めた場合は，冷却期間を 6 月延長しなければならない。
(4) 登録官は，次のことをしてはならない。
(a) 冷却期間をそれ以上延長すること，又は
(b) 1 の異議申立について複数の冷却期間を認容すること
(5) 当事者が，登録官に対し冷却期間を中止するよう請求する通知を承認様式により提出した場合は，登録官はそうしなければならない。
(6) 登録官は，次の場合，両当事者が取らなければならない手段について両当事者に指示することができる。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(7) 異議申立は，次の場合に再開する。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(8) (a) 規則 17A.34H に言及される期間中又は規則 17A.34J に言及される証拠期間中に冷却期間が開始し，かつ，
(b) 異議申立が再開した場合は，規則 17A.34H 又は規則 17A.34J に言及される期間は，異議申立が再開した時に再開する。

規則 17A.34M　聴聞
(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される。
(a) 異議申立が規則 17A.34B に基づいて却下されておらず
(b) 異議申立が規則 17A.34N に基づいて決定を下されておらず，又は
(c) 異議申立が規則 17A.34H に基づいて成功したものとみなされていない場合
(2) IRDA の名義人は，次の場合，登録官に対し，聴聞を開くよう請求することができる。

(a) 規則 17A.34J(3) に言及される証拠期間が終了し，かつ，
(b) (i) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出された場合，又は
(ii) 当該期間に何らの証拠も提出されなかった場合
(3) 当事者は，次の場合，登録官に対し，聴聞を開くよう請求することができる。
(a) 規則 17A.34J(4)から(6)までの何れかに言及される証拠期間が終了し，かつ，
(b) (i) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出された場合，又は
(ii) 当該期間に何らの証拠も提出されなかった場合
(4) 登録官は，
(a) 当事者から書面により請求された場合は，異議申立の聴聞を開かなければならないか，又は
(b) 登録官自らの発意により，異議申立の聴聞を開くことを決定することができる。
(5) 聴聞は，登録官の裁量により，
(a) 口頭による聴聞でも，又は
(b) 書面の提出によることもできる。
(6) 登録官が口頭による聴聞に決定した場合は，
(a) 登録官は，両当事者に聴聞の日時及び場所を通知しなければならず，
(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，また
(c) IRDA の名義人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。
(7) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，(6)に基づく意見書の要約の提出の当事者による不履行を考慮に入れることができる。

規則 17A.34N　異議申立についての決定

(1) 登録官は，異議申立手続が停止又は却下された場合を除き，IRDA に対する異議申立の根拠とされた理由が立証された(場合は，その)程度を考慮して，次の決定をしなければならない。
(a) IRDA に記載されている商品又はサービスの全部に関して保護を拒絶すること，又は
(b) IRDA に記載されている商品又はサービスの一部又は全部に関して，(条件又は限定を付し又は付さないで)保護を拡張すること
(2) 登録官は，その決定を国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.34P　上訴

(1) 法律第 56 条を登録官の決定に関して適用するが，その場合は，同条における言及であって，
(a) 出願人についてのものは，IRDA 名義人についての言及とし，また
(b) 法律第 55 条に基づく決定についてのものは，規則 17A.34N に基づく決定についての言及とする。
(2) 上訴がされた場合は，登録官は，国際事務局に当該決定について通知しなければならない。

規則 17A.34Q　登録官は指示することができる

(1) 登録官は，次の場合は，本節が適用される異議申立に関して指示することができる。

(a) 当事者から書面により請求された場合，又は

(b) 登録官自らの発意により

(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，指示について申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。

(4) 登録官は，できる限り速やかに，指示を両当事者に通知しなければならない。

規則 17A.35　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない

異議申立が規則 17A.34B に基づいて却下されるか又は中止された場合は，登録官は，却下又は中止を両当事者に通知しなければならない。

第 3A 款　国際登録の取消又は限定

規則 17A.35A　取消

国際事務局が国際登録の全部又は一部を取り消した場合は，IRDA は，国際登録が取り消されたときに，その取消の範囲まで［IRDA であることを］停止する。

規則 17A.35B　登録官の義務及び権限―国際事務局による限定の通知

(1) 本条規則は，IRDA の対象であるが保護が開始されなかった商標に関する国際登録の名義人が，その登録に限定を課した旨を国際事務局が登録官に通知した場合に適用する。

(2) 本条規則に従うことを条件として，(1)に記載する限定は，マドリッド規則の第 27 規則(1)に従ってその限定が国際登録簿に記録された日から有効である。

(3) 登録官は，宣言期間内に，マドリッド規則の第 27 規則(5)に基づいて，その限定が，

(a) IRDA に対して効力のないこと，又は

(b) IRDA に対して部分的な効力を有すること，

を宣言することができる。

(4) (3)に基づく宣言は，

(a) 限定が国際登録簿に記録された日から効力を有するが，

(b) 登録官が宣言期間中に宣言の写しを国際事務局に送付しない限り，発効しない。

(5) (4)に基づく登録官の宣言について上訴された場合は，所定の裁判所は，次の事項を行うことができる。

(a) その条件に従って限定を許可すること，又は

(b) マドリッド規則の第 27 規則(5)に基づいて，その限定が，

(i) オーストラリアにおいて効力のないこと，又は

(ii) オーストラリアにおいて部分的な効力を有すること，

を宣言することができる。

(6) (5)に基づく所定の裁判所の決定は，当該限定が国際登録簿に記録された日から有効である。

(7) 登録官は，関連の上訴期間の満了後に，本条規則に基づいて，許可された限定又は行わ

れた宣言を有効にするために必要な補正を国際登録記録にしなければならない。
(8) 本条規則において,
「宣言期間」とは，名義人が IRDA に限定を課した旨を国際事務局が登録官に通知した後 18 月の期間を意味する。
「限定」とは，議定書第 9 条の 2(iii)に基づいて国際登録簿に記録された国際登録に記載された商品又はサービスに関連する，オーストラリアに関する限定を意味する。

第 4 款　保護の拡張

規則 17A.36　商標はいつ，国際保護商標になるか

(1) 本条規則においては,
異議申立についての決定に関して「上訴期間」とは，規則 17A.34P に基づいて，その決定から生じる上訴をすることができる期間をいい，特定の事件に関して裁判所が許可する場合がある延長期間は含まない。
(2) 次の場合，すなわち,
(a) 登録官がある IRDA を受理し，かつ,
(b) (i) 異議申立意図通知書が規則 17A.33(1)に基づいて許可されている期間(関連期間)又は延長された期間内に提出されない場合，又は
(ii) 異議申立意図通知書が規則 17A.33(1)に基づいて許可されている期間又は延長された期間内に提出されたが，理由及び詳細陳述書が規則 17A.34A(1)に基づいて許可されている期間(関連期間)又は延長された期間内に提出されない場合は,
当該 IRDA の対象である商標は，場合に応じて，関連期間又は延長された期間が終了した時に，国際保護商標となる。
(2A) 次の場合，すなわち,
(a) 登録官がある IRDA を受理し，かつ,
(b) 規則 17A.32(1)に基づいて，IRDA に対して異議申立の通知がなされ，かつ,
(c) その異議申立が却下された又は取り下げられた場合は,
当該 IRDA の対象である商標は，異議申立が却下された又は取り下げられた後に，国際保護商標となる。
(3) 次の場合，すなわち,
(a) 登録官がある IRDA を受理し，かつ,
(b) 規則 17A.32(1)に基づいて，IRDA に対して異議申立の通知がなされ，かつ,
(c) 異議申立についての決定の結果が，その IRDA の対象である商標はオーストラリアにおいて保護されるべきとするものであり，かつ,
(d) 上訴期間内に，異議申立に関する決定に対して上訴がされない場合は,
(4)に従うことを条件として，当該商標は上訴期間の終了時に，異議申立に関する決定によって許可された範囲において，国際保護商標となる。
(3A) 次の場合，すなわち,
(a) 登録官がある IRDA を受理し，かつ,
(b) 規則 17A.32(1)に基づいて，IRDA に対して異議申立の通知がなされ，かつ,
(c) 上訴期間内又は当該期間が延長されているときはその延長期間内に，異議申立について

の決定に対して上訴がされ，かつ，
(d) 上訴が却下された又は取り下げられた場合は，
当該商標は，上訴が却下された又は取り下げられた後に，上訴についての決定によって許可された範囲において，国際保護商標となる。
(4) 次の場合，すなわち，
(a) 登録官がある IRDA を受理し，かつ，
(b) 規則 17A.32(1)に基づいて，IRDA に対して異議申立の通知がなされ，かつ，
(c) 上訴期間内又は当該期間が延長されているときはその延長期間内に，異議申立についての決定に対して上訴がされ，かつ，
(d) 上訴についての決定が，その IRDA の対象である商標はオーストラリアにおいて保護されるべきとするものであった場合は，
当該商標は，上訴についての決定がされた時に，その決定によって許可された範囲において，国際保護商標となる。
(5) 登録官がある IRDA について通知を受けてから 18 月の終了時に，国際事務局がその IRDA に関して，
(a) 規則 17A.16(1)，規則 17A.25(2)又は規則 17A.32(2)に基づく通知，又は
(b) 異議申立が前記の 18 月の期間の後に行われる可能性がある旨の通知，
を受領していなかった場合は，その IRDA の対象である商標は，前記 18 月の期間の終了時に，国際保護商標となる。
(6) 次の場合，すなわち，
(a) 登録官がある IRDA について通知を受けてから 18 月以内に，国際事務局が，異議申立がされる可能性がある旨の通知を受け，かつ，
(b) 規則 17A.32(1)に基づいて，IRDA に対して異議申立の通知がなされ，かつ，
(c) 国際事務局が，異議申立期間の開始から 7 月以内に，規則 17A.32(2)に基づく通知を受領しない場合は，
当該 IRDA の対象である商標は，前記 7 月の期間の終了時に，国際保護商標となる。

規則 17A.37　商標が国際保護商標である旨の通知

(1) 商標が国際保護商標となった場合は，登録官は，次の事項をしなければならない。
(a) 当該事実を公報において公告すること，及び
(b) 当該事実を国際登録記録に記録すること
(2) 前記の公告及び記録には，保護について付されている条件及び限定があるときは，その明細を含めなければならない。
(3) 名義人は，商標が国際保護商標である旨の通知を受けた後速やかに，登録官に対し書面をもって，名義人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を届け出なければならない。

規則 17A.38　権利の部分放棄

(1) IRDA 又は国際保護商標の名義人は，登録官に対し書面で通知することにより，関連する商標の特定部分に関して，それを使用する又はその使用を許諾する排他権を放棄することができる。

(1A) (1)に記載する通知は,
(a) IRDA の名義人が登録官に行うことができ，又は
(b) 国際出願の一環として，国際事務局が登録官に転送することができる。
(2) 権利の部分放棄は，保護がその商標に拡張されたときに，この部に基づいて名義人に与えられた権利のみに影響する。
(3) 登録官は，その商標に保護を拡張するとき又は権利の部分放棄の通知を受けたとき(の何れか遅い方に)，権利の部分放棄の明細を国際登録記録に記録しなければならない。
(4) 適切に行われた権利の部分放棄は，取り下げることができない。

第 4 節　国際保護商標－権利及び保護

規則 17A.39　国際保護商標に与えられる権利及び国際保護商標の保護

(1) この部に従うことを条件として，法律第 20 条から第 26 条まで，第 12 部，第 13 部及び第 14 部(法律第 128 条を除く)並びに規則 3.2，規則 13.1，規則 13.2 及び規則 13.3 を，国際保護商標に関して適用する。
(2) 前記の適用に関しては，前記の条，部又は規則における言及であって,
(a) 登録商標又は登録される商標についてのものは，国際保護商標又は国際保護商標である商標についての言及とみなし
(b) 商標の登録所有者についてのものは，国際保護商標の名義人についての言及とみなし
(c) 商標の登録に係わる商品又はサービスについてのものは，国際保護商標の対象である商品又はサービスについての言及とみなし
(d) 商標の登録日についてのものは，商標についての保護の効力発生日についての言及とみなし
(e) 登録簿についてのものは，国際登録記録についての言及とみなす。
(f) その登録が停止した商標についてのものは，オーストラリアにおける保護の延長が停止した国際保護商標についての言及とみなす。
(3) 更に，前記の適用に関して,
(a) 商標を登録簿から抹消するよう登録官に指示する命令の発行を求めて，法律第 92 条(3)に基づいて請求した，法律第 127 条(b)における被告についての言及は，保護を停止するよう登録官に指示する命令の発行を求めて，規則 17A.48C(3)に基づいて請求した被告についての言及とみなし
(b) 法律第 129 条(1)(b)における登録を受けていると主張されている商標についての言及は，国際保護商標であると主張されている商標についての言及とみなし，また
(c) 規則 13.1 における登録商標の登録明細についての言及は，国際登録記録に記録されている国際保護商標の明細についての言及とみなす。

規則 17A.40　訴訟を提起することができない状況

商標の国際登録が，登録満了後 6 月以内に更新されたときは，次の行為については訴訟を提起することができない。
(a) その商標を侵害するものであって，かつ,
(b) その国際登録の満了後で，更新前に行われたもの

第 5 節　国際保護商標－保護の訂正又は停止

第 1 款　国際登録の取消，限定又は非更新を理由とする保護の訂正又は停止

規則 17A.41　国際登録の取消

国際事務局が，国際保護商標である商標についての国際登録をその全部又は一部について取り消したときは，その商標は，国際登録が取り消されたときに，その取消の範囲において国際保護商標であることを停止する。

規則 17A.41A　登録官の義務及び権限―国際事務局による限定の通知

(1)　本条規則は，国際保護商標に関する国際登録の名義人が，その登録に限定を課した旨を国際事務局が登録官に通知した場合に適用する。

(2)　本条規則に従うことを条件として，(1)に記載する限定は，マドリッド規則の第 27 規則(1)に従ってその限定が国際登録簿に記録された日から有効である。

(3)　登録官は，宣言期間内に，マドリッド規則の第 27 規則(5)に基づいて，その限定が，

(a)　国際保護商標に対して効力のないこと，又は

(b)　国際保護商標に対して部分的な効力を有すること，

を宣言することができる。

(4)　(3)に基づく宣言は，

(a)　限定が国際登録簿に記録された日から効力を有するが，

(b)　登録官が宣言期間中に宣言の写しを国際事務局に送付しない限り，発効しない。

(5)　(4)に基づく登録官の宣言について上訴された場合は，所定の裁判所は，次の事項を行うことができる。

(a)　その条件に従って限定を許可すること，又は

(b)　マドリッド規則の第 27 規則(5)に基づいて，その限定が，

(i)　オーストラリアにおいて効力のないこと，又は

(ii)　オーストラリアにおいて部分的な効力を有すること，

を宣言することができる。

(6)　(5)に基づく所定の裁判所の決定は，当該限定が国際登録簿に記録された日から有効である。

(7)　登録官は，関連の上訴期間の満了後に，本条規則に基づいて，許可された限定又は行われた宣言を有効にするために必要な訂正を国際登録記録にしなければならない。

(8)　本条規則において，

「宣言期間」とは，国際登録の名義人がその登録に限定を課した旨を国際事務局が登録官に通知した後 18 月の期間を意味する。

「限定」とは，議定書第 9 条の 2(iii)に基づいて国際登録簿に記録された国際登録に記載された商品又はサービスに関連する，オーストラリアに関する限定を意味する。

規則 17A.42　国際登録が更新されない場合

(1)　国際保護商標である商標の国際登録が更新されなかった場合は，その商標は，国際登録

が満了したときに，国際保護商標であることを停止する。
(2) ただし，次の場合，すなわち，
(a) 国際保護商標(「未更新国際保護商標」)である商標の国際登録が更新されず，かつ，
(b) その商標についての登録出願又は IRDA が未更新国際保護商標の名義人以外の者によってされるか又は既にされている場合は，
当該未更新国際保護商標は，前記の出願又は IRDA の適用上，当該未更新国際保護商標の登録が議定書第 7 条に基づいて更新することができたときにいつでも，国際保護商標とみなす。

第 2 款　登録官による保護の訂正又は停止

規則 17A.42A　保護を訂正又は停止する登録官の権限

(1) (2)の条件がすべて充足された場合は，登録官は，次の何れかの事項を行うことができる。
(a) 国際保護商標に拡張されていた保護が停止される旨を宣言すること，
(b) 国際保護商標に拡張されている保護に対して条件又は限定を課すこと，
(c) 国際保護商標が既に条件又は限定の対象である場合，国際保護商標に拡張されている保護に対して追加の又は異なる条件又は限定を課す又は代替すること，
(d) 国際保護商標に関連する国際登録記録における記入を抹消又は訂正すること
(2) (1)に関して，条件とは次の通りである。
(a) 商標が国際保護商標になった後 12 月以内に，登録官が(1)に記載する権限を行使する登録官の意図を書面で次の者に対して通知したこと
(i) 国際保護商標の名義人，及び
(ii) 国際保護商標に関する利害又は権利を請求する者として規則 17A.62 に基づいて記録されている者
(b) 登録官が，(1)に記載する権限を行使する登録官の意図に関連して，(a)(i)又は(ii)に記載する各人に対して聴聞の機会を与えたこと
(c) 登録官が，商標が国際保護商標となったときに存在していたすべての事情(登録官がその時点で，その存在について知っていたか否かを問わない)及び保護の拡張に対し，規則 17A.34 に基づく異議申立ができた筈の理由を考慮して，次のことを認めたこと
(i) 商標は，保護が求められる商品又はサービスの一部又は全部について保護されるべきでなかったこと，又は
(ii) 商標の保護は，ある条件又は限定又は追加の若しくは異なる条件若しくは限定の対象であるべきだったこと
(d) (1)に記載する権限の行使が合理的であると登録官が認めたこと
(3) (2)(c)に関して，登録官が考慮しなければならない事情には，次の事項を含む。
(a) 保護の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標が保護されることに直接又は間接につながる過誤又は遺漏(判断の過誤又は遺漏を含む)
(b) 国際協定に基づくオーストラリアの関連の義務
(c) 登録官の意見において，次の事項を適切とする特殊な事情
(i) 保護の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標が保護されるべきでないこと，又は
(ii) 商標の保護は，ある条件又は限定又は追加の若しくは異なる条件若しくは限定の対象で

あるべきこと
(4) (2)(d)に関して，権限を行使することが合理的であるか否かを決定する際に，登録官が考慮しなければならない事項には，次の事項を含む。
(a) 商標についてなされた使用
(b) 国際保護商標としての商標に関連する，又はその保護の訂正又は停止を求める過去，現在又は予定の法的手続
(c) 国際保護商標としての商標に関連して提起された訴訟
(d) (1)に記載する権限を登録官が行使すること又は行使しないことを適切とする特殊な事情
(5) 登録官は，そうするよう要求されたか否かに拘らず，この款に基づいて権限を行使するか否かを検討する義務を負わない。

規則 17A.42B　送付すべき通知
(1) 規則 17A.42A(2)(a)に関して，登録官は，名義人に対して次の宛先に書面通知を送付することにより，当該通知を送付することができる。
(a) 国際登録記録において名義人に関して記録されているオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先，又は
(b) 国際登録記録において名義人に関して記録されている送達宛先がない場合，名義人の住所
(2) 登録官は，すべての状況においてそうすることが合理的な筈であると認める場合は，何れかの者に通知することができる。

規則 17A.42C　聴聞及び手続
(1) 登録官は，この款に基づいて，次の聴聞を実施することができる。
(a) 規則 17A.42A(1)に記載する権限を行使するか否かを決定するための聴聞
(b) (a)に記載する聴聞において採択すべき手順に関して登録官が指示するための予備聴聞
(2) 登録官は，特定のケースにおける事情に応じて自己が適切とみなす，この款に基づく聴聞において採択すべき手順を決定することができる。
(3) 規則 21.14 は，この款に基づく聴聞には適用しない。
(4) 登録官は，すべての状況においてそうすることが合理的な筈であると認める場合は，何人に対しても聴聞を行うことができる。

規則 17A.42D　登録官による保護の訂正又は停止の効力
(1) 本条規則は，規則 17A.42A(1)に記載する権限の何れかを登録官が行使する場合に適用する。
(2) (3)に従うことを条件として，規則 17A.42A(1)に記載する権限の登録官による行使は，国際保護商標の保護の効力発生日から有効とみなされ，特に，
(a) 保護の範囲の縮減は，当該日から適用するとみなされ
(b) 登録官が課した条件又は限定は，当該日から有効とみなされ，また
(c) 国際登録記録における記入の抹消又は訂正は，当該日から有効とみなされる。
(3) (2)に関して，規則 17A.42A(1)に記載する権限の行使は，次の通り効力を有する。

(a) 規則 17A.39 の適用後の法律第 12 部，第 13 部又は第 14 部における規定又は本規則第 13 部の規定の適用に関しては，権限が行使された日から
(b) 規則 17A.71 の適用後の法律第 230 条(2)の適用に関して，
(i) 権限の行使前に，国際保護商標の名義人であった被告に関連しては，権限が行使された日から，又は
(ii) 権限の行使前に，国際保護商標の許諾使用者であった被告に関連しては，被告が権限の行使に気づいた日から

規則 17A.42E　登録官は税関長官に通知する
(1) 登録官が規則 17A.42A(1)に記載する権限を行使する場合は，登録官は，税関長官に書面でその旨を通知しなければならない。
(2) 規則 17A.42D(3)(a)に拘らず，規則 17A.42A(1)に記載する権限の行使前に，国際保護商標が保護されている商品を税関長官が第 13 部に基づいて差押えした場合は，連邦は，次に該当する場合を除いて，差押えを理由に被った損失又は損害について責任を負わない。
(a) 登録官が(1)に基づいて税関長官に書面で通知し，かつ，
(b) 税関長官に通知された後に差押えが発生した場合
(3) 疑義が生じないようにするため，(2)(a)及び(b)に定める事情が存在する場合は，(2)自体が連邦に責任を課すものではない。

規則 17A.42F　連邦裁判所又は連邦巡回裁判所に対する上訴
規則 17A.42C(1)(a)に記載する手続の過程で，登録官に意見書を提出又は登録官による聴聞を受けた者は，規則 17A.42A(1)に記載する権限を行使するか否かの登録官の決定について，連邦裁判所又は連邦巡回裁判所に上訴することができる。

第 3 款　所定の裁判所による保護の訂正又は停止

規則 17A.43　保護の訂正又は停止－条件違反
所定の裁判所は，登録官又は被害者からの請求があったときは，国際保護商標に関して国際登録記録に記入されている条件又は限定に対する違反があったことを理由として，次の内容の命令を出すことができる。
(a) 国際保護商標に拡張されている保護を停止させること，又は
(b) 国際登録記録における，その国際保護商標に関する記入を抹消又は訂正すること

規則 17A.44　保護の訂正又は停止－商標を使用する排他権の喪失
(1) 本条規則は，規則 17A.39 によって適用される法律第 24 条又は第 25 条(「適用される法律第 24 条又は第 25 条」)が特定の国際保護商標に関して適用される場合に適用する。
(2) 所定の裁判所は，登録官又は被害者からの請求があったとき，ただし，(3)及び規則 17A.46 に従うことを条件として，次の内容の命令を出すことができる。
(a) その国際保護商標に拡張されている保護を停止させること，又は
(b) 国際登録記録における，その国際保護商標に関する記入を抹消又は訂正すること
裁判所は，前記の命令を出すときは，国際保護商標の名義人が特定の商品又はサービスに関

して，その商標又はその商標の一部である記号を使用することができる権利について適用される法律第 24 条又は第 25 条(何れか該当する方)の効力を考慮しなければならない。
(3) 商標が次の記号を含んでいることを理由として，適用される法律第 24 条又は第 25 条をその商標に適用する場合は，裁判所は，(2)に基づく命令を出さない旨を決定することができる。
(a) ある物品，物質又はサービスを説明する記号又はその名称である記号として，関連業界において一般的に容認されているもの，又は
(b) 次のものを説明する記号又はその名称である記号
(i) 以前に特許に基づいて実施されていた物品又は物質，又は
(ii) 以前に特許方法として提供されていたサービス
(4) 裁判所はその代わり，裁判所が課す条件又は限定に従うことを条件として，次の事項に関して，その商標が引き続き保護を受けることを許可することができる。
(a) その物品若しくは物質又は同種の他の商品，又は
(b) そのサービス又は同種の他のサービス

規則 17A.45　保護の訂正又は停止－その他の特定理由
(1) (2)及び規則 17A.46 に従うことを条件として，所定の裁判所は，登録官又は被害者からの請求があったときは，次の内容の命令を出すことができる。
(a) 国際保護商標に拡張されている保護を停止させること
(b) 国際登録記録に誤って行われた又は残存している記入を抹消又は訂正すること，又は
(c) 国際保護商標の保護に影響を与える条件又は限定を国際登録記録に記入すること
(2) 本条規則に基づく請求は，次の理由の何れかを根拠として行うことができる。
(a) 保護の拡張に対し，規則 17A.34 に基づく異議申立ができた筈の理由
(b) 本条規則に基づいて請求を行うときに該当している状況のために，その商標の使用が次の理由以外の理由で欺瞞又は混同を生じさせる虞があること
(c) 証明商標に関しては，規則 17A.50 の適用後の法律第 177 条における根拠
(d) 請求が国際登録記録における記入に関するものであるときは，その記入が詐欺行為，虚偽の示唆又は不実表明の結果として行われたか又は訂正されていること
(e) 登録官が規則 17A.35B(3)又は規則 17A.41A(3)に基づく宣言を誤って行ったこと

規則 17A.46　名義人に過失等がないときは，保護の訂正又は停止は認めることができない
(1) 裁判所は，次の請求を認めない旨の決定をすることができる。
(a) 規則 17A.44 に基づくもの
(b) 商標が欺瞞又は混同を生じさせる虞があるという理由(規則 17A.45(2)(a)にいう理由)に基づくもの，又は
(c) 規則 17A.45(2)(c)にいう理由に基づくもの
ただし，この規定の適用は，国際保護商標の名義人が裁判所に対して，請求人が依拠した理由は，当該名義人の行為又は過失によって生じたものでないことを認めさせた場合に限る。
(2) (1)に基づく決定をするときは，
(a) 裁判所は，次の事項を，それが関連する限り，考慮しなければならない。
(i) 国際保護商標に係わる保護を停止しなかった場合は，公共の利益が影響を受ける程度

(ii) 請求の原因となった状況が消滅しているか否か
(iii) 請求の原因となった状況が生ずる前に，その商標が関連する商品及びサービスを識別していた程度
(iv) 規則 17A.44 又は規則 17A.45 に基づく命令以外に，その状況において適切と判断される命令その他の救済手段が存在するか否か，また
(b) 裁判所は，関連すると裁判所が考える他のすべての事項を考慮することができる。

規則 17A.47　登録官の義務及び権限
法律第 90 条を，必要な変更を加えて，規則 17A.43，規則 17A.44 又は規則 17A.45 に基づく請求の目的で適用する。

第 4 款　不使用による保護の停止

規則 17A.48　定義
本款において，
「保護の停止の請求」とは，国際保護商標であるか又は国際保護商標になる可能性がある商標の保護の停止を登録官に求める請求をいう。
「保護の停止」とは，国際保護商標である商標の保護の停止をいう。
「防御意図通知書」とは，規則 17A.48Q に基づいて提出された通知をいう。
「異議申立意図通知書」とは，規則 17A.48G に基づいて提出された通知をいう。
「異議申立書」とは，次のものをいう。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
「異議申立人」とは，次のものを提出する者をいう。
(a) 異議申立意図通知書，及び
(b) 理由及び詳細陳述書
「当事者」とは，出願人又は異議申立人をいう。
「理由及び詳細陳述書」とは，次のものを記載する異議申立人による陳述書をいう。
(a) 異議申立人が反駁しようとする保護の取消の理由，及び
(b) 保護の取消に対する異議申立の根拠となる事実及び事情

規則 17A.48B　通知及び申立を行う機会
(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 当事者が，本款に基づいて登録官に請求を行う場合，又は
(b) 登録官が，本款に基づいて登録官自らの発意により決定を行おうとする場合
(2) 登録官は次のことをしなければならない。
(a) (1)(a)に関し，他方当事者に請求の写しを送付することを含め，請求について他方当事者に通知すること，又は
(b) (1)(b)に関し，行おうとしている決定を両当事者に通知すること
(3) 登録官は，請求を許可しようとする場合は，次により申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。

(a) 書面により，
(b) 聴聞において，又は
(c) 登録官が通知に記載するその他の手段により
(4) 登録官は，登録官の決定を両当事者に通知しなければならない。

規則 17A.48C　保護の停止の請求
(1) 何人も，保護の停止の請求を行うことができる。
(2) ただし，当該国際保護商標に関する訴訟が所定の裁判所において係属中である場合は，本款に基づいて請求を行うことはできない。
(3) (2) が適用される場合は，何人も，登録官に対し国際保護商標の保護を停止するよう指示する命令を当該裁判所に請求することができる。

規則 17A.48D　保護の停止
(1) 法律第 9 部及び本規則第 9 部は，保護の停止に係る請求に関して適用される。
(2) 前記の適用に関し，前記両部における
(a) 登録商標又は登録されている若しくは登録簿に記載されている商標への言及は，国際保護商標であるか国際保護商標になる可能性がある商標への言及であるものとみなされ，
(b) 登録簿からの商標の抹消への言及は，商標の保護の取消への言及であるものとみなされ，
(c) 商標の登録出願への言及は，オーストラリアを指定する国際登録への言及であるものとみなされ，
(d) 商標の登録の出願人への言及は，オーストラリアを指定する国際登録の名義人への言及であるものとみなされ，
(e) 商標の登録所有者への言及は，国際保護商標の名義人への言及であるものとみなされ，
(f) 第 92 条に基づく請求への言及は，保護の停止に係る請求への言及であるものとみなされ，
(g) 商標の登録出願がされた日又は商標の登録に関する出願日への言及は，次のものへの言及であるものとみなされる，かつ，
(i) 保護のオーストラリアへの拡張に係る請求が議定書第 3 条の 3(1)に基づいて行われた場合は，当該商標の国際登録の日，又は
(ii) 保護のオーストラリアへの拡張に係る請求が議定書第 3 条の 3(2)に基づいて行われた場合は，請求の記録の日
(h) 商標が法律第 69 条に基づいて登録簿に記入された日への言及は，商標が規則 17A.36 に基づいて国際保護商標となった日への言及であるものとみなされる。
(3) 法律第 96 条から第 101 条までは，不使用に係る保護の停止に関して適用される。

規則 17A.48E　請求の通知
法律第 96 条(1) に関し，登録官は，請求の提出から 1 月以内に，請求の写しを，登録官が受領すべきであると考える各人に送付しなければならない。

規則 17A.48F　異議申立書の提出
異議申立書は，異議申立意図通知書及び理由及び詳細陳述書が規則 17A.48G 及び規則

17A.48J に基づいて提出された時に提出されたものとみなされる。

規則 17A.48G　異議申立意図通知書の提出

(1) 法律第 96 条(2) に関し，保護の停止に係る請求に対する異議申立通知書は，保護の停止に係る請求が公報において公告された日から 2 月以内に提出しなければならない。

(2) 通知書は，承認様式によらなければならない。

(3) 登録官は，通知書の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 17A.48H　異議申立人は送達宛先がなければならない。

(1) 本条規則は，本款中の如何なる他の規則にも拘らず適用される。

(2) 登録官は，異議申立人が異議申立人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を書面により登録官に通知したのでない限り，規則 17A.48F に基づいて提出された異議申立書に応えて何らの手続も取ることを要さない。

(3) 書類を異議申立人に交付するとの要件又は書面により申立を行うか若しくは聴聞を受ける機会を異議申立人に与えるとの要件は，異議申立人の送達宛先が国際登録記録に記録されない限り適用されない。

規則 17A.48J　理由及び詳細陳述書の提出

(1) 理由及び詳細陳述書は，異議申立意図通知書が提出された日から 1 月以内に提出されなければならない。

(2) 陳述書は，承認様式によらなければならない。

規則 17A.48K　理由及び詳細陳述書は適切でなければならない

(1) 登録官は，規則 17A.48J に基づく適切性を評価しなければならない。

(2) 登録官は，陳述書が適切であると判断した場合は，陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

(3) 登録官は，陳述書が不適切であると判断した場合は，次のことをすることができる。

(a) 保護の停止に対する異議申立の根拠に関するより多くの情報を提出することにより，不適切性を是正するよう異議申立人に指示すること，又は

(b) 異議申し立てを却下すること

(4) 登録官は，(3)(a) に基づいて提出された情報が陳述書の不適切性を是正すると判断した場合は，陳述書及び当該情報の写しを出願人に送付しなければならない。

(5) 法律第 99A 条(1) に関し，登録官は，次の場合，異議申立を却下することができる。

(a) 登録官が，陳述書は不適切であると判断した場合，又は

(b) 登録官が，(3)(a) に基づく情報を提出するよう異議申立人に指示し，かつ，

(i) 異議申立人が当該情報を提出しなかった場合，若しくは

(ii) 登録官が，提出された情報は陳述書の不適切性を是正するものではないと判断した場合

(6) 規則 17A.48B は，本条規則に適用されない。

規則 17A.48L　提出期間の延長－請求

(1) 保護の停止に係る請求に異議申立をしようとする者は，登録官に対し，次のものを延長

するよう請求することができる。
(a) 規則 17A.48G(1) に基づいて異議申立意図通知書を提出する期間，又は
(b) 規則 17A.48J(1) に基づいて理由及び詳細陳述書を提出する期間
(2) (1)(a)又は(b) に基づく請求は，当該の書類を提出する期間内に行なうことができる。
(3) 請求は，次の通りでなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 次のものを陳述する宣言書を添付すること
(i) 理由の根拠となる事実，及び
(ii) 異議申立意図通知書又は理由及び詳細陳述書を提出する期間が終了していた場合，請求が期間内に行われなかった理由
(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。
(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏
(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 17A.48M　提出期間の延長－許可
(1) 登録官は，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限り，規則 17A.48L(1) に基づく期間延長に係る請求を許可することができる。
(2) ただし，通知書又は理由及び詳細陳述書を提出する期間が終了した後に請求が行われた場合は，登録官は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。
(3) 登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して延長期間の長さを決定しなければならない。

規則 17A.48N　異議申立意図通知書の補正
(1) 異議申立人は，登録官に対し，誤記又は明白な過誤を補正するために異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(2) 異議申立手続が，法律第 96A 条に基づいて異議申立人以外の者の名義で進められている場合は，当該者は，登録官に対し，当該者の名称が記録されるように異議申立意図通知書を補正するよう請求することができる。
(3) 登録官は，登録官が適切と考える条件を付して請求を許可することができる。
(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済み異議申立意図通知書の写しを出願人に送付しなければならない。
(5) 規則 17A.48B は，(1)又は(2) に基づく請求に適用されない。
(6) 法律第 96A 条は，当該異議申立に関して適用される。

規則 17A.48P　理由及び詳細陳述書の補正
(1) 異議申立人は，登録官に対し，次のことをするために理由及び詳細陳述書を補正するよう請求することができる。
(a) 過誤若しくは遺漏を補正すること，又は
(b) 保護の停止に対する異議申立の根拠となる事実若しくは事情を補正し若しくは追加する

こと
(2) 登録官は，適切と考える条件を付して請求を許可することができる。
(3) ただし，登録官は，当該補正が行われるべきであると認めた場合に限り，当該請求を許可することができる。
(4) 登録官は，請求を許可した場合は，補正済み陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 17A.48Q　防御意図通知書の提出
(1) 防御意図通知書は，出願人が理由及び詳細陳述書の写しを送付された日から 1 月以内に提出されなければならない。
(2) 登録官は，当該通知書の写しを異議申立人に送付しなければならない。
(3) 出願人が防御意図通知書を(1)に言及される期間内又はその延長期間内に提出しなかった場合は，登録官は，次のことを決定することができる。
(a) 異議申立が成功したものとみなし，かつ，
(b) 国際保護商標の保護を停止することを拒絶すること
(4) 登録官は，登録官の決定を両当事者に通知しなければならない。

規則 17A.48QA　提出期間の延長－請求
(1) 何人も，登録官に対し，防御意図通知書を提出する期間を延長するよう請求することができる。
(2) 請求は，規則 17A.48Q(1)に記載した期間の終了の翌日を始期とする 2 月の期間の終了前に行わなければならない。
(3) 請求は，次の通りでなければならない。
(a) 承認様式によること，及び
(b) 請求を行う理由の根拠となる事実及び事情を記載した宣言書を添付すること
(4) 請求は，次の理由の何れか又は双方に基づいてのみ行うことができる。
(a) 当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏
(b) 当人の管理の及ばない事情であって，当人，当人の代理人，登録官又は職員による過誤又は遺漏以外のもの

規則 17A.48QB　提出期間の延長－許可
(1) 登録官は，請求に記載されている理由が延長を正当化すると認める場合に限り，規則 17A.48QA(1)に基づく期間延長に係る請求を許可することができる。
(2) ただし，請求が，規則 17A.48Q(1)に記載した期間が終了した後に行われた場合は，登録官は，請求の遅延について十分な理由が存在すると認めない限り，延長を許可してはならない。
(3) 登録官は，事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して，延長期間の長さを決定しなければならない。

規則 17A.48R　証拠の提出
(1) 登録官は，次のことを両当事者に通知しなければならない。

(a) 本条規則に言及される証拠期間に係るすべての証拠が提出されていること，又は
(b) 当該期間について何らの証拠も提出されなかったこと
(2) 登録官は，次により，本条規則に基づいて当事者により提出されたすべての証拠の写しを他方当事者に送付しなければならない。
(a) 登録官がそうすることが適切と考える場合は，関係証拠期間の終了前に，又は
(b) 当該証拠期間が終了した後に
(3) 異議申立人は，保護の停止に求める請求に係る防御意図通知書の写しを送付された日から 3 月以内に，当該異議申立の何らかの裏付け証拠を提出しなければならない。
(4) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を提出した場合は，出願人は，登録官が次のことをした日から 3 月以内に，異議申立人の証拠に対する何らかの答弁証拠を提出しなければならない。
(a) 出願人に次のもの，すなわち
(i) すべての裏付け証拠，又は
(ii) 異議申立人が裏付け証拠を分割して提出する場合は，裏付け証拠の最終分割分を交付し，かつ，
(b) すべての裏付け証拠が提出されている旨を出願人に通知すること
(5) 異議申立人が，異議申立について何らの裏付け証拠も提出しなかった場合は，規則 17A.48S が適用される。
(6) 出願人が (4)に基づいて答弁証拠を提出した場合は，異議申立人は，当該答弁証拠に対する何らかの弁駁証拠を登録官が次のことをした日から 2 月以内に提出しなければならない。
(a) 異議申立人に次のもの，すなわち
(i) すべての答弁証拠，又は
(ii) 出願人が答弁証拠を分割して提出する場合は，答弁証拠の最終分割分を交付し，かつ，
(b) すべての答弁証拠が提出されている旨を異議申立人に通知すること

規則 17A.48S　聴聞の請求及び異議申立が終了したものとみなされる事情

(1) 異議申立人が，規則 17A.48R(3) に言及される裏付け証拠を提出する期間内に，登録官に対し，異議申立を聴聞するよう請求した場合は，登録官はそのようにしなければならない。
(2) 異議申立人が次のことをしない場合，異議申立は終了したものとみなされるが，中止された又は却下されたものとはみなされない。
(a) 規則 17A.48R(3) に従って裏付け証拠を提出すること，又は
(b) (1)に基づいて聴聞を求めること
(3) 保護の停止に係る請求は，次の場合は異議申立をされていないものとみなされる。
(a) 異議申立が (2)に基づいて終了したものとみなされ，かつ，
(b) 保護の停止に係る請求が適切に行われていると登録官が認める場合

規則 17A.48T　提出期間の延長

(1) 当事者は，登録官に対し，規則 17A.48R に言及される証拠を提出する期間を延長するよう請求することができる。
(2) 登録官は，次のことを認める場合に限り，当該期間を延長することができる。

(a) 当事者が,
(i) 本款のすべての関係提出要件に従うためにあらゆる合理的な努力をし，かつ,
(ii) 期間内に証拠を提出できるよう常時迅速にかつ注意を払って行動したにも拘らず，そうすることができなかったこと，又は
(b) 延長を正当化する例外的な事情が存在すること
(3) 登録官は,
(a) 事情にかんがみて何が合理的であるかを考慮して延長期間の長さを決定しなければならず，また
(b) 登録官が適切と考える条件を付して決定することができる。
(4) 本条規則において,
「例外的事情」は，次のものを含む。
(a) 当事者の管理の及ばない事情であって，当事者が本款に基づく提出要件に従うのを妨げるもの
(b) 登録官又は職員による誤り又は遺漏であって，当事者が本款に基づく提出要件に従うのを妨げるもの
(c) 異議申立を停止させる旨の裁判所の命令又は登録官による指示

規則 17A.48U　登録官は冷却期間を認容することができる
(1) 本条規則は，次の場合に異議申立に適用される。
(a) 異議申立書が提出されており,
(b) 登録官が法律第 101 条(1) に基づいて商標を抹消することを決定しておらず，かつ,
(c) 異議申立が規則 17A.48K に基づいて却下されていない場合
(2) 登録官は，両当事者が冷却期間に同意していると認める場合は，6 月の冷却期間を認容しなければならない。
(3) 登録官は，冷却期間を 6 月延長しなければならないが，それは，登録官が，冷却期間の終了前に，両当事者がその延長に同意していると認める場合に限る。
(4) 登録官は，次のことをしてはならない。
(a) 冷却期間をそれ以上に延長すること，又は
(b) 1 の異議申立について複数の冷却期間を認容すること
(5) 当事者が，承認様式により，登録官に対して冷却期間を中止するよう請求する通知を提出した場合は，登録官はそうしなければならない。
(6) 登録官は，次の場合，両当事者が取らなければならない手段に関して両当事者に指示することができる。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(7) 次の場合異議申立が再開する。
(a) 冷却期間が中止された場合，又は
(b) その他，冷却期間が終了した場合
(8) (a) 冷却期間が規則 17A.48Q に言及される期間中又は規則 17A.48R に言及される証拠期間中に開始し，かつ,
(b) 異議申立が再開した場合は,

規則 17A.48Q 又は規則 17A.48R に言及される期間は，異議申立が再開した時に再開する。

規則 17A.48V　聴聞

(1) 本条規則は，異議申立が規則 17A.48K に基づいて却下されるか又は中止されることがなかった場合に適用される。

(2) 当事者は，次の場合に，登録官に対し聴聞を開くよう請求することができる。すなわち，規則 17A.48R に言及される証拠期間が終了し，かつ，

(a) 異議申立手続に係るすべての証拠が提出されるか，又は

(b) 前記の期間中に何らの証拠も提出されなかった場合

(3) 登録官は，

(a) 当事者から書面により請求された場合は異議申立の聴聞を開かなければならず，又は

(b) 登録官自らの発意により，異議申立の聴聞を開くことができる。

(4) 聴聞は，登録官の裁量により，次の何れによってもよい。

(a) 口頭による聴聞，又は

(b) 意見書

(5) 登録官が口頭による聴聞に決定した場合は，

(a) 登録官は，聴聞の日時及び場所を両当事者に通知しなければならず，

(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に意見書の要約を提出しなければならず，かつ，

(c) 出願人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に意見書の要約を提出しなければならない。

(6) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，(5)に基づく意見書の要約の当事者による提出不履行を考慮に入れることができる。

規則 17A.48W　登録官は指示することができる

(1) 登録官は，次の場合，本節が適用される異議申立に関して指示することができる。

(a) 当事者から書面により請求された場合，又は

(b) 登録官自らの発意による場合

(2) 登録官は，指示を与えようとする場合，指示について申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。

(4) 登録官は，指示をできる限り速やかに両当事者に通知しなければならない。

規則 17A.48X　登録官は国際事務局に通知しなければならない

本款に基づく訴訟の結果として，次のこと，すなわち

(a) 国際保護商標の保護を，保護の対象である商品若しくはサービスの一部若しくは全部に関して停止する旨，又は

(b) 当該商標は条件若しくは限定の下に保護されるべき旨を登録官が決定すること又は裁判所により指示されることである場合において，関係上訴期間の終了時に何らの上訴も行われていないときは，登録官は，前記の決定又は命令を国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.48Y　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない
異議申立が規則 17A.48K に基づいて却下された場合又は中止された場合は，登録官は，当該の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない。

規則 17A.48Z　国際保護商標の保護の停止
登録官は，規則 17A.48K に基づいて異議申立を却下した場合は，保護の停止に係る請求に明記されている商品，サービス又はその双方に関して，保護を停止しなければならない。

第 6 節　団体商標及び証明商標

規則 17A.49　団体商標
(1) この部の規定，この部によって適用される法律の規定及び法律第 164 条から第 167 条までの規定を，IRDA の対象であるか又は国際保護商標である団体商標に関して適用する。
(2) 前記の適用に関しては，
(a) 商標についての言及は，団体商標を含んでいるものとみなし，また
(b) 団体商標の登録出願についての言及は，団体商標に関する IRDA についての言及であるとみなし，また
(c) 登録団体商標の名義人である団体についての言及は，関連する国際保護団体商標の名義人である団体についての言及であるとみなし，また
(d) 規則 17A.28(2)(a)(ii)に拘らず，出願人についての法律第 41 条における言及は，関連する IRDA の名義人である団体の構成員についての言及であるとみなし，また
(e) 関連する IRDA 又は国際保護団体商標の名義人である団体の構成員による団体商標の使用は，その名義人による団体商標の使用であるとみなす。
(3) 本条規則においては，
「国際保護団体商標」とは，国際保護商標である団体商標をいう。

規則 17A.50　証明商標
(1) 法律第 16 部及び本規則第 16 部(規則 16.1 を除く)を，IRDA の対象であるか又は国際保護商標である証明商標に関して適用する。
(2) 前記の適用に関しては，前記の部における言及であって，
(a) 証明商標の登録出願についてのものは，証明商標に関する IRDA についての言及であるとみなし，また
(b) 証明商標登録出願人についてのものは，証明商標に関する IRDA の名義人についての言及であるとみなし，また
(c) 登録証明商標又は登録されている証明商標についてのものは，国際保護商標である証明商標についての言及であるとみなし，また
(d) 登録商標の登録所有者についてのものは，証明商標である国際保護商標の名義人についての言及であるとみなし，また
(e) 証明商標の登録に係わる商品又はサービスについてのものは，証明商標の保護に係わる商品又はサービスについての言及であるとみなし，また
(f) 証明商標の移転についてのものは，証明商標の所有権の変更についての言及であるとみ

なす。
(3) 更に前記の適用に関して，
(a) 法律第 170 条における法律の他の規定についての言及は，IRDA の対象であるか又は国際保護商標である商標について，この部によって適用されている形での他の規定についての言及であるとみなし，また
(b) 法律第 170 条及び第 171 条における証明商標についての各言及は，IRDA の対象であるか又は国際保護商標である証明保護商標についての言及であるとみなし，また
(c) 本規則第 16 部における譲受予定人についての各言及は，マドリッド規則の第 27 規則(1)に基づく登録官への通知において特定される，オーストラリアに関する国際登録の新たな名義人についての言及とみなす。
(4) 法律第 173 条(1)に関して，証明商標に関する IRDA の名義人は，登録官が IRDA についての通知を受領した後速やかに，登録官にその証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない。
(5) 名義人が(4)に従って規約の写しを提出するときは，名義人は，登録官に対し書面をもって，名義人のオーストラリア又はニュージーランドにおける送達宛先を届け出なければならない。

第 7 節　取り消された国際登録の変更

規則 17A.51　この節の適用

この節は，次の条件が満たされている場合に適用する。
(a) 議定書第 6 条(4)に従い，商標の国際登録がその全部又は一部について，本国官庁からの請求に基づいて国際事務局によって取り消され，かつ，
(b) その商標が，IRDA の対象であるか又は国際保護商標であり，かつ，
(c) 国際登録が取り消された日から 3 月以内に，国際登録の名義人であった者が商標局に対し，その商標の登録出願(「変更出願」)をし，かつ，
(d) その変更出願が，取消の直前に IRDA に記載されていたか，又は国際保護商標の対象であって，取消の適用対象となっている商品及びサービスの何れかに関するものであること

規則 17A.52　IRDA の変更

(1) 商標が IRDA の対象である場合は，法律及び本規則を変更出願の目的で，それが登録出願であるものとして適用する。
(2) ただし，
(a) 変更出願の出願日は，国際登録日又は記録日の何れか該当する日であるものとみなし，また
(b) IRDA の目的でこの部に基づいて行われたすべての事柄は，変更出願の目的で行われたものとみなす。

規則 17A.53　国際保護商標の変更

(1) 商標が国際保護商標である場合は，登録官はその商標を登録しなければならない。
(2) 当該商標の登録日は，次の通りであるとみなす。

(a) 国際登録日又は記録日の何れか該当する日，又は
(b) 当該商標に関する IRDA が優先権の主張を含んでいたときは，その主張に基づいて認められる優先日

第 8 節　登録及び国際登録間での共存

規則 17A.54　同一商標に関する登録及び保護の効力

(1) 本条規則は，次の条件が満たされている場合に適用する。
(a) 登録商標である商標が国際保護商標となり，かつ，
(b) その商標の登録所有者が国際保護商標の名義人であり，かつ，
(c) 登録商標の対象であるすべての商品及びサービスが国際保護商標の対象であること
(2) 登録商標の対象であるすべての商品及びサービスに関する国際保護商標についての保護の効力発生日は，当該登録商標の登録日であるとみなす。
(3) 国際保護商標は，登録商標の対象であるすべての商品及びサービスに関し，その登録商標が有する優先日を保有する。
(4) 国際保護商標の名義人は，承認様式によって，その商標の国際登録の明細を登録簿に記入することを請求することができる。
(5) 登録官が(4)に基づく請求を受領したときは，次の事項を実行しなければならない。
(a) その明細を登録簿に記入すること，及び
(b) マドリッド規則の第 21 規則に従って，国際事務局に通知すること
(6) 本条規則は，登録商標に関し，法律に基づいて与えられた権利及び保護に影響を与えるものではない。

規則 17A.55　登録商標の取消，抹消又は満了の効力

(1) 規則 17A.54(2)及び(3)は，次の場合は，その適用を停止する。
(a) その商標の登録が(登録所有者の請求以外の方法で)取り消された場合，又は
(b) その商標が登録簿から抹消された場合
(2) ただし，その商標の登録が満了したか又は登録所有者の請求に基づいて取り消された場合は，これらの規定は引き続き適用する。

第 9 節　国際登録の所有権の変更

規則 17A.56　この節の適用

この節は，登録官が国際事務局から，IRDA の対象であるか又は国際保護商標である商標の国際登録の所有権の変更の通知を受けた場合に適用する。

規則 17A.57　団体商標

商標が団体商標であるときは，登録官は，マドリッド規則の第 27 規則(4)に従って，所有権の変更はオーストラリアにおいては効力を有さない旨を宣言しなければならない。

規則 17A.58　保護証明商標

(1)　商標が国際保護商標である証明商標の場合は，登録官はマドリッド規則の第 27 規則(4)に従って，所有権の変更は，(2)に従うことを条件として，オーストラリアにおいて効力を有さない旨を，国際事務局に宣言しなければならない。

(2)　登録官が所有権の変更についての ACCC の同意を示す書面による証拠を受領した場合は，登録官は，オーストラリアにおいて所有権の変更に効力を生じさせることができる旨を，国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.58A　未保護の証明商標

(1) 商標が IRDA の対象である証明商標であり，また

(a) ACCC が当該 IRDA 及び当該商標の使用を規制する規約の写しを受領しており，かつ，

(b) 当該商標が国際保護商標になっていない場合は，

登録官は，マドリッド規則の第 27 規則(4)に従って，所有権の変更は，(2)に従うことを条件として，オーストラリアにおいては効力を有さない旨を，国際事務局に宣言しなければならない。

(2)　登録官は，所有権の変更についての ACCC の同意を示す書面による証拠を受領した場合は，オーストラリアにおいて所有権の変更に効力を生じさせることができる旨を，国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.59　利害及び権利の主張の影響を受けている商標

(1) ある者が，商標に関する利害又は権利を主張しているとして，規則 17A.62 に基づいて記録されている場合は，登録官は，次の事項をしなければならない。

(a) マドリッド規則の第 27 規則(4)に従って，所有権の変更は，(2)に従うことを条件として，オーストラリアにおいては効力を有さない旨を，国際事務局に宣言すること，及び

(b)　前記の者に対して通知し，その者が登録官に対し，所定の裁判所が発行した命令であって，登録官が前号の宣言を取り下げないよう指示するものを送達した場合を除き，通知書の日付から 2 月が終了したとき，所有権の変更が効力を生じる旨を表明すること

(2)　前記の 2 月が終了したとき，裁判所命令が(1)(b)に規定した通りに登録官に送達されていない場合は，登録官は，オーストラリアにおいて所有権の変更に効力を生じさせることができる旨を，国際事務局に通知しなければならない。

規則 17A.60　所有権変更の記録

所有権の変更がオーストラリアにおいて効力を有するときは，登録官は，当該変更を国際登録記録に記録しなければならない。

第 10 節　利害及び権利の主張の記録

規則 17A.61　主張を記録させるための請求

(1) IRDA の対象であるか又は国際保護商標である商標に関する利害又は権利を主張する者は，登録官に対し，その主張の明細を登録官が記録するよう請求することができる。

(2) (1)に基づく者による前記の請求は，次の条件を満たさなければならない。

(a) 承認された様式により請求すること，及び
(b) 請求者の商標に関する利害又は権利を証明する資料を添付すること及び商標局に提出すること

規則 17A.62　主張の記録
請求が規則 17A.61 に従って行われたときは，登録官は，主張の明細を国際登録記録に記録しなければならない。

規則 17A.63　商標に影響を及ぼす事項についての通知
登録官は，商標に関して記録されている主張を有する各人に対し，国際事務局から登録官に通知される事項であって，その商標に影響を及ぼすものは，すべて通知しなければならない。

規則 17A.64　記録は権利等の存在の証明等ではない
ある者が商標に関して利害又は権利を主張している旨を，この節に従って登録官が記録したという事実は，その者が主張されている権利又は利害を有しているという証明又は証拠ではない。

規則 17A.65　記録の訂正又は取消
(1) この節に基づいて記録された明細について，次の事項を行うことができる。
(a) 規則 11.1(2)及び(3)に従って訂正すること，又は
(b) 規則 11.3(2)，(3)，(4)及び(5)に従って取り消すこと
(2) これらの規定を，本条規則の適用上，登録所有者についての言及が関連する IRDA 又は国際保護商標の名義人についての言及であるとして，適用する。

第 11 節　雑則

規則 17A.66　国際登録記録
(1) 登録官は，この部の適用上，国際登録記録を管理しなければならない。
(2) 国際登録記録は，国際事務局から登録官に通知された各 IRDA に関し，次の明細を含んでいなければならない。
(a) 名義人の名称
(b) 名義人の宛先
(c) 求めている保護に係わる商品，サービス又は商品及びサービス
(d) IRDA の対象である商標に影響を及ぼす利害(もしあれば)の主張
(e) IRDA に関して，法律，本規則，議定書又はマドリッド規則により記録するよう要求されているその他の明細
(f) 登録官が適切であると合理的に信じる IRDA に関するその他の明細
(3) 国際登録記録は，各国際保護商標に関して，次の明細を含んでいなければならない。
(a) 名義人の名称
(b) 名義人の宛先
(ba) 名義人の送達宛先

(c) 商標の保護に係わる商品，サービス又は商品及びサービス
(d) 商標の保護について付されている条件(もしあれば)及び限定(もしあれば)
(e) 国際保護商標に影響を及ぼす利害(もしあれば)の主張及び権利の部分放棄(もしあれば)
(f) 国際保護商標に関し，法律，本規則，議定書又はマドリッド規則により記録するよう要求されているその他の明細
(g) 登録官が適切であると合理的に信じる国際保護商標に関するその他の明細

規則 17A.67　閲覧

(1) 国際登録記録は商標局において，その就業時間中，何人も閲覧することができるようにしなければならない。
(2) 国際登録記録の閲覧を希望する者に対し，コンピュータ端末へアクセスしてコンピュータに記録されている明細又はその他の事項を画面で読むか，又は印刷された写しを入手することができるようにしているときは，(1)は満たされる。

規則 17A.68　証拠－国際登録記録

(1) 国際登録記録は，そこに記入されている明細又はその他の事項についての証拠である。
(2) 国際登録記録の謄本又は抄本であって，登録官が真正の記録又は抄本であると証明したものは，すべての法的手続において原本であるものとして認められる。

規則 17A.69　証拠－国際証書

(1) IRDA の対象であるか又は国際保護商標である商標に関する手続においては，次の書類の写しは証拠として認められる。
(a) 国際事務局が発行する世界知的財産権機関(WIPO)の国際標章公報
(b) 国際事務局が交付する国際登録簿の記入又はその抄本
(c) 国際事務局が交付する他の証書又は他の証書の記入若しくはその抄本
(2) 当該すべての手続において，
(a) 国際事務局が交付したとされる証書は，反証が挙げられない限り，国際事務局が交付したものであるとみなし，また
(b) 国際事務局が発行した世界知的財産権機関の国際標章公報であるとされる文書は，反証が挙げられない限り，当該公報であるとみなす。
(3) 更に，係るすべての手続において，次のものの許可を得て印刷されたとされるマドリッド議定書又はマドリッド規則を記載している書籍又はパンフレットを提出することにより，マドリッド議定書又はマドリッド規則の証拠とすることができる。
(a) 世界知的財産権機関，又は
(b) 裁判所が信頼することができる情報源と考える前記以外の者又は団体

規則 17A.70　国際登録記録における過誤又は遺漏の訂正

(1) 登録官は自己の発意によって，国際登録記録における過誤又は遺漏を訂正することができる。
(2) 所定の裁判所は，被害者からの請求があったときは，登録官に対し，次の事項を実行することにより，国際登録記録を訂正するよう命じることができる。

(a) 誤って遺漏した事柄を記入すること，又は
(b) 記録における過誤を訂正すること
(3) 法律第 90 条を，必要な変更を加えて，(2)に基づく請求の目的で適用する。

規則 17A.71　詐称通用訴訟
法律第 230 条(2)は，それを登録商標の使用から生じる詐称通用に対する訴訟に適用するのと同じ方法で，国際保護商標の使用から生じる詐称通用に対する訴訟に適用する。

規則 17A.72　公衆の閲覧に供すべき書類
法律第 217A 条及び規則 21.11A は，
(a) IRDA の対象である商標，又は
(b) 国際保護商標，
に関連して，第 217A 条(1)における第 30 条に基づいて商標登録出願の明細が公告されたときへの言及が，規則 17A.66(2)に基づいて国際登録記録に IRDA の明細が含まれたときへの言及であるものとして，適用する。

規則 17A.73　費用の担保
オーストラリアに居住せず，事業も行っていない者が，
(a) 規則 17A.32(1)に基づいて IRDA に対する異議申立の通知を行う場合，又は
(b) 規則 17A.48 に基づいて国際保護商標に拡張されている保護の停止を登録官に請求する場合は，
登録官はその者に対し，手続の費用に関する担保を提供するよう要求することができ，担保が提供されない場合は，手続を却下することができる。

規則 17A.74　書類の送達宛先
(1) 本条規則は，次の者に関して適用する。
(a) IRDA の名義人
(b) 国際保護商標の名義人
(c) 規則 17A.61 に基づいて，主張を記録させるための請求をする者
(d) 規則 17A.62 に基づいて自己の主張が記録された者
(e) 規則 17A.32(1)に記載した通りに異議申立書を提出することにより，IRDA の対象である商標に対するオーストラリアにおける保護の拡張に異議を申し立てる者
(f) 国際保護商標である又は国際保護商標になる可能性がある商標について，規則 17A.48C(1)に基づいて，保護の停止を請求する者
(g) 規則 17A.48C(1)に基づく請求に異議を申し立てる者
(2) 前記の者に係る送達宛先は，次の何れかでなければならない。
(a) オーストラリア又はニュージーランド国内の宛先であって，法律又は本規則に基づく書類を当人に直接又は当人の代理人に与えることができるもの
(b) オーストラリア国内の宛先であって，オーストラリアポスト又はオーストラリアポストの代理として行動する者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの，又は

(c) ニュージーランド国内の宛先であって，郵便配達サービスを提供する者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの
(3) 当該人が送達宛先を登録官に通知した場合は，登録官は，その宛先を当該人の送達宛先として，国際登録記録に記入しなければならない。
(4) 送達宛先を変更する場合は，
(a) 当該人は新しい宛先を登録官に通知しなければならず，かつ，
(b) 登録官は国際登録記録を相応に修正しなければならない。
(5) 当該人が，IRDA 又は国際保護商標に関して送達宛先を有さなくなった場合は，
(a) 当該人は自己が送達宛先をもはや有さないことを登録官に通知しなければならず，かつ，
(b) 登録官は国際登録記録からその宛先を除去しなければならない。
(6) 当該人から通知された送達宛先がもはや当該人の宛先でないことを登録官が認めた場合は，登録官は，国際登録記録からその宛先を除去し，かつ，除去したことを当該人に通知しなければならない。
(7) 書類が当該人に送達され，与えられ又は送付されるべき旨を法律又は本規則で規定している場合は，その書類は，当該人の送達宛先に届け又は郵送することができる。
(8) (7)の規定は，1901 年法律解釈法の第 28A 条の運用に影響を及ぼすものではない。
(9) 国際登録記録に当該人の送達宛先が記録されていない場合は，
(a) 法律又は本規則による当該人への書類送達の要件は，当該人について記録に記載された外国の宛先へ書類を郵送し又は届けることにより，満たされる。

第 19 部　運営

規則 19.1　商標局及び支局－就業時間

商標局及びその各支局の就業時間は,次の日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時までである。

(a) 土曜日又は日曜日，又は

(b) 公休日であって,

(i) 商標局又は支局の所在地におけるもの，又は

(ii) 当該地域におけるオーストラリア行政サービス分野のためのもの

規則 19.2　登録官が委任することのできる者(法律第 206 条(1))

法律第 206 条(1)に関して，附則 6 に記載した公職を商標局において保有し，又はその責務を果たしている者は，登録官が法律に基づく登録官の権限又は職務の全部又は一部を委任することができる者である。

第 20 部　登録商標弁護士

第 1 節　通則

規則 20.1A　本部の適用

本部は，次のものに適用される。
(a) 法人商標弁護士でない商標弁護士，及び
(b) 商標弁護士としての登録を請求している個人

規則 20.1　解釈

本部において，
「AQF(Australian Qualifications Framework)」とは，オーストラリア資格体系をいう。
「重大な違法行為」とは，次に該当する違法行為をいう。
(a) 詐欺又は不正行為による財産又は金銭上の利益を取得することを伴い，かつ，
(b) 次の何れかであるもの
(i) 連邦，州又は準州の法に対する起訴犯罪(当該違法行為が略式に処理可能であるか否かを問わない)，又は
(ii) 外国の法律に対する違法行為であって，オーストラリアにおいて実行されたとしたならば連邦，州又は準州の法に対する起訴犯罪になったであろうもの （オーストラリアにおいて実行されたとしたならば略式に処理し得るであろうか否かを問わない)
「不十分な専門職行為」は，1991 年特許規則の規則 20.32 により与えられた意味を有する。

第 2 節　最初の登録取得

規則 20.2　請求の様式

商標弁護士としての登録請求は，次の通りでなければならない。
(a) 指定管理人により承認された様式による書面とすること
(b) 規則 20.3 にいう証拠及び資料を添付すること，及び
(c) 附則 9 の項目 28 にいう手数料を伴うこと

規則 20.3　請求人が登録要件を満たしていることの証拠

(1) 商標弁護士としての登録請求には，次のものを添付しなければならない。
(a) 請求人は規則 20.6 にいう種類の学業資格又は受ける資格を有する旨を委員会が認めることの証拠
(b) 請求人は商標弁護士として実務を行う上で要求される知的財産法及び実務の知識を有している旨を委員会が認めることの証拠
(c) 請求人による，自らが次の通りであることの宣言書
(i) 請求に先立つ 5 年以内に，規則 20.10(1)に規定される違法行為をしたことがないこと，及び
(ii) 規則 20.10(2)に規定される違法行為で拘禁の宣告を受けていないこと
(d) 請求人は名声が高く，高潔で品性を備えている旨の，他人による宣言書

(2) (1)(d)に基づく宣言書には，請求人は名声が高く，高潔で品格を備えている旨の意見の根拠に係る詳細を含めなければならない。

規則 20.4　登録証

指定管理人がある者を商標弁護士として登録したときは，指定管理人は，その者に登録証を与えなければならない。

規則 20.5　学業資格の証拠

(1) 委員会は，次の場合は，請求人が規則 20.6 にいう資格を有すると認めなければならない。

(a) 当該人が委員会により承認された様式で請求を行い，かつ，

(b) 請求に次のものが添付されている場合

(i) 当該人が資格を有することの証拠，及び

(ii) 資格をもたらす単位を示す学業記録の原本又は認証謄本

(2) 委員会は，当該人が資格を有すると認めるか否かを決定してから 42 日以内に，その決定を書面により当該人に通知しなければならない。

規則 20.6　学業資格

指定管理人は，請求人が次の資格を有し又は受ける権利を有するのでない限り，登録請求人を商標弁護士として承認してはならない。

(a) レベル 5 以上の AQF 資格，又は

(b) 外国機関から与えられた資格であって，委員会がレベル 5 以上の AQF 資格と同等であると認めるもの

規則 20.7　知識要件の証拠

(1) 委員会は，次の場合は，ある者が規則 20.8 にいう知識要件を有していると認めなければならない。

(a) 当該人が委員会により承認された様式で請求を行う場合，及び

(b) 請求に次のものが添付されている場合

(i) 請求人が関連する知識を有していることの証拠，及び

(ii) 知識に貢献する教科を示す学業記録の原本又は認証謄本

(2) 委員会は，当該人が知識要件を有していると認めるか否かを決定してから 42 日以内に，その決定を書面により当該人に通知しなければならない。

規則 20.8　知識要件

(1) 指定管理人は，請求人が商標弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有している旨を委員会が認めるのでない限り，登録請求人を商標弁護士として承認してはならない。

(2) (3)，(4)及び(5)に従うことを条件として，委員会は，請求人が商標弁護士としての実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有しているか否かを判断するに際し，請求人が「1991 年特許規則の附則 5」に定める最低要件を満たす資格を有しているか否かを考慮に入れなければならない。

(3) 委員会は，教科の領域が次に該当する可能性がるか否かを判断するための基準を示した指針を公表することができる。
(a) 「1991 年特許規則の附則 5」に定める最低要件を満たすこと
(b) ある者に，商標弁護士として実務を行う上で適切な理解の水準を提供すること
(4) 委員会は，請求人が 1991 年特許規則の附則 5 に定める要件すべてを満たすとは限らない場合であっても，当該請求人が商標弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有していると認めることができる。
(5) 委員会は，請求人の依拠する知識要件が請求の 10 年より前に取得されたものである場合は，当該請求人が商標弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有していると認めることができない。
(6) 請求人が規則 20.9 に基づく免除を与えられた場合は，当該請求人は，1991 年特許規則の附則 5 の要件のうち免除が与えられた要件を満たすものとされる。

規則 20.9　特許規則の附則 5 における要件の免除

(1) 委員会は，請求人に対し，1991 年特許規則の附則 5 にいう要件のすべて又は一部を満たすことを免除することができる。
(2) 委員会は，次の場合を除いて，請求人に免除を与えてはならない。
(a) 請求人が委員会により承認された様式で請求する場合
(b) 請求人が，委員会に対し，(c)に基づく委員会の認定を得るのに十分な情報を提供する場合，及び
(c) 委員会が次のことを認める場合
(i) 請求人が十分な水準の教科課程に合格していること，及び
(ii) 教科課程の成果が免除対象となる知識要件の成果と同一又は類似であること
(3) 委員会は，請求人が請求に先立つ 5 年以内に，又は委員会が書面で定める更に長い期間内に関連する教科課程を成功裡に完了した場合は，(1)に基づく免除を与えることができる。
(4) (1)に基づく免除は，免除付与の日から 5 年間又は委員会が定める更に長い期間につき効力を有する。

規則 20.10　所定の違法行為

(1) 法律第 228A 条(4)(c)に関して，法律，2003 年意匠法又は 1990 年特許法に対する違法行為は，所定の違法行為である。
(2) 法律第 228A 条(4)(d)に関して，少なくとも 2 年間の拘禁を最大の刑罰とする不誠実な違法行為は，所定の違法行為である。

規則 20.11　特許規則の附則 5 の準用

1991 年特許規則の附則 5 は，商標弁護士としての最初の登録取得に対して，次の通りであるものとして準用する。
(a) 同附則の第 2 部項目 2 が，
「2. 教科課程は，学生がオーストラリアの法制度について及び知的財産権を如何に保護することができるかについての適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。」

と規定するものとして，及び
(b) 同附則の第 5 部項目 5 が，
「5. 教科課程は，学生がオーストラリア及び外国において商標を保護し，実施する制度について適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。」
と規定するものとして

第 3 節　教科課程の認定

規則 20.12　教科課程の認定

1991 年特許規則第 20 章第 3 部は，この部に基づく商標弁護士の登録請求における 1991 年特許規則の附則 5 準用上の教科課程の認定に対して，「特許弁護士」への言及が「商標弁護士」への言及であるものとして準用する。

第 4 節　委員会試験

規則 20.13　委員会試験

1991 年特許規則第 20 章第 4 部は，この部に基づく商標弁護士の登録請求における 1991 年特許規則の附則 5 にいう要件に対して，「特許弁護士」への言及が「商標弁護士」への言及であるものとして準用する。

第 5 節　商標弁護士の登録の維持，登録簿からの削除及び登録簿への回復

規則 20.14　商標弁護士の登録の維持，登録簿からの削除及び登録簿への回復

1991 年特許規則第 20 章第 5 部，第 6 部及び第 7 部は，この部に基づく商標弁護士の登録請求における商標弁護士に対して，次のとおりであるものとして準用する。
(a) 「特許弁護士」への言及が「商標弁護士」への言及であるものとして
(b) 「特許弁護士登録簿」への言及が「商標弁護士登録簿」への言及であるものとして
(c) 「商標弁護士」への言及が「特許弁護士」への言及であるものとして
(d) 1991 年特許規則の規則 20.22(1)(a)における「附則 7 項目 105 又は項目 106」への言及が「附則 9 項目 29 又は項目 30」への言及であるものとして，及び
(f) 1991 年特許規則の規則 20.29，規則 20.30 及び規則 20.31 における「附則 7 項目 107」への言及が「附則 9 項目 31」への言及であるものとして

第 5A 節　登録の保留

規則 20.14A　重大な違反行為を通知する義務

(1) 重大な違反行為で告発されている登録商標弁護士は，告発されてから 14 日以内に，告発について書面により指定管理人に通知しなければならない。
(2) 登録商標弁護士が，
(a) (1)に従わず，かつ，
(b) 従わないことについて合理的な理由を有さない場合は，当該不履行は，専門職非行を構

成する。

規則 20.14B　登録簿からの保留－重大な違法行為

(1) 指定管理人は，自己が次に該当する場合は，登録商標弁護士への書面による通知により，登録商標弁護士の登録を保留することができる。

(a) 規則 20.14A(1) に基づいて通知されたこと，又は

(b) 当該登録商標弁護士が重大な違法行為で告発されたことを知るに至ったこと

(2) 指定管理人が弁護士の登録を保留する場合は，

(a) 当該保留が登録商標弁護士に通知がなされた時に効力を生じ，また

(b) 指定管理人は次のことをしなければならない。

(i) 委員会に対し当該保留を書面により通知し，かつ，

(ii) 書面による通知により，登録商標弁護士に対し，保留が解除されるべき理由を開示するために，通知(理由開示通知) の日から 28 日の期間を与えること

(3) 指定管理人は，理由開示通知に応えて登録商標弁護士から提供された情報を検討しなければならない。

(4) 指定管理人は，次の場合は直ちに保留を終了しなければならない。

(a) 指定管理人が，告発手続が進められていないこと若しくは告発による起訴が放棄されたことを知るに至ったか，

(b) 指定管理人が，有罪判決が記録されることなしに手続が完了したことを知るに至ったか，

(c) 有罪判決が記録されて手続が完了し，かつ，懲戒審判所が保留を継続しないこと又は登録商標弁護士の登録を取り消すことを決定しなかったか，又は

(d) 指定管理人が，保留は最早必要でないと考えた場合

(5) 指定管理人は，保留を終了した場合は，次の各人に対し，保留が終了した旨を書面により通知しなければならない。

(a) 登録商標弁護士

(b) 委員会

(c) 懲戒審判所

第 6 節　懲戒

規則 20.15　懲戒

1991 年特許規則の第 20 章第 8 部を次のように解して，登録商標弁護士に準用する。

(a) 「登録特許弁護士」への言及は「登録商標弁護士」への言及であるものとし，

(b) 「登録商標弁護士」への言及は「登録特許弁護士」への言及であるものとし，

(c) 1991 年特許規則の規則 20.49 中の「特許弁護士登録簿」への言及は「商標弁護士登録簿」への言及であるものとし，

(d) 1991 年特許規則の規則 20.33(2)(b)(i) 中の「規則 20.6」への言及は「1995 年商標規則の規則 20.6」への言及であるものとし，かつ，

(e) 1991 年特許規則の規則 20.33(2)(b)(ii)への言及は「1995 年商標規則の規則 20.8」への言及とする。

(f) 1991 年特許規則の規則 20.36(4)は削除されたものとし，

(g) 1991 年特許規則の規則 20.36A(4)における「又は規則 20.36E(5)」という語句は削除されたものとし，
(h) 1991 年特許規則の規則 20.36D(2)における「規則 20.36E に従うことを条件として，パネル」という語句は削除され，「パネル」という語句に代替されたものとし，かつ，
(i) 1991 年特許規則の規則 20.36E は削除されたものとする。

第 7 節　登録商標弁護士の権利

規則 20.16　先取特権

登録商標弁護士は，依頼人の書類及び財産に対して事務弁護士と同一の先取特権を有する。

第 20A 部　法人商標弁護士

第 1 節　通則

規則 20A.1　第 20A 部の適用

本部は，次のものに適用される。
(a) 法人商標弁護士，及び
(b) 法人商標弁護士としての登録を請求している会社

規則 20A.2　定義

本部において，
「専門職賠償保険」とは，会社に対して，法人商標弁護士としての会社の業務，手続又は行為に関してされる可能性がある請求に係る保険をいう。

第 2 節　最初の登録取得

規則 20A.3　請求の様式

法人商標弁護士としての登録請求は，次の通りでなければならない。
(a) 指定管理人により承認様式による書面とすること
(b) 次の証拠及び資料を添付すること
(i) 会社の商標弁護士取締役それぞれの名称
(ii) 会社が 2001 年株式会社法に基づく登録会社であることの証拠
(iii) 会社が十分で適切な専門職賠償保険に入っていることの証拠，及び
(c) 附則 9 項目 36 に記載されている手数料を添付すること

規則 20A.4　登録証

指定管理人がある会社を法人商標弁護士として登録した場合は，指定管理人は，その会社にできる限り速やかに登録証を与えなければならない。

第 3 節　登録の維持

規則 20A.5　商標弁護士登録簿に残るための要件

(1) 商標弁護士登録簿に残るためには，登録法人商標弁護士は，各登録年について年次登録手数料を納付しなければならない。
(2) 指定管理人は，各登録法人商標弁護士に対し，納付するべき手数料を毎年 6 月 1 日までに通知しなければならない。
(3) 登録法人商標弁護士であって，次に該当するものは，毎年 6 月 1 日に年次登録料を納付しなければならない。
(a) その名称がその日に商標弁護士登録簿に載っており，かつ，
(b) 規則 20A.6 に基づいて指定管理人に対し，その名称を商標弁護士登録簿から抹消するよう求めていないもの

第 4 節　商標弁護士登録簿からの抹消

規則 20A.6　商標弁護士登録簿からの自発的な抹消

登録法人商標弁護士の商標弁護士取締役が，指定管理人に対し，当該法人商標弁護士の名称を商標弁護士登録簿から抹消するよう書面により求めた場合は，指定管理人は，当該請求に従わなければならない。

規則 20A.7　年次登録手数料の不納

登録法人商標弁護士が，年次登録手数料を納付するべき年の 7 月 1 日までに当該手数料を納付しなかった場合は，指定管理人は，次のことをしなければならない。

(a) 当該弁護士の名称を商標弁護士登録簿から抹消すること，及び

(b) 当該抹消を書面により当該弁護士に通知すること

規則 20A.8　専門職賠償保険付保の不履行

(1) 法人商標弁護士が十分で適切な専門職賠償保険を付保しなかった場合は，指定管理人は，当該弁護士の名称を商標弁護士登録簿から抹消することができる。

(2) 指定管理人は，法人商標弁護士の名称を商標弁護士登録簿から抹消した場合は，当該弁護士に抹消を書面により通知しなければならない。

第 5 節　懲戒

第 A 款　通則

規則 20A.9　定義

本部において，

「前の弁護士」とは，法人商標弁護士としての登録が本節に基づいて保留され又は取り消された者をいう。

規則 20A.10　委員会は法人商標弁護士の登録の取消又は保留を請求することができる

(1) 委員会は，次の場合は，法人商標弁護士の登録を取り消し又は保留するよう懲戒審判所に請求することができる。

(a) 登録商標弁護士であって，当該法人商標弁護士の従業者若しくは幹部であるか又は従業者若しくは幹部であったものが，第 20 部第 6 節に従って専門職非行の責めを負うものと判断されており，

(b) 当該専門職非行が，当該登録商標弁護士が当該法人商標弁護士の従業者又は幹部であった時期に生じ，かつ，

(c) 当該商標弁護士が専門職非行の責めを負うものと判断されたことを理由として，当該商標弁護士の登録が第 20 部第 6 節に従って取り消され又は保留された場合

(2) 委員会は，懲戒審判所に請求する前に，法人商標弁護士に対し，当該専門職非行に関する情報を委員会に提供するよう請求することができる。

(3) 委員会は，懲戒審判所に請求するか否かを決定するに当たり，次のことを考慮することができる。
(a) 登録商標弁護士が行った専門職非行
(b) 法人商標弁護士の幹部及び従業者の行動
(c) 法人商標弁護士の幹部及び従業者が行動規範に従ったか否か
(d) (2)に基づいて提供された情報
(4) 委員会の懲戒審判所に対する請求は，次の通りでなければならない。
(a) 書面によること
(b) 法人商標弁護士登録が取り消され又は保留されるべきであると委員会が考える理由を記載すること，及び
(c) 所長宛てに送付すること
(5) 委員会は，懲戒審判所に請求を行ってからできる限り速やかに，請求書の写しを法人商標弁護士に与えなければならない。

第B款　懲戒審判所における手続

規則20A.11　懲戒審判所のパネルの構成

(1) 本部に別段の定めがある場合を除き，本部に基づく懲戒手続に関する懲戒審判所の職務及び権限は，懲戒審判所のパネルにより遂行及び行使されなければならない。
(2) 懲戒審判所のパネルは，次の者により構成される。
(a) パネル議長，及び
(b) (3)に基づいてパネル議長が決定するその他の構成員2名
(3) パネル議長は，書面をもって，手続を実施するパネルを構成する懲戒審判所のその他の構成員を決定しなければならない。

規則20A.11A　懲戒審判所のパネルの会議

(1) 懲戒審判所パネルのパネル議長は，次のことをしなければならない。
(a) パネルにより聴聞されている懲戒手続を実施する目的でパネル議長が必要と考えるパネルの会議を招集すること，及び
(b) すべてのパネルの会議を主宰すること
(2) 規則20A.11D(2)(a)に従うことを条件として,懲戒審判所のパネルのすべての構成員は,パネルの会議に出席しなければならない。
(3) 懲戒審判所パネルの会議において生じた疑義については，出席し，投票するパネルの構成員の投票の過半数によって決定しなければならない。
(4) ただし，規則20A.11D(2)(a)に従って，手続の聴聞がパネルの構成員2名で継続される場合は，当該聴聞において生じた疑義については，当該2名の全会一致によって決定しなければならない。

規則20A.11B　懲戒審判所のパネルの手続

(1) 本部に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルの会議を招集するための手続及び懲戒審判所のパネルによる業務の遂行のための手続は，パネル議長が決定する通りである。

(2) パネルの下の手続は迅速にかつ略式で実施されるが，パネルの下の事項を適正に検討できるようにするものとする。
(3) パネルは，証拠の規則に拘束されず，自ら選択する方法により，如何なる事項に関しても情報を得ることができる。
(4) パネルは，宣誓又は確約による証言を取ることができ，かつ，その目的で，パネル議長は，宣誓又は確約をさせることができる。

規則 20A.11C　聴聞を完了することができないパネル議長
(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 特定の事項に関する手続の聴聞が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，かつ，
(b) 当該事項が決定される前に，パネル議長が，
(i) 構成員でなくなっており，又は
(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合
(2) 当該事項は，規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならない。
(3) 新たなパネルは，当該事項に関する懲戒審判所の職務又は権限を遂行又は行使する目的で，当該事項を聴聞する目的で先に構成されたパネルの下の手続の記録を考慮することができる。

規則 20A.11D　聴聞を完了することができないパネル議長を除く構成員
(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 特定の事項に関する手続の聴聞が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，かつ，
(b) 当該事項が決定される前に，パネルを構成する構成員(パネル議長を除く)の中の 1 が，
(i) 構成員でなくなっており，又は
(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合
(2) パネル議長は，次のことを決定することができる。
(a) 当該事項の聴聞及び決定又は決定は，パネルの残りの構成員により構成されるパネルにより完了されなければならないこと，又は
(b) 当該事項は，規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならないこと
(3) (2)(b)に基づいてある事項が再審理される場合は，新たなパネルは，当該事項に関する懲戒審判所の職務又は権限を遂行又は行使する目的で，当該事項を聴聞する目的で先に構成されたパネルの下の手続の記録を考慮することができる。

規則 20A.12　聴聞の通知
(1) 規則 20A.10 に基づく請求を受領した後できる限り速やかに，懲戒審判所のパネルのパネル議長は，次のことをしなければならない。
(a) 請求を聴聞する日時及び場所を定めること，及び
(b) 前記の日時及び場所を法人商標弁護士及び委員会に通知すること

(3) 聴聞の日は，法人商標弁護士が聴聞を通知されてから 21 日未満であってはならない。

規則 20A.13　聴聞は特別の事情がない限り公開とする

(1) 懲戒審判所パネルの聴聞は，公開でなければならない。

(2) ただし，公益上又は何れかの証拠又は事項の秘密の性格上望ましいとパネル議長が合理的に認める場合は，パネル議長は，次のことをすることができる。

(a) 聴聞又は聴聞の一部を非公開で行うよう指示し，かつ，出席できる者に関して指示すること，及び

(b) 次のものの公開又は開示を制限又は禁止する指示すること

(i) 公開であるか非公開であるかを問わず，パネルの下で提示された証拠，又は

(ii) パネルに提出された書類に含まれる事項若しくは証拠としてパネルが受領した事項

(3) ある者が次のことをした場合は，その者は違法行為をしたものとする。

(a) (2)(a)又は(b)に基づく指示を与えられ，かつ，

(b) その指示に従わなかったこと

罰則：罰 5 単位

規則 20A.14　懲戒審判所パネルの下の代理

(1) 懲戒審判所パネルの下の聴聞において，法人商標弁護士は，当該法人商標弁護士の商標弁護士取締役又は有資格法律実務家により代理されなければならない。

(2) パネルの下の手続の当事者又は当事者の代理人は，証人を召喚するようパネル議長に請求することができる。

規則 20A.15　証人の召喚

(1) 懲戒審判所のパネルの下の聴聞の目的で，パネル議長は，自ら署名した証書により，次のことをすることができる。

(a) 証言を行いかつ召喚状に言及される書類又は物品を提示するためにパネルの下に出頭するようある者を召喚すること，又は

(b) 次のことをするためにパネルの下に出頭するよう法人商標弁護士の商標弁護士取締役を召喚すること

(i) 召喚状に言及される書類又は物品を提示すること，及び

(ii) 書類又は物品を確認するために証言すること

(2) 召喚された商標弁護士取締役は，本人が出頭しなければならない。

規則 20A.16　懲戒審判所のパネルの下に出頭する者による違法行為

(1) 次に該当する者は，違法行為をしたものとする。

(a) 懲戒審判所のパネルの下に出頭するよう召喚されながら，

(b) 次のことをして召喚状に従わないこと

(i) 召喚状により要求されるところにより出頭すること，

(ii) 召喚状により要求されるところにより書類又は物品を提示すること，及び

(iii) 要求されるところによりパネルに出頭して届け出ること

罰則：罰 10 単位

(2) 次のことは，(1)に対する違法行為に係る訴追に対する防御となる。
(a) 被告が次のことにより召喚状に従うことを妨げられ若しくは邪魔されること
(i) 刑法典第 2.3 部に言及される事情，若しくは
(ii) 被告が召喚状に従うことの障害になるとパネル議長が合理的に考えるその他の事情，又は
(b) (1)(b)(iii)に関して，被告がパネル議長から容赦されたこと
(3) 次に該当する者は，違法行為をしたものとする。すなわち，
(a) その者が，
(i) (5)が適用される商標弁護士ではなく，
(ii) 懲戒審判所のパネルの下の証人として出頭し，
(iii) 1991 年特許規則の附則 8 第 2 部に従って経費及び手当を支給され，かつ，
(c) その者が次のことを拒絶すること
(i) 宣誓若しくは確約を行うこと，又は
(ii) その者がするために召喚された証言に関係する質問に答えること
罰則：罰 10 単位
(4) (3)に対する違法行為の物理的要素であって，次のものにより構成されるものには，厳格責任が適用される。
(a) (3)(a)(i) に言及される事情，及び
(b) (3)(a)(iii) に言及される事情
(5) 次に該当する者は，違法行為をしたものとする。
(a) 懲戒審判所のパネルの下の聴聞に出頭するよう召喚された商標弁護士であり，かつ，
(b) 次のことを拒絶すること
(i) 宣誓若しくは確約を行うこと，又は
(ii) その者がするために召喚された証言に関係する質問に答えること
罰則：罰 10 単位
(6) (3)又は(5)に言及される者が質問に答えること又は書類若しくは物品を提示することを拒絶する場合において，その理由が，質問への返答又は書類若しくは物品により，その者が連邦又は州若しくは準州の法に対する違法行為をしたことが証明されそうであるときは，当該拒絶は，(3)又は(5)に対する違法行為に係る訴追に対する防御となる。

規則 20A.17　一定の者についての保護

(1) 本部に基づいて懲戒手続の聴聞を実施する懲戒審判所のパネルの構成員である者は，パネルの構成員としての責務を果たすに際し，最高裁判所の裁判官と同一の保護及び免責を享受する。
(2) 委員会の構成員は，本部に基づく権限の行使において，最高裁判所の裁判官と同一の保護及び免責を享受する。
(3) 懲戒審判所のパネルの下に出頭する有資格法律実務家又はその他の者は，最高裁判所における手続に当事者のために出頭する法廷弁護士と同一の保護及び免責を享受する。
(4) 証人として懲戒審判所のパネルの下に出席するために召喚されたか又は出頭する者は，最高裁判所における手続の証人と
(a) 同一の保護を受け，かつ，

(b) 本部に規定されている罰則に加え，同一の責任を負う。

規則 20A.18　懲戒審判所のパネルの決定

(1) 法人商標弁護士の登録の取消又は保留を求める請求を聴聞した後，懲戒審判所のパネルは，次のことができる。

(a) 法人商標弁護士としての弁護士の登録を取り消すこと，又は

(b) 法人商標弁護士としての弁護士の登録を保留すること

(2) パネルは，また，取消が解除されたか又は保留期間が経過した後の弁護士の商標弁護士登録簿への復帰に関して，条件を付すこともできる。

(3) 本条規則に基づく決定を行うに当たり，パネルは，次のことを考慮することができる。

(a) 行われた専門職非行

(b) 法人商標弁護士の幹部及び従業者の行動

(c) 法人商標弁護士の幹部及び従業者が行動規範に従ったか否か

(d) 関連する懲戒審判所の下に提起されたその他の手続において法人弁護士の行動について行われた認定(当該認定がいつ行われたかを問わない)

(e) 関連する懲戒審判所の下に提起されたその他の手続において法人弁護士の従業者及び幹部の行動について行われた認定(当該認定がいつ行われたかを問わない)

(f) 法人商標弁護士が合理的な理由なしに，規則 20A.10(2) に基づいて委員会により請求された情報を提供しなかった場合は，請求された情報の提供に係る法人商標弁護士の不履行

(4) 本規則において，

「関連する懲戒審判所」とは，次の何れかのものをいう。

(a) 本項の施行前に効力を有した 1991 年特許規則の規則 20.61 により設立された特許及び商標弁護士懲戒審判所

(b) 本項の施行時に効力を有する 1991 年特許規則の規則 20.61 により設立されたトランス・タスマン IP 弁護士懲戒審判所

(c) 1991 年特許規則の規則 23.42(1)若しくは規則 23.43(1)又は本規則の規則 22.16(1)若しくは規則 22.17(1)により引き続き効力を有する特許及び商標弁護士懲戒審判所

規則 20A.19　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告

(1) 懲戒審判所のパネルが規則 20A.18 に基づく決定を行った後 14 日以内に，パネルは，次のことをしなければならない。

(a) 次のものを記載する陳述書を作成すること

(i) パネルの決定,

(ii) 決定の理由,

(iii) 事実の重要問題に関する報告，及び

(iv) 事実の報告が依拠している証拠その他の資料

(b) 次の者に陳述書の写しを送付すること

(i) 決定の対象である法人商標弁護士,

(ii) 委員会，及び

(iii) 指定管理人

(c) 公報において，パネルの決定を記載する陳述書を公告すること

(2) 法人商標弁護士の登録が保留された場合は，指定管理人は，保留及びその継続期間を商標弁護士登録簿に注記しなければならない。
(3) 法人商標弁護士の登録が取り消された場合は，指定管理人は，当該法人商標弁護士の名称を商標弁護士登録簿から抹消しなければならない。

規則 20A.20　残存業務の完了

(1) 懲戒審判所のパネルが法人商標弁護士の登録を取り消した場合は，パネル議長は，前の弁護士の未完了の商標業務を完了するための登録商標弁護士を任命することができる。
(2) 懲戒審判所のパネルが法人商標弁護士の登録を保留した場合は，パネル議長は，前の弁護士の商標業務を続行するための登録商標弁護士を次の期間について任命することができる。
(a) 保留の期間，又は
(b) 保留の期間を超えない一定の期間
(3) 懲戒審判所のパネル議長は，登録商標弁護士がその任命に同意するのでない限り，その登録商標弁護士を(1)又は(2)に基づいて任命してはならない。
(4) (1)又は(2)に基づいて任命された登録商標弁護士が前の弁護士の依頼人のために登録商標弁護士として行動することができるのは，任命された弁護士が行動することに依頼人が同意を与えた場合に限る。

規則 20A.21　前の弁護士に助力を要求することができる

(1) 規則 20A.20(1)又は(2)に基づいて任命された登録商標弁護士は，書面による通知により，次のものを利用に供するよう前の弁護士に請求することができる。
(a) 任命された弁護士が合理的に必要とする可能性がある商標業務についての情報，
(b) 任命された弁護士が合理的に必要とする可能性がある商標業務についての帳簿，勘定書その他の書類，又は
(c) 前の弁護士が保持している次のような金銭
(i) 依頼人の代理として保持しているもの，若しくは
(ii) まだ依頼人のために実行されていないサービスに関して依頼人から既に支払われているもの
(2) 次のことに該当する者は，違法行為をしたものとする。
(a) 前の弁護士であって，
(b) (1)に基づく通知を受けており，かつ，
(c) 通知に従わないこと
罰則：罰 5 単位
(3) 前の弁護士が，次のものにより，通知による請求に従うことを妨げられ又は邪魔された場合は，(2)に対する違法行為に係る訴追に対する防御となる。
(a) 刑法典第 2.3 部に言及される事情，又は
(b) 召喚状に従う被告にとって障害になるとパネル議長が合理的に考えるその他の事情

第 6 節　商標弁護士登録簿への復帰

規則 20A.22　商標弁護士登録簿への名称の回復

(1) 本条規則は，指定管理人が，次のものに基づいて，商標弁護士登録簿から抹消された法人商標弁護士の名称を商標弁護士登録簿に回復しなければならない事情を記載する。

(a) 規則 20A.6，規則 20A.7 若しくは規則 20A.8，又は

(b) 法律第 157A 条(7)

(2) 指定管理人は，次の場合は名称を回復しなければならない。

(a) 当該弁護士が，指定管理人により承認された様式により，当該名称を回復するよう指定管理人に請求し，

(b) 請求書には

(i) 当該会社の各商標弁護士取締役の名称，

(ii) 会社が 2001 年株式会社法に基づく登録会社であるとの証拠，及び

(iii) 会社が十分で適切な専門職賠償保険を付保している証拠が含まれており，

(c) 請求は，

(i) 名称が規則 20A.7 に基づいて抹消された場合は，名称が商標弁護士登録簿から抹消された年の 9 月 1 日以前又は指定管理人が認容するそれ以上の期間内に行われ，また

(ii) その他の場合は，名称が商標弁護士登録簿から抹消されてから 3 年以内に行なわれており，かつ，

(d) 弁護士が次のものを納付した場合

(i) 回復措置が取られる年に係る年次登録手数料，及び

(ii) 附則 9 の項目 39 に言及される手数料

第21部　雑則

第1節　出願及びその他の書類

規則21.1　承認様式についての指示の遵守

次の場合，すなわち，
(a) 法律又は本規則に基づく出願，通知，請求又は宣言が承認様式を使用するよう規定されており，かつ，
(b) 出願，請求又は宣言をするために，又は通知をするために使用することができる記入様式が，
(i) 登録官によって供給され，かつ，
(ii) その記入についての指示を含んでいる場合は，
その様式に記入する者は，それらの指示に従わなければならない。

規則21.2　書類の提出の要件

(1) 所定様式により提出されることが要求される書類は，英語によるものでなければならず，かつ，読みやすくなければならない。
(2) その他の書類が提出される場合は，
(a) 当該書類は，英語によるものでなければならず，法律第213B条に基づく指示に記載された様式(もしあれば)によらなければならず，かつ，読みやすくなければならない，又は
(b) 次が適用される。
(i) 当該書類(原書類)は，原書類の英語翻訳文である書類(翻訳された書類)と共に提出しなければならず，
(ii) 原書類は，確認証明書と共に提出しなければならず，
(iii) 翻訳された書類は，法律第213B条に基づく指示に記載された様式(もしあれば)によらなければならず，かつ，読みやすくなければならない。
(3) (2)は，規則4.11(1)(a)，規則5.18(2)(a)又は規則17A.19(1)(a)に記載した出願に関しては適用されない。

規則21.3　書類の提出－共通要件

(1) 出願，通知又は請求を提出する者は，その出願，通知又は請求に，次の者の営業上の又は居住上の宛先を含めなければならない。
(a) 出願，通知又は請求を出す者，又は
(b) 代理して行われた出願，通知又は請求に係わる本人
(2) 登録簿に記録された宛先又は提出された出願，通知又は請求に含められた宛先が変更された場合は，宛先が変わった者又は宛先が変わった者の代理として行動する者は，登録官に新たな宛先を通知しなければならない。
(3) 登録官は，新たな宛先についての通知を受けたときは，それに従って登録簿，出願，通知又は請求を訂正しなければならない。

規則 21.4　書類が提出要件を満たさないことの結果

(1)　商標局にて提出のために受領された書類が法律若しくは規則を遵守していないか又は該当する承認様式に従っていない場合は，登録官は，当該書類を次の通り取り扱うことができる。

(a)　提出されなかったものとして取り扱い，当該書類が如何なる点で法律若しくは規則を遵守していないか又は承認様式に従っていないかを示す陳述を通知書に含めてその者に通知すること，又は

(b)　提出されたものとして取り扱うが，その者に対し，当該書類が法律若しくは規則を遵守すること又は承認様式に従うことができるように必要な事柄を実行するよう指示すること

(2)　登録官が(1)(b)に基づく指示を与え，その者が，当該指示に記載された期間内に当該指示に従わない場合は，登録官は，書類を提出されなかったものとして取り扱うことができる。

規則 21.5　書類の提出－受領日の記載

(1)　登録官は，提出のために受領された書類に，受領日を記載しなければならない。

(2)　商標局又は支局が書類(電子的に提出されたものを除く)を受領する設備を提供している場合において，商標局又は支局が業務のために公衆に開放されていないときは，前記の設備によって受領された書類は，その書類が受領される前に，商標局又は支局が業務のために公衆に開放されていた最後の日に受領されたものとみなす。

(3)　法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き，書類は，それが商標局によって受領された日に商標局に提出されたものとみなす。

規則 21.5A　証拠が提出要件を満たさないことの結果

(1)　商標局において受領された証拠に関して，ある者が法律第 213C 条に基づく指示に従わない場合は，登録官は，当該証拠を次の通り取り扱うことができる。

(a)　提出されなかったものとして取り扱い，当該指示に如何なる点で従っていないかを示す陳述を通知書に含めてその者に通知すること，又は

(b)　提出されたものとして取り扱うが，その者に対し，当該指示に従うことができるように必要な事柄を実行するよう指示すること

(2)　登録官が(1)(b)に基づく指示を与え，その者が，当該指示に記載された期間内に当該指示に従わない場合は，登録官は，証拠を提出されなかったものとして取り扱うことができる。

規則 21.6　宣言書

(1)　法律又は本規則によって要求され又は許可される宣言書は，承認された様式によるものでなければならない。

(2)　(3)に記載された者に提出することを要求され又は許可される法定宣言書の様式による宣言書は，登録官が承認した電子的伝達手段を用いた電子的様式で当該人に提出することができる。

(3)　(2)に関して，次の者に，電子的手段による電子的様式を用いて，法定宣言書を含む宣言書を提出することができる，

(a)　商標登録官

(b)　指定管理人

(c) 懲戒審判所のパネル-パネル議長
(d) 委員会

規則 21.7　宣言書－追加資料
(1) 次の場合，すなわち，
(a) ある者が，法律又は本規則によって宣言書を提出するよう又は宣言書の写しを送達するよう要求されており，かつ，
(b) 宣言が言及している資料を，宣言書又はその写しの中に含めるか又はそれらに添付することができない場合は，
その者は，宣言が言及している資料又はその写しを宣言書と同時に又はその後速やかに，提出しなければならない。
(2) 宣言書は，それが言及している資料又はその写しが提出又は送達されるまでは，提出又は送達されたものとはみなさない。

規則 21.7A　郵便による送達
郵便による送達は，法律第 215 条(6)(a)及び(b)の適用上，書類をある者に送達し，与え又は送付することができる所定の手段である。

規則 21.8　送達の通知
法律又は本規則によって他の者に書類を送達するよう要求されている者は，書類を送達した後速やかに，登録官に対し書面をもって，送達した日付，場所及び方法を通知しなければならない。

規則 21.9　出願等の取下通知
(1) (出願，通知又は請求の取下について規定している)法律第 214 条の適用上，
(a) 出願，通知又は請求を提出した者，又は
(b) 出願，通知又は請求の根拠となる権利又は利害が帰属している他の者は，
登録官に対し書面をもって，出願，通知又は請求を取り下げる旨の通知をすることにより，それらを取り下げることができる。
(2) 次の場合，すなわち，
(a) 出願，通知又は請求が 2 以上の者によって，又は 2 以上の者の代理として提出されているか，又は
(b) (1)(b)に記載した権利又は利害が 2 以上の者に帰属している場合は，
取下通知書は，前記の者の各々によって又は各々の代理として署名されていなければならない。
(3) (1)(b)に記載した者が出願，通知又は請求を取り下げるときは，登録官は，その者が(1)(b)に記載した権利又は利害が自己に帰属していることを証明するに足る書証を提出する必要がある旨をその者に通知することができる。

規則 21.10　出願等の取下通知
出願，通知又は請求が規則 21.9 に従って取り下げられたときは，登録官は，取下を公報に公

告しなければならない。

規則 21.11　送達宛先の変更－利害関係人への通知

次の者，すなわち，

(a) 送達宛先を記載して，出願，通知又は請求を提出し，かつ，

(b) (送達宛先について規定している)法律第 215 条(1)(b)の適用上，登録官に別の送達宛先を通知した者は，

次の者にその変更通知の写しを送付しなければならない。

(c) 前記の出願，通知又は請求に関係する手続のすべての当事者，及び

(d) 登録官が指示する前記以外の者

規則 21.11A　公衆の閲覧に供すべき書類

(1) 法律第 217A 条(1)に関して，商標に関連して登録官が保有する各書類((2)に記載する書類を除く)が所定の書類である。

(2) (1)に関して，書類とは次の通りである。

(a) 法律家秘匿特権を理由に法的手続における提出を免除される書類

(b) 書類又は書類に含まれた情報の開示を禁止する裁判所又は審判所の命令の対象である書類

(c) 次の書類，すなわち，

(i) 法律第 202 条(c)に基づいて登録官が提出を要求したもの，及び

(ii) 公衆の閲覧に供すべきでないことを登録官が認めたもの

(d) 商標の使用又は意図される使用の証拠を専ら含む書類

(e) 規則 4.18 に基づく早期審査の請求理由を記述した宣言書

(f) 法律第 224 条(2)又は(3)に基づく請求に関連して同項に基づく期限の延長を求める請求人が提出した書類であって，期限の延長請求以外のもの

(g) 法律及び本規則に基づく異議申立手続の過程で提出された書類であって，異議申立書以外のもの

(h) 法律第 226A 条(1)(a)に基づいて登録官が秘密に保持するよう要求する情報を含む書類，及び

(i) 登録官，副登録官又は商標局の職員が作成した書類で，(a)から(h)までの何れかに該当する書類から入手した情報，すなわち，同項がその書類に適用される理由又は理由に寄与する情報を含むもの

第 2 節　登録官に対する手続

規則 21.12　費用に関する請求

(1) (費用について規定している)法律第 221 条の適用上，登録官に対する手続の当事者は，承認様式をもって登録官に対し，その手続に関する費用の裁定を求める請求をすることができる。

(2) 請求は，該当する事情に応じて，次の何れかの期間内に行わなければならない。

(a) 手続進行中，又は

(b) 次の日を起算日とする 3 月の期間内
(i) 登録官が手続において，その手続を終結させることになる決定をした日，又は
(ii) 手続が停止又は却下された旨を登録官から当事者に通知した日
(3) 登録官は，手続に関する費用を裁定する前に，手続の各当事者に費用の裁定に関して聴聞を受ける合理的機会を与えなければならない。
(4) 手続に関連する費用の請求書が提出される場合は，その費用請求書は，費用が裁定された日から 3 月以内に提出されなければならない。

規則 21.13　費用の裁定
(1) 法律第 221 条に関し，本規則においてある事項が費用の裁定の対象となる事項として言及されている場合は，費用は次により裁定される。
(a) 附則 8 に従って，又は
(b) 登録官が費用の裁定に関して裁量権を有する場合は，登録官が適切と考えるところにより
(2) 費用は，登録官により任命される職員により査定され，認容されかつ認証されなければならない。
(3) 登録官は，職員による費用の査定を再吟味することができる。
(4) 本条規則において，費用には，法律第 105 条(2)(b) に言及される費用は含まれない。

規則 21.14　手続の実施一般
(1) 登録官は，異議申立手続以外で，登録官に対する手続の当事者から請求があったときは，その手続の進行に関する指示を出すことができる。
(2) (1)に基づく指示は，本規則と矛盾するものであってはならない。
(3) 登録官は，登録官が次の条件を満たしている場合を除き，(1)に基づく指示を出してはならない。
(a) 予定の指示の影響を受けるすべての者が，既にその指示について通知を受けていると合理的に認めていること
(b) 影響を受けるすべての者に対し，予定の指示に関して表明する合理的機会を既に与えていること，及び
(c) 予定の指示は適切なものであると合理的に認めていること
(4) (3)(b)の適用上，表明は書面により，又は聴聞において，又は登録官が合理的に許可するその他の方法で，することができる。
(5) 登録官は，本規則に従うことを条件として，登録官に対する手続において次に続く進行を決定することができる。

規則 21.15　登録官から聴聞を受ける機会
(1) 本条規則は，法律又は本規則が登録官から聴聞を受ける者について規定する場合に適用される。
(2) 登録官は，次のことにより，当該者に聴聞を受ける機会を与えることができる。
(a) 当該者に意見書を求めること，
(b) 当該者は，登録官に対する請求に基づき，登録官により決定される日時及び場所におい

て，口頭による聴聞によって聴聞を受けることができる旨を当該者に通知すること，又は
(c) 口頭による聴聞の日時及び場所を当該者に通知すること
(3) 聴聞の請求は，承認様式によらなければならない。
(4) 登録官は，証拠の規則によって拘束されることはなく，登録官の下にある如何なる事項に関しても，登録官が適切であると合理的に考える方法によって情報を得ることができる。
(5) 登録官は，ある事項の当事者である各人が次のことに該当する場合は，当該事項について決定を下すことができる。
(a) 当該者は聴聞を受けることを希望しない旨を登録官に通知すること，
(b) 規則 21.16(1) に基づいて請求されても，書面による提出物を提出しないこと，
(c) (2)(b) に基づいて通知された後，口頭による聴聞を請求しないこと，又は
(d) 規則 21.16 に基づいて通知されても，口頭による聴聞に出席しないこと
(6) (5)に言及される事情において，登録官は，商標局に保管されている関係情報を参照して決定を行うことができる。
(7) 登録官は，(5)に言及される何れかの事情において決定を行う場合は，各当事者に登録官の決定を通知しなければならない。

規則 21.16　意見書及び口頭による聴聞

(1) 登録官は，ある者が意見書の方法で聴聞を受けることができる旨を決定した場合は，次のことをしなければならない。
(a) 意見書を提出しなければならない期間(少なくとも 10 就業日)を当該者に通知すること，
(b) 意見書を検討した後，当該事項について決定を下すこと，及び
(c) 当該事項に関する登録官の決定を当該者に通知すること
(2) 登録官は，ある者が口頭による聴聞の方法で聴聞を受けることができる旨を決定した場合は，聴聞が開始する日の少なくとも 10 就業日前に，聴聞の日時及び場所を当該者に通知しなければならない。
(3) 登録官は，随時又は場所ごとに口頭による聴聞を休止することができる。
(4) 登録官は，次のような形で口頭による聴聞を開くことができる。
(a) 関係人が自ら出頭するもの，又は
(b) 関係人が電話若しくは登録官が合理的に認容するその他の遠距離電気通信手段により参加するもの
(5) 登録官のその他の権限に加え，登録官は，関係人に対し，意見書の書面による要約を提供するよう指示することができる。
(6) 口頭による聴聞は，法律，本規則及び登録官の下の事項の適正な検討が許す限り，形式的行為及び専門的事項を少なくし，かつ，迅速に行われなければならない。
(7) 本規則に従うことを条件として，登録官は，聴聞の遂行に合理的に必要な指示することができる。
(8) 登録官は，聴聞に出頭する者に，当該事項に関する登録官の決定を通知しなければならない。

規則 21.17　口頭による証言

(2) 登録官は，手続において登録官に提出された宣言書を作成した者に対し，自己の面前に

出頭し，宣言書に含まれている証拠に代え又は加えて，宣誓又は確約の上，口頭で証言するよう要求することができる。
(3) 登録官は当事者に対し，(2)に基づいて出頭する者を反対尋問することを許可することができる。

規則 21.19　登録官は利用可能な情報を使用することができる
(1) 次の場合，すなわち，
(a) 登録官が利用することのできる情報が，登録官に対する手続に関連しており，かつ，
(b) 登録官は，その情報が手続の当事者に知られていないと信じる理由を有しており，かつ，
(c) 登録官は，その手続における決定をする際に当該情報を考慮に入れようとしている場合は，
登録官は，決定を行う前に，次の事項を実行しなければならない。
(d) その情報を前記の当事者に提供すること，及び
(e) 当該当事者にその情報について表明する合理的機会を与えること
(2) (1)(e)の適用上，表明は書面をもって，聴聞において，又は登録官が合理的に許可するその他の方法で行うことができる。

規則 21.20　決定理由についての陳述
次の場合，すなわち，
(a) 登録官が，登録官に対する手続の当事者に，その手続における登録官の決定を通知し，かつ，
(b) その当事者が登録官に対し書面をもって，決定理由の提示を請求した場合は，
登録官はその請求に応じなければならない。

第 2A 節　期間延長

規則 21.20A　定義
本節において，
「異議申立書」とは，規則 21.20B(1) に基づいて提出される通知をいう。
「当事者」とは，出願人又は異議申立人をいう。

規則 21.20B　異議申立書
(1) 法律第 224 条(6) に関し，法律第 224 条(5) に基づく延長の請求の公報における公告から 1 月以内に，承認様式により異議申立書を提出することにより，期間延長の請求に異議申立をすることができる。
(2) 登録官は，申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 21.20C　通知及び申立を行う機会
(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 当事者が登録官に対し本節に基づいて請求を行う場合，又は
(b) 登録官が自らの発意により決定を行おうとする場合

(2) 登録官は，次のことをしなければならない。
(a) (1)(a) に関し，請求の他方当事者に請求書の写しを送付することを含め，他方当事者に請求について通知すること，又は
(b) (1)(b) に関し，予定している決定について両当事者に通知すること
(3) 登録官は，請求を許可しようとする場合は，次により申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。
(a) 書面により，
(b) 聴聞において，又は
(c) 通知の中で登録官が述べるその他の手段により
(4) 登録官は，登録官の決定について両当事者に通知しなければならない。

規則 21.20D　慣行及び手続
登録官は，次のことをすることができる。
(a) 本節が適用される異議申立において従われるべき慣行及び手続を決定すること，及び
(b) それに応じて両当事者に指示すること

規則 21.20E　聴聞
(1) 登録官は，
(a) 当事者から書面により請求された場合は，異議申立の聴聞を開かなければならない，又は
(b) 登録官自らの発意により，異議申立の聴聞を開くことを決定することができる。
(2) 聴聞は，登録官の裁量により，次によることができる。
(a) 口頭による聴聞，又は
(b) 意見書により
(3) 登録官が口頭による聴聞に決定した場合は，
(a) 登録官は，聴聞の日時及び場所を両当事者に通知しなければならず，
(b) 異議申立人は，聴聞の少なくとも 10 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならず，かつ，
(c) 出願人は，聴聞の少なくとも 5 就業日前に，意見書の要約を提出しなければならない。
(4) 登録官は，費用の裁定を行うに当たり，(3) に基づく意見書の要約の提出の当事者による不履行を考慮に入れることができる。
(5) 登録官は，次のことを行わなければならない。
(a) 異議申立に決定を下すこと，及び
(b) 登録官の決定を両当事者に通知すること

規則 21.20F　登録官は指示することができる
(1) 登録官は，次の通り，本節が適用される異議申立に関して指示することができる。
(a) 当事者から書面により請求された場合，又は
(b) 登録官自らの発意に基づき
(2) 登録官は，指示を与えようとする場合は，指示について申立を行う機会を両当事者に与えなければならない。

(3) 指示は，法律又は本規則と矛盾してはならない。
(4) 登録官は，できる限り速やかに，指示を両当事者に通知しなければならない。

規則 21.20G　登録官は異議申立の却下又は中止を両当事者に通知しなければならない
異議申立が却下されたか又は中止された場合は，登録官は，却下又は中止を両当事者に通知しなければならない。

第 3 節　通則

規則 21.21　どのような手数料を納付しなければならないか
(1) (手数料について規定している)法律第 223 条(1)に関して，附則 9 の項目に記載した手数料を，同項目に記載した事項について納付しなければならない。
(2) 何人かが登録官に対し，法律第 75 条(1)に基づいて，商標登録が満了する前に登録の更新を求めたときは，その更新に対して納付する必要がある手数料は，その登録を更新しなければ満了することとなる日に当該人がその登録の更新を求めた場合に納付することが必要である手数料である。
(3) (4)は，何人かが登録官に対し，法律第 79 条に基づいて，商標登録が満了した後にその更新を求めた場合に適用する。
(4) 更新のために納付する必要がある手数料は，次の通りである。
(a) 当該人が商標登録の満了日に登録更新を求めていたならば納付する必要があった筈である手数料，及び
(b) 附則 9 の項目 10 に記載されている追加手数料であって，次の期間に対するもの
(i) 登録満了の翌日を始期とし，かつ，
(ii) 更新請求がされた日を終期とする期間
(5) 何人かが登録官に対し，法律第 80D 条に基づいて，1 又は 2 以上の更新可能期間について商標登録の更新を求めたときは，納付する必要がある手数料は，当該人が請求した 1 又は 2 以上の更新可能期間に対する手数料の合計であって，登録簿への記入日におけるものである。
(6) (7)は，何人かが登録官に対し，(所定期間の終了後 10 月以内の更新について規定している)法律第 80G 条(1)(b)に基づいて，1 又は 2 以上の更新可能期間について商標登録の更新を求めた場合に適用する。
(7) 更新のために納付する必要のある手数料は，次の通りである。
(a) 当該人が請求した 1 又は 2 以上の更新可能期間について納付することが必要な手数料の合計であって，登録簿への記入日におけるもの，及び
(b) 附則 9 の項目 12 に記載されている追加手数料であって，次の期間に対するもの
(i) 所定の期間が満了した日の翌日を始期とし，かつ，
(ii) 更新請求がされた日を終期とする期間

規則 21.21A　手数料が納付されるまで，一切の行為が認められないこと
(1) 登録官又は税関長官による行為の実行に関して手数料を納付しなければならない場合は，登録官又は税関長官は，手数料が納付されるまで，その行為を行ってはならない。

(2) (3)に従うことを条件として，次の場合，すなわち，
(a) 登録官又は税関長官以外の者による行為に関して手数料を納付すべき場合，又は
(b) 書類の提出に関して手数料を納付すべき場合は，
手数料が納付されていないにも拘らず，行為は行われたとみなされ，又は書類は提出されたとみなされる。
(3) 登録官又は税関長官が規則 21.23 に基づいて関係人又はその代理人に対して手数料が納付されていない旨を通知した場合は，手数料が納付される日までは，行為は行われなかったとみなされ，又は書類は提出されなかったとみなされる。

規則 21.22　手数料はどのように納付しなければならないか
(1) (手数料の納付について規定している)法律第 223 条(2)の適用上，法律第 13 部に基づいて納付することが必要な手数料以外の手数料は，登録官に納付しなければならない。
(2) 法律第 13 部に基づいて納付することが必要な手数料は，税関長官に納付しなければならない。手数料は，税関長官からの納付方法についての指示に従って納付しなければならない。

規則 21.23　手数料不納の通知
規則 21.21A(3)に関して，登録官又は税関長官は，書面又は電話により，
(a) 第 3A 部に記載する手数料が，手数料の納付に関する同部における所定の期間内に納付されていない又は請求権の放棄をされていない場合，請求人に対し，手数料が納付されていないこと及び AFS 請求は中止されたことを通知しなければならず，又は
(b) その他の場合，関係人又はその代理人に対し，手数料の納付を必要とする行為の実行又は書類の提出の後 14 就業日以内に，手数料が納付されていないことを通知しなければならない。

規則 21.23A　手数料の免除
登録官は，すべての事情を考慮して，免除が正当化されると合理的に認める場合は，特定の者に対し，附則 9 に記載された手数料の全部又は一部の納付を免除することができる。

規則 21.24　手数料の返還等
(1) 職員の過誤又は遺漏により，それがなければ納付義務が生じなかった筈である手数料を納付する義務が生じた者があったときは，登録官は，次の行為を実行することができる。
(a) 手数料の全部又は一部を免除すること，又は
(b) 手数料が既に納付されている場合，当該手数料の全部又は一部を前記の者に返還すること
(2) 次の事項，すなわち，
(a) 商標登録出願の受理，又は
(b) 商標登録が，
職員の過誤又は遺漏によって遅延したときは，過誤又は遺漏から生じた遅延期間に等しいと登録官が合理的に信じる期間は，その過誤又は遺漏が生じた事項に係わる手数料金額の計算上は，算入してはならない。

規則 21.24A　一定の行為を行う期間－商標局が就業していないとき

法律第 223A 条(1)に関して，所定の状況とは，非就業の，

(a) 商標局，又は

(b) 商標局の支局，

において，行為が実行されたことである。

規則 21.24B　商標局の非就業日

(1) 法律第 223A 条(2)(a)に関して，商標局又はその支局の非就業日は，次の通りである。

(a) 土曜日

(b) 日曜日

(c) オーストラリアの日，及び

(d) アンザック・デー

(2) 法律第 223A 条(2)(b)に関して，下表に示す者が所定の者である。

	人
1	IP オーストラリアの長官
2	IP オーストラリアの副長官
3	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの長官の同意を得て行為を行う者
4	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの副長官の同意を得て行為を行う者
5	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの別の SES 職員の同意を得て行為を行う者

(3) 法律第 223A 条(2)(b)に関して，宣言書を公表する所定の方法とは，商標公報に掲載することである。

規則 21.24C　一定の行為を行う期間－第 223A 条が適用されない行為

法律第 223A 条(7)に関して，次の行為が所定の行為である。

(a) 次の規定に基づいて異議申立手続において行われる行為であって，商標局に対する通知又は請求の提出以外のもの

(i) 法律第 5 部，第 9 部又は第 21 部

(ii) 本規則第 5 部，第 9 部，第 17A 部又は第 21 部

(b) 裁判所又は審判所の手続に関連して行われる行為

(c) 法律第 96 条に基づく異議申立書の裁判所への提出

(d) 法律第 13 部又は第 16 部に基づいて行われる行為

(e) 本規則第 13 部，第 16 部又は第 20 部に基づいて行われる行為

規則 21.25　期間延長－請求

(期間延長について規定している)法律第 224 条(2)及び(3)の適用上，関連する行為を実行するための期間についての延長請求は，次の条件を満たしていなければならない。

(a) 承認様式によること，及び

(b) 次の事項を記載した宣言書を添付すること

(i) 請求書に記載されている理由の根拠である事実，及び

(ii) 関連する行為を実行するための期間が既に終了しているときは，請求が期間終了前に行われなかった理由

規則 21.28　期間延長－所定の行為及び所定の書類

(1) 法律第 224 条(8)における「関連の行為」の定義の(a)の適用上，次のものが所定の行為である。

(a) 規則 4.2(1)の要件を満たすこと

(aa) 法律第 29 条(1)に基づき，優先権主張の通知を提出すること

(b) 法律第 29 条(1)(b)に記載した状況において，商標登録出願をすること

(c) 法律第 45 条(1)に基づき，商標登録の分割出願をすること

(f) 規則 5.14，規則 9.16，規則 17A.34J 又は規則 17A.48R に基づき，証拠を送達すること

(j) 法律第 64 条(b)に基づき，商標登録出願の補正を請求すること

(k) 法律第 79 条，第 80D 条又は第 80G 条に基づき，商標登録更新を請求すること

(n) 規則 13.2 にいう許諾使用者の請求に応じること

(o) 規則 13.3 にいう情報提供の請求に応じること

(p) 規則 16.3(2)に基づく通知に応答すること

(q) 規則 16.3(3)に基づく公告に応答すること

(r) 法律第 244 条に記載した状況における商標登録出願について，法律第 29 条に基づき優先権を主張すること

(s) 第 3A 部に基づき，登録官に対して書類を提出する又は通知を行うこと

(t) 第 20 部に規定する行為又は措置

(2) 法律第 224 条(8)における「関連の行為」の定義の(b)の適用上，次の書類が所定の書類である。

(a) 商標登録に対する法律第 52 条に基づく異議申立書

(aa) 法律第 52A 条(1)の防御意図通知書の提出

(b) 法 96 条，規則 17A.32(1)，規則 17A.48F 又は規則 21.20B(1)の適用対象である異議申立書

(ba) 規則 9.15(1)，規則 17A.34H(1)又は規則 17A.48Q(1)の防御意図通知書の提出

(c) 第 3A 部に基づいて提出することが要求される又は許可される次の何れかの書類

(i) AFS 請求

(ii) 意見書

(iii) 付属物

(iv) 添付資料

(v) 通知書

規則 21.29　条約国

(1) 法律第 6 条(1) の条約国の定義の目的で，次の国を規定する。

(a) 随時効力を有する 1883 年 3 月 20 日の産業財産権の保護に関するパリ条約の締約国である外国

(b) 世界貿易機関の正式加盟国である外国

(2) 法律第 225 条(2) の適用上，商標登録出願であって，1977 年 3 月 2 日に中央アフリカ共和国のバンギで締結された，「アフリカ及びマダガスカル産業財産権庁の創設に関する協定を改訂する，アフリカ知的財産権機関の創設に関する協定」という名称の条約 (2 以上の条約国の間に存在する条約) に基づいてされる出願は，同条約の条件に従い，その条約諸国の各国においてされる出願と同等であると宣言する。

(3) 法律第 225 条(2) の適用上，商標登録出願であって，1962 年 3 月 19 日にブリュッセルで締結された条約である「商標に関するベネルクス条約」(2 以上の条約国の間に存在する条約) に基づいてされる出願は，同条約の条件に従い，同条約の意味における締約国である各条約国においてされる出願と同等であると宣言する。

(4) 法律第 225 条(2) に関して，1957 年 3 月 25 日にローマで締結された欧州共同体設立条約の条件に基づく欧州共同体商標登録出願は，その条約についての各条約国においてされた出願と同等である。

規則 21.30　登録特許弁護士の権利

登録特許弁護士は，依頼人の書類及び財産に関し，事務弁護士と同一の先取特権の権利を有する。

規則 21.31　一定の者の無能力

(1) ある者が，未成年又は身体的若しくは精神的障害のために，法律又は本規則によって要求又は許容されている事柄を実行することができない場合は，裁判所は，当該無能力者の代理として行為する者又はその事柄を実行することに利害関係を有する他の者からの請求に基づき，当該無能力者の名義でかつその代理として，

(a) その事柄を実行し，又は

(b) その事柄を実行する者を任命することができる。

(2) 無能力者の名義でかつその代理として行われた事柄は，その事柄が行われた時点ではその者は無能力者でなかったものとし，その者が行ったものとみなす。

規則 21.33　他に規定されていない指示

ある者が，法律又は本規則によってある行為を実行し，書類を提出し又は証拠を提供するよう要求されていないにも拘らず，手続の適切な実施のために，その者が行為を実行し，書類を提出し又は証拠を提出することが必要であると登録官が合理的に信じるときは，登録官は，その者に対し通知し，その通知に記載される次の事項，すなわち，

(a) 行為を実行すること，

(b) 書類を提出すること，又は

(c) 証拠を提出すること，

を要求することができる。

規則 21.34　合理的な理由により従うことができない要求

次の場合，すなわち，

(a) 本規則に基づいて，ある者が行為若しくは事柄をなすこと，書類に署名すること，宣言書を作成すること又は登録官に書類若しくは証拠を提出若しくは提供することが要求されており，かつ，

(b) その者がその要求に従うことができない旨を登録官が合理的に認めた場合は，

登録官は，登録官が合理的に課すことができる条件を付して，その要求を免除することができる。

規則 21.35　決定についての再審理

(1) 本条規則において，

「決定」は，1975 年行政不服審判所法における場合と同じ意味を有する。

(2) 行政不服審判所(AAT)に対し，次の決定についての再審理を求める請求をすることができる。

(a) 次の規定に基づく委員会の決定

(i) 規則 20.5（「学業資格の証拠」）

(ii) 規則 20.7（「知識要件の証拠」），又は

(b) 商標弁護士請求における 1991 年特許規則の次の規定に基づく指定管理人の決定

(i) 規則 20.28（「継続専門職教育要件の不遵守」）

(ii) 規則 20.29(3)(弁護士の名称の商標弁護士登録簿への回復の際の条件付加)

(iii) 規則 20.31（「その他の事情での登録簿への回復」），又は

(ba) 次の規定に基づく指定管理人の決定

(i) 規則 20.14B（重大な違法行為に係る登録の保留）

(ii) 規則 20A.8（専門職賠償保険の不付保），又は

(bb) 規則 20A.18 に基づく懲戒審判所のパネルの決定（懲戒審判所のパネルによる決定），又は

(c) 商標弁護士への適用における 1991 年特許規則の次の規定に基づく懲戒審判所のパネルの決定

(i) 規則 20.43（「懲戒審判所のパネルの決定」）

(ii) 規則 20.44（「罰則－専門職非行」）

(iii) 規則 20.45（「罰則－不十分な専門職行動」）

(iv) 規則 20.46（「弁護士が登録時において無資格であったことの認定」）

(v) 規則 20.47（「登録が詐欺により取得されたことの認定」）

第 22 部　適用，保留及び経過規定

第 1 節　通則

規則 22.1　法律の適用

(1) 次の場合，すなわち，
(a) 商標登録出願が 1955 年商標法に基づいてされ，かつ，
(b) 登録官が 1955 年商標法に基づいて，当該出願に対する報告書を交付しており，かつ，
(c) 本規則の施行直前において，当該出願が係属していて，未だ受理されていなかった場合は，
当該報告書は，それが 1955 年商標法に基づいて交付された日に，登録官によって法律に基づいて交付されたものとみなす。
(2) 次の場合，すなわち，
(a) 1955 年商標法に基づく商標登録出願が 1955 年商標法に基づいて補正され，かつ，
(b) 本規則の施行直前において，当該出願は係属していて，未だ受理されていなかった場合は，
当該補正は，それが 1955 年商標法に基づいてされた日に，法律に基づいてされたものとみなす。
(3) 商標登録出願の明細が本規則の施行前に次の方法，すなわち，
(a) 公報において
(b) 商標局が管理しているコンピュータ・データベースでの一覧により，又は
(c) 出願記録を商標局の各支局において電子的又はその他の方式で利用することができるようにすることにより，
公告されている場合は，法律第 45 条(2)，第 64 条(a)，第 65 条(1)及び第 83 条(1)(a)の適用上，その明細は，法律第 30 条に基づいて公告されたものとみなす。

規則 22.2　一定の事項に関して納付すべき手数料

(1) (2)に従うことを条件として，次の手続に関して納付すべき手数料は，本規則がその手続に適用されていたならば納付を要した筈である手数料である。
(a) (係属している商標登録出願を扱う)法律第 241 条(2)に記載した種類の商標登録出願に関する手続，又は
(b) (不使用により登録簿から商標を抹消するための訴訟を扱う)法律第 251 条の適用対象である種類の手続
(2) 法律第 241 条(2)に記載した種類の商標登録について納付すべき手数料は，1955 年商標法に基づく規則であって，出願が受理されたときに効力を有していたものに基づいて納付を要した手数料である。
(5) 次の場合，すなわち，
(a) 商標登録が廃止法に基づいて 1995 年に満了し，かつ，
(b) その商標登録を更新するための請求が満了日から 12 月の期間内にされる場合は，
その請求に関して納付すべき手数料は，廃止法第 71 条(1)に基づいて登録回復請求をするために納付を要することとなる手数料である。

規則 22.3　一定の委任は継続する

本規則の施行直前に，ある者が，

(a) 廃止法の下での，商標登録官からの受任者であり，かつ，

(b) 法律第 22 部第 3 節に基づき，廃止法が引き続き適用される事項に関する登録官の権限を行使していた場合は，

その者への委任は，当該事項に関して継続する。

規則 22.4　一定の延期は継続する

(1) 次の場合，すなわち，

(a) 登録官が 1955 年商標法第 33 条(3)に基づき，ある商標登録出願の受理を延期しており，かつ，

(b) その延期が本規則の施行直前に効力を有していた場合は，

その延期は，出願受理が 1955 年商標法に基づいて延期された日に，登録官が出願受理を延期したものとして，本規則の施行後も規則 4.13(1)に基づいて効力を有する。

(2) 規則 4.14(2)(a)に従うことを条件として，(1)にいう出願についての延期期間は，次の時点で終了する。

(a) 他の者がした登録出願に係わる他の商標を理由として，その出願を拒絶するための，法律第 44 条(1)又は(2)に基づく理由がもはや存在していないと登録官が合理的に認める時，又は

(b) 延期期間が(a)に従って終了しない場合，他の商標登録出願に関する手続が確定した時

(3) 出願の受理が本規則の 2 以上の規定の作用の結果として延期された場合は，次の規定の該当する事情に応じ，延期期間の終了をより遅くするか又は最終とするものに従って終了する。

(a) (2)(b)，及び

(b) 規則 4.14(3)(a)を除く規則 4.14(3)

規則 22.5　一定の期間延長は継続する

次の場合，すなわち，

(a) 登録官が，1955 年商標法第 130 条又は第 131 条に基づいて期間を延長しており，かつ，

(b) 延長された期間が本規則の施行前に終了していない場合は，

その期間は，同条が引き続き効力を有していたならば終了した筈であるときに終了する。

規則 22.6　受理の延期－一定の出願

次の場合，すなわち，

(a) ある出願人が，他の者によって登録されている他の商標を理由として，商標登録出願について受理の延期を請求しており，かつ，

(b) その出願人が前記他の商標に関して，1955 年商標法第 23 条に基づく請求を提出している場合は，

(c) 規則 4.13(1)(c)(iii)における法律第 92 条に基づく請求についての言及は，1955 年商標法第 23 条に基づく請求についての言及であるとして，規則 4.13 を最初に言及した出願に適

用し，また
(d) 規則 4.14(3)(c)における 1995 年商標法第 9 部についての言及は，1955 年商標法第 23 条についての言及であるとして，規則 4.14 を前記出願に適用する。

規則 22.7　商標弁護士

商標弁護士としての登録に関しては，次に該当している者は，2001 年 1 月 27 日まで，規則 20.1(1)の要件を満たしているものとみなす。
(a) 1998 年 2 月 28 日において，1990 年特許法第 198 条に基づいて特許弁護士として登録されていた者
(b) 1999 年 1 月 26 日において有効な 1990 年特許法第 198 条(2)(c)及び(d)の要件を満たしていた者
(c) 1999 年 1 月 27 日前において，商標事項に関して依頼人のための業務を行っていた弁護士であって，その旨の宣言をする者，又は
(d) 1995 年商標法第 156 条(2)の注 4 が適用される者

規則 22.8　商標弁護士に関する試験の要件

(1) 1999 年 1 月 26 日において有効な 1991 年特許規則の附則 5 に基づく科目の少なくとも 1 について試験に合格していたか又は試験に合格する義務を免除されていた者に関しては，1991 年特許規則の規則 20.3A(1)(b)の適用の対象としての 5 年の期間は，1999 年 1 月 27 日に開始するものとみなす。
(2) (3)を，1999 年 1 月 26 日において有効な附則 5 に記載されている科目の少なくとも 1 について，試験に合格したか又は試験に合格する義務を免除されていた者に対して適用する。
(3) 次の表の第 1 欄に記載した科目の試験についての合格は，規則 20.1(1)(a)に関しては，同表第 2 欄に記載した学科群についての合格とみなす。

第 1 欄　科目	第 2 欄　学科群
法の手続	A 群－法の手続及び知的財産権概要
特許弁護士実務第 2 部	B 群－職業行動
オーストラリア商標法及び商標局の実務	C 群－商標法
特許弁護士実務第 1 部及び特許弁護士実務第 2 部	D 群－商標実務

(4) 商標弁護士としての登録に関しては，次の条件に該当する者は，特許弁護士実務 1 及び特許弁護士実務 2 の試験に合格していたとみなす。
(a) 1999 年 1 月 27 日前に，委員会が 1991 年特許規則の附則 5 に記載されていた学科群 A 及び C と同等と考える科目の試験に合格していた者
(b) 2001 年 1 月 27 日前の商標弁護士として登録を請求する者，及び
(c) その者の連続 2 年間における主たる実務分野が商標事項であった旨の，使用者又は使用者の代理人による宣言書を提出する者

第 2 節　特定の文書により行われた修正

規則 22.9　2013 年知的財産権立法修正（基準引上げ）規則(第 1）により行われた修正

(1) 2013 年知的財産権立法修正 （基準引上げ） 規則(第 1） の附則 3 第 2 部により行われた本規則の修正は，次表に記載されるところにより適用される。

経過規定

項目	第 1 欄 修正を指示している項目	第 2 欄 適用対象
1	第 2 部のすべての項目	2012 年知的財産権法修正 （基準引上げ） 法の附則 3 第 32 項(7) で言及される事項
2	第 10 項から第 30 項まで	第 10 項から第 30 項まで 2013 年 4 月 15 日以後の異議申立意図通知書の提出により開始された異議申立手続， ただし， (a) 出願が 2013 年 4 月 5 日前に公告されており，かつ， (b) 2013 年 4 月 15 日以後に異議申立意図通知書が提出された場合は， 規則 5.6(1)，規則 9.8(1)，17A.33(1) 及び規則 17A.48G(1) での 2 月への言及は，3 月への言及とみなされ，また， (a) 異議申立手続が 2013 年 4 月 15 日前に開始され，かつ， (b) 書類又は証拠が異議申立手続に関して 2013 年 4 月 15 日前に送達されず，かつ， (c) 当該書類又は証拠が 2013 年 4 月 15 日以後に送達されることが要求されている場合は， (d) 当事者が書類又は証拠をある者に送達するべき旨の，2013 年 4 月 15 年直前に効力を有した第 5 部，第 6 部，第 9 部，第 17A 部第 3 節第 3 款又は第 17A 部第 5 節第 3 款若しくは第 4 款の要件は，当該書類又は証拠を提出するべき旨の要件とみなされ，かつ， (e) 書類又は証拠が送達されたことへの言及は，書類又は証拠が提出されたことへの言及とみなされ，かつ， (f) 登録官は当該書類又は証拠の写しを当該者に送付しなければならず，かつ， (g)(i) 2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した第 5 部，第 6 部，第 9 部，第 17A 部第 3 節第

		3 款又は第 17A 部第 5 節第 3 款又は第 4 款に基づいて当該者が手続を取る期間が，当事者が書類又は証拠を送達した日から計算されており，かつ， (ii) 登録官が当該書類又は証拠を提出日に当該者に送付しない場合は， 登録官は，当該者が当該手続を行う期間を書類又は証拠が提出された時と登録官が書類又は証拠を当該者に送付した時との間の日数に等しい日数だけ延長しなければならない。
3	項目 11(新規則 5.3)，項目 14(新規則 9.3)，項目 16(新規則 17A.30) 及び項目 17(新規則 17A.48A)	2013 年 4 月 15 日前に開始された異議申立手続
4	項目 11(新規則 5.17)，項目 13(新規則 6.9)，項目 14(新規則 9.20)，項目 16(新規則 17A.34M)，項目 17(新規則 17A.48V) 及び項目 18(新規則 21.20E)	2013 年 4 月 15 日前に開始された異議申立手続であって，2013 年 4 月 15 日前に登録官が聴聞日を設定すること又は聴聞通知書を両当事者に発行することをしなかった ただし， (a) 規則 5.17 での規則 5.8(3)(b) 又は規則 5.8(4) への言及は，適用されないものとみなされ，かつ， (b) 規則 5.17 での規則 5.14 への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.7 から規則 5.13 までへの言及であるものとみなされ，かつ， (c) 規則 6.9(1)(a) での聴聞を請求する当事者への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.14(1) 及び(2) に記載されている条件を含むものとみなされ，かつ， (d) 規則 9.20 での規則 9.10 への言及は，適用されないものとみなされ，かつ， (e) 規則 9.20 での規則 9.16 への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 9.4 への言及であるものとみなされ，かつ， (f) 規則 17A.34M での規則 17A.34B 又は規則 17A.34H への言及は，適用されないものとみなされ，かつ， (g) 規則 17A.34M での規則 17A.34J への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した

		規則 17A.33 への言及であるものとみなされ，かつ， (h) 規則 17A.34M での規則 17A.34N への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 17A.34 への言及であるものとみなされ，かつ， (i) 規則 17A.48V での規則 17A.48K への言及は，適用されないものとみなされ，かつ， (j) 規則 17A.48V での規則 17A.48R への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 17A.48(5) への言及であるものとみなされ，かつ， (k) 規則 21.20E(1)(a) での聴聞を請求する当事者への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.14(1)及び(2) に記載されている条件を含むものであり，かつ， (1) 2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.14 は，適用されないものとされる。
5	項目 11(新規則 5.15)，項目 14(新規則 9.18)，項目 16(新規則 17A.34K)，項目 17(新規則 17A.48T) 及び項目 24(附則 9，新項目 6)	2013 年 4 月 15 日前に開始された異議申立手続であって，2013 年 4 月 15 日以後に開始する期間について期間延長が請求されているもの，ただし， (a) 規則 5.15(1) での規則 5.14 への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.7 から規則 5.13 までへの言及であるものとみなされ，かつ， (b) 規則 9.18(1) での規則 9.16 への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 9.4 への言及であるものとみなされ，かつ， (c) 規則 17A.34K(1) での規則 17A.34J への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 17A.33 への言及であるものとみなされ，かつ， (d) 規則 17A.48T(1) での規則 17A.48R への言及は，2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 17A.48(5) への言及であるものとみなされ，かつ， (e) 2013 年 4 月 15 日直前に効力を有した規則 5.15(1)(a) 及び規則 5.15(3) は，適用さ

		れないものとみなされる。

(2) 2013 年知的財産権立法修正（基準引上げ）規則(第 1) の附則 4 項目 41 により行われた修正は，次に該当する訴因に関して適用される。
(a) 2013 年 4 月 15 日以後に登録商標弁護士に対して提起されたもの，及び
(b) 重大に違法行為の実行を主張するもの
(3) 2013 年知的財産権立法修正（基準引上げ）規則(第 1) の附則 6 項目 95 により行われた本規則の修正は，登録官が，2013 年 4 月 15 日以後に聴聞通知書又は聴聞への招へい状を発行した聴聞に関して摘要される。

規則 22.10　2015 年関税その他の立法修正（オーストラリア国境警備隊）規則により行われた修正
(1) 規則 13.5(1) に基づいて 2015 年 7 月 1 日直前に効力を有した文書は，当該日以後も，当該規定に基づいて効力を有する関税庁長官の文書であるものとして効力を有する。
(2) 2015 年 7 月 1 日前の規則 17A.42E(1) に基づく通知は，当該日後も，当該規定に基づく関税庁長官への通知であったものとみなされる。
(3) 2015 年 7 月 1 日前に関税庁 CEO に納付された規則 21.22(2) に言及される手数料は，当該日以後も，関税庁長官に納付された手数料であったものとみなされる。
(4) 2015 年 7 月 1 日直前に規則 21.22(3) に基づいて効力を有した関税庁 CEO の指示は，当該日以後も，関税庁長官の指示であるものとして引き続き効力を有する。
(5) 2015 年 7 月 1 日前の規則 21.23 に基づく関税庁 CEO による助言又は通知は，当該日以後も，当該規則に基づく関税庁長官による助言又は通知であったものとみなされる。

規則 22.11　2016 年商標法修正(手数料)規則により行われた修正
2016 年商標法修正(手数料)規則第 2 項及び第 3 項による附則 9 の修正は，これらの施行以降の AFS 請求に適用される。

規則 22.12　2016 年知的財産権立法修正(手数料見直し)規則により行われた修正
2016 年知的財産権立法修正(手数料見直し)規則(修正規則)の附則 1 の第 4 部による附則 9 の項目 9 の廃止に拘らず，同項目は，同項目に記載した種類の商標登録に関して，修正規則の施行前に登録出願がされた場合に引き続き適用される。

規則 22.13　2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 5 により行われた修正
2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 5 の項目 1 により行われた本規則の修正は，IRDA に関して，同項目の施行以後に登録官が国際事務局から IRDA についての通知を受けた場合に適用される。

第 3 節－2015 年知的財産権法修正法の附則 4 及び 2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 2 に関する経過規定

規則 22.14　定義

本節において，

「施行日」とは，2015 年知的財産権法修正法の附則 4 の施行日をいう。

「旧特許規則」とは，施行日直前に効力を有した 1991 年特許規則をいう。

「旧規則」とは，施行日直前に効力を有した本規則をいう。

規則 22.15　経過－商標弁護士としての登録

(1) 本条規則は，2015 年知的財産権法修正法の附則 4(修正附則)の項目 84 に関して制定される。

(2) 修正附則の項目 84(1)(c)及び(d)に関して，商標弁護士としての登録請求は，次の通りでなければならない。

(a) 指定管理人により承認された様式による書面とすること

(b) 商標法及び実務に関する請求人の能力水準が，請求人が登録商標弁護士となることを保証するのに十分であると指定管理人に認めさせる(3)に記載した経験記述書を添付すること

(c) 請求人が署名した，自らが次の通りであることの宣言書を添付すること

(i) 請求に先立つ 5 年以内に，(4)に記載した違法行為について有罪判決を受けたことがないこと，及び

(ii) (5)に記載した違法行為で拘禁の宣告を受けていないこと，並びに

(d) 附則 9 の項目 28 に記載した手数料を伴うこと

(3) (2)(b)に関し，経験記述書は，次の通りでなければならない。

(a) 請求に先立つ 5 年以内の次の活動における請求人の経験の詳細を記載すること

(i) 商標記録の調査

(ii) オーストラリア及びニュージーランドに関する商標出願の準備，提出及び遂行

(iii) 他の国及び機関，特にオーストラリア及びニュージーランドとの主要な貿易相手とみなされる国及び機関に関する商標出願の準備，提出及び遂行

(iv) 商標の有効性及び侵害に関する助言

(b) 請求人が署名した，経験記述書に記載されている請求人の経験の詳細が真正かつ正確であることの宣言書を含めること，及び

(c) 当該経験の証拠を添付すること

(4) 次の何れかの法律に対する違法行為は，修正附則の項目 84(1)(e)に関する所定の違法行為である。

(a) 法律

(b) 2003 年意匠法

(c) 1990 年特許法

(5) 少なくとも 2 年間の拘禁を最大の刑罰とする不誠実な違法行為は，オーストラリアにおいて実行されたかニュージーランドにおいて実行されたかを問わず，また施行日前に実行されたか施行日後に実行されたかを問わず，修正附則の項目 84(1)(f)に関する所定の違法行為である。

規則 22.16　一定の懲戒手続の継続－個人

(1) 本条規則は，次の場合に適用される。

(a) 施行日前に，旧特許規則第 20 章第 8 部(同部が旧規則第 20 部第 6 節を理由として登録商標弁護士に適用される場合)に基づいて特許及び商標弁護士専門職基準委員会により登録商標弁護士に対する懲戒手続が開始されており，かつ，
(b) 当該手続が施行日前に完了していなかった場合
(2) 2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 2 により行われた修正及び廃止に拘らず，施行日以後，次の通りとする。
(a) 旧特許規則第 20 章第 8 部(同部が旧規則第 20 部第 6 節を理由として登録商標弁護士に適用される場合)は，当該手続に関して引き続き適用され，
(b) 当該手続を実施する特許及び商標弁護士懲戒審判所を構成する者の任命は，当該手続を完了する目的で引き続き効力を有し，かつ，
(c) 当該手続の目的で，旧特許規則第 20 章第 8 部(同部が旧規則第 20 部第 6 節を理由として登録商標弁護士に適用される場合)における特許及び商標弁護士専門職基準委員会への言及は，トランス・タスマン IP 弁護士委員会への言及であるものとみなされる。

規則 22.17　一定の懲戒手続の継続－法人商標弁護士
(1) 本条規則は，次の場合に適用される。
(a) 施行日前に，旧規則第 20A 部第 5 節に基づいて特許及び商標弁護士専門職基準委員会により法人商標弁護士に対する懲戒手続が開始されており，かつ，
(b) 当該手続が施行日前に旧規則に基づいて完了していなかった場合
(2) 2016 年知的財産権立法修正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 2 により行われた修正及び廃止に拘らず，施行日以後，次の通りとする。
(a) 旧規則第 20A 部第 5 節は，当該手続に関して引き続き適用され，
(b) 当該手続を実施する特許及び商標弁護士懲戒審判所を構成する者の任命は，当該手続を完了する目的で引き続き効力を有し，かつ，
(c) 当該手続の目的で，旧規則第 20A 部第 5 節における特許及び商標弁護士専門職基準委員会への言及は，トランス・タスマン IP 弁護士委員会への言及であるものとみなされる。

第 4 節－2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則により行われた修正

規則 22.18　附則 1 の第 2 部により行われた修正
2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 1 の第 2 部により行われた修正は，次のものに関連する保護の停止の請求に適用される。
(a) 議定書第 3 条の 3(1)に基づいて行われたオーストラリアへの保護の拡張を求める請求の対象である国際保護商標であって，商標の国際登録日が本部の施行日以後であるもの，及び
(b) 議定書第 3 条の 3(2)に基づいて行われたオーストラリアへの保護の拡張を求める請求の対象である国際保護商標であって，請求の記録日が本部の施行日以後であるもの

規則 22.19　附則 2 の第 1 部により行われた修正
(1) 規則 5.13A は，規則 5.13(1)にいう期間内に提出することが要求される防御意図通知書に関して，前記期間の終了が 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他

措置)規則の附則 2 の第 1 部の施行以後である場合に適用される。
(2) 規則 9.15A は，規則 9.15(1)にいう期間内に提出することが要求される防御意図通知書に関して，次の場合に適用される。
(a) 前記期間の終了が 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 1 部の施行以後であり，かつ，
(b) 当該施行前に法律第 224 条に基づいて当該通知書の提出期間の延長を求める請求が行われていなかった場合
(3) 規則 17A.34HA は，規則 17A.34H(1)にいう期間内に提出することが要求される防御意図通知書に関して，次の場合に適用される。
(a) 前記期間の終了が 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 1 部の施行以後であり，かつ，
(b) 当該施行前に法律第 224 条に基づいて当該通知書の提出期間の延長を求める請求が行われていなかった場合
(4) 規則 17A.48QA は，規則 17A.48Q(1)にいう期間内に提出することが要求される防御意図通知書に関して，次の場合に適用される。
(a) 前記期間の終了が 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 1 部の施行以後であり，かつ，
(b) 当該施行前に法律第 224 条に基づいて当該通知書の提出期間の延長を求める請求が行われていなかった場合

規則 22.20　附則 2 の第 2 部により行われた修正

(1) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部により行われた規則 4.2，規則 4.3，規則 4.11，規則 4.13，規則 4.14，規則 4.18，規則 6.1，規則 6.4，規則 7.5，規則 7.7，規則 7.8，規則 8.1，規則 10.4，規則 10.5，規則 11.3，規則 17A.18，規則 17A.19，規則 17A.21，規則 17A.22，規則 17A.25，規則 17A.59，規則 21.9，規則 21.16 及び規則 21.33 の修正は，同部の施行以後に行われる通知に関して適用される。
(2) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部により行われた規則 4.8 及び規則 4.10 の修正は，同部の施行以後に交付される報告書に関して適用される。
(3) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部の施行直前に効力を有した規則 4.2 は，当該施行以後も，当該施行前に規則 4.2(2)に基づいて行われた通知に関して引き続き適用される。
(4) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部の施行直前に効力を有した規則 6.1 は，当該施行以後も，当該施行前に規則 6.1(1)に基づいて行われた通知に関して引き続き適用される。
(5) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部の施行直前に効力を有した規則 10.4 及び規則 10.5 は，当該施行以後も，当該施行前に規則 10.5(1)に基づいて行われた通知に関して引き続き適用される。
(6) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部の施行直前に効力を有した規則 17A.59 は，当該施行以後も，当該施行前に規則 17A.59(1)(b)に基づいて行われた通知に関して引き続き適用される。

(7) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 2 部により行われた規則 21.10 の廃止及び代替は，同部の施行以後に行われる取下に関して適用される。

規則 22.21　附則 2 の第 3 部により行われた修正

(1) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により行われた規則 5.3，規則 9.3，規則 17A.30 及び規則 17A.48A の廃止は，同部の施行以後に提出される書類又は証拠に関して適用される。

(2) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により行われた規則 21.2 及び規則 21.4 の廃止及び代替並びに規則 21.18 の廃止は，同部の施行以後に提出される書類に関して適用される。

(3) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により挿入された規則 21.5A は，同部の施行以後に提出される証拠に関して適用される。

(4) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により行われた規則 21.17(1)の廃止は，同部の施行以後に提出される証拠に関して適用される。

(5) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により行われた附則 9 の 1 の表の項目 1 及び項目 3 の修正並びに規則 21.21AA の廃止(これらの項目に関連する限り)は，同部の施行以後に提出された出願に関して適用される。

(6) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 3 部により行われた附則 9 の 1 の表の項目 10 の修正及び規則 21.21AA の廃止(同項目に関連する限り)は，同部の施行以後に納付される手数料に関して適用される。

規則 22.22　附則 2 の第 4 部により行われた修正

2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 4 部により行われた規則 17A.36(2)，(2A)，(3)，(3A)，(4)及び(6)の修正は，同部の施行以後の IRDA の受理に関して適用される。

規則 22.23　附則 2 の第 8 部により行われた修正

(1) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 8 部により行われた規則 4.13(1)(a)の修正は，同部の施行以後に行われる請求に関して適用される。

(2) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 8 部により行われた規則 17A.21(1)(a)の修正は，同部の施行以後に行われる請求に関して適用される。

規則 22.24　附則 2 の第 10 部により行われた修正

(1) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 10 部により挿入された規則 8.5 から規則 8.8 までは，同部の施行以後に行われる規則 8.4(1)にいう訂正請求に関して適用される。

(2) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 10

部により行われた附則 8 の第 1 部の表項目 5 及び項目 6 の修正は，2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 10 部の施行以後に行われる規則 8.4(1)にいう訂正請求に関して適用される。
(3) 2018 年知的財産権法修正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 10 部により行われた附則 9 の 1 の表の項目 8 の修正は，同部の施行以後に行われる規則 8.4(1)にいう訂正請求に関して適用される。

第 5 節－2020 年知的財産権法修正(手数料金額及びその他措置)規則により行われた修正

規則 22.25　2020 年知的財産権法修正(手数料金額及びその他措置)規則により行われた修正

2020 年知的財産権法修正(手数料金額及びその他措置)規則により行われた本規則の附則 9 の 1 の表の項目 14 から項目 20 までの修正は，聴聞に関して，次の場合に適用される。
(a) 聴聞の請求が 2020 年 10 月 1 日以後に行われる場合，又は
(b) 聴聞の請求が行われないときは，2020 年 10 月 1 日以後に登録官が規則 21.16(1)若しくは(2)に基づいてある者に聴聞に関して通知する場合

附則１　商品及びサービスの分類

（規則 3.1）

第１部　商品の類

項目番号 （類番号）	商品の類 （類の見出し）
1	工業用，科学用，写真用，農業用，園芸用及び林業用の化学品；未加工人造樹脂，未加工プラスチック；肥料；消火剤；焼戻し剤及びはんだ付け剤；食品保存用化学剤；なめし剤。工業用接着剤
2	ペイント，ワニス，ラッカー；防錆剤及び木材保存剤；着色剤；媒染剤；未加工天然樹脂；塗装用，装飾用，印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉
3	漂白剤及びその他の洗濯用物質；清浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤；石鹸；香料，精油，化粧品，ヘアローション；歯磨き剤
4	工業用の油及び油脂；潤滑剤；塵埃吸収剤，塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤；燃料（原動機用燃料を含む）及びイルミナント；ろうそく，灯芯
5	医薬用及び獣医科用調合薬；医用衛生剤；医用又は獣医科用食餌療法用食糧及び薬剤，乳児用食品；人及び動物の食餌療法用栄養補助食品；膏薬，包帯類；歯科用充填材料，歯科用ワックス；消毒剤；有害動物駆除剤；殺菌剤，除草剤
6	一般の金属及びその合金；金属製建築材料；運搬可能な金属製建築物；鉄道線路用金属材料；一般の金属から成る非電気的ケーブル及びワイヤ；鉄製品，小型金属製品；金属管；金庫
7	機械及び工作機械；原動機（陸上の乗物用のものを除く）；機械の継手及び伝導装置の構成部品（陸上の乗物用のものを除く）；手動以外の農業用器具；孵卵器；自動販売機
8	手持ちの工具及び器具（手動式のもの）；刃物類；携帯用武器；かみそり
9	科学用，航海用，測量用，写真用，映画用，光学用，計量用，測定用，信号用，検査（監視）用，救命用及び教育用の機器；電気の伝導，開閉，蓄電，調整又は制御用機器；音響又は映像の記録用，送信用又は再生用の装置；磁気データ記録媒体，録音盤；コンパクトディスク，DVD 及びその他のデジタル記録媒体；硬貨作動式機械用装置；金銭登録機，計算器，データ処理装置，コンピュータ；コンピュータソフトウェアー；消火器
10	外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器，義肢，義眼及び義歯；整形外科用品；縫合用材料
11	照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置
12	乗物；陸上，空中又は水上の移動用の機器
13	火器；銃砲弾及び発射体；火薬類；花火
14	貴金属及びその合金；宝飾品，貴石；計時用具
15	楽器
16	紙及び厚紙；印刷物；製本用材料；写真；文房具；文房具としての又は家庭用の接着剤；美術用材料；絵筆及び塗装用ブラシ；タイプライター及び事務用品（家具

	を除く）；教材（器具を除く）；プラスチック製包装用品；活字；印刷用ブロック
17	未加工及び半加工のゴム，グッタペルカ，ガム，石綿，雲母及びこれらの材料の代用品；製造用に押出成形されたプラスチック；詰物用，止具用及び絶縁用の材料；金属製でないフレキシブル管
18	革及び模造の革；獣皮；トランク及び旅行用バッグ；傘及び日傘；杖；鞭，馬具
19	（金属製でない）建築材料；金属製でない建築用硬質管；アスファルト，ピッチ及び瀝青；金属製でない運搬可能な建築物；金属製でない記念物
20	家具，鏡，額縁；未加工又は半加工の骨，角，象牙，鯨のひげ又は真珠母；貝殻；海泡石；琥珀
21	家庭用又は台所用の器具及び容器；櫛及びスポンジ；ブラシ（絵筆を除く）；ブラシ製造用材料；清浄用品；スチールウール；未加工又は半加工のガラス（建築用のものを除く）；ガラス製品，磁器製品及び陶器製品
22	ロープ，紐，網，テント，日よけ，ターポリン，帆及び袋；詰物用材料（紙及び厚紙，ゴム製又はプラスチック製のものを除く）；織物用の未加工繊維
23	織物用糸
24	織物及び織物の代用品；ベッドカバー；テーブルカバー
25	被服，履物，帽子
26	レース及び刺繍布，リボン及び組紐；ボタン，ホック及び留め穴，ピン及び針；造花
27	絨毯，ラグ，マット及びマット材料，リノリウムその他の床用敷物；壁掛け（織物製でないもの）
28	ゲーム用品及び玩具；体操用品及び運動用品；クリスマスツリー用装飾品
29	食肉，魚，家禽及び猟の対象となる鳥獣；肉エキス；保存処理，冷凍処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜；ゼリー，ジャム，シロップ漬け果物；卵；ミルク及び乳製品；食用油脂
30	コーヒー，茶，ココア及び代用コーヒー；米；タピオカ及びサゴ；穀粉及び穀物調製品，パン，菓子；氷菓；砂糖，蜂蜜，糖蜜；酵母，ベーキングパウダー；塩；マスタード；酢，ソース（調味料）；香辛料；氷
31	農業，園芸及び林業の生産物；生及び未加工の穀物及び種子；生鮮の果実及び野菜；自然の植物及び花；生きている動物；飼料；麦芽
32	ビール，ミネラルウォーター，炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料；果実飲料及び果汁；シロップその他の飲料用調製品
33	アルコール飲料（ビールを除く）
34	たばこ；喫煙用品；マッチ

第２部　サービスの類

項目番号（類番号）	サービスの類（類見出し）
35	広告；事業の管理；事業の運営；事務処理
36	保険；財務業務；金融業務；不動産業務
37	建築物の建設；修理；取付けサービス

38	電気通信
39	輸送；商品の梱包及び保管；旅行の手配
40	材料処理
41	教育；訓練の提供；娯楽；スポーツ及び文化活動
42	科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計；工業上の分析及び調査；コンピュータのハードウエア及びソフトウエアの設計及び開発
43	飲食物の提供；一時的宿泊施設の提供
44	医療サービス；獣医サービス；人及び動物に関する衛生及び美容；農業，園芸及び林業サービス
45	法律事務；財産及び個人の保護のためのセキュリティサービス；個々の需要に応じて，他人が提供する人的及び社会的サービス

附則２　商標として登録することができない記号

Austrade

C.E.S.

オリンピック・チャンピオン

復員者援助

帰還航空兵

帰還水兵

帰還兵士

附則 3　法律第 13 部の修正－ノーフォーク島(省略)

附則 4　法律第 13 部の修正－クリスマス島(省略)

附則 5　法律第 13 部の修正－ココス(キーリング)諸島(省略)

附則 6　登録官が権限を委任することができる者の公職(省略)

附則 8　費用，経費及び手当

第 1 部　費用

項目	事項	金額（$）
1	異議申立意図通知書	200
2	理由及び詳細陳述書	200
3	理由及び詳細陳述書の受領及び閲読	130
4	防御意図通知書	200
5	規則 6.6(1)　又は 規則 8.4(1)　に基づいて提出された異議申立書	200
6	規則 6.6(1)　又は規則 21.20B(1)　に基づいて提出された異議申立書の受領及び閲読	130
7	裏付け証拠	700
8	裏付け証拠の受領及び閲読	300
9	答弁証拠	700
10	答弁証拠の受領及び閲読	210
11	弁駁証拠	350
12	弁駁証拠の受領及び閲読	130
13	聴聞のための事件の準備	525
14	登録特許弁護士，登録商標弁護士又は法廷弁護士と一緒でない事務弁護士による聴聞への出席	260／時間，ただし　1,170 ／ 日以下
15	登録特許弁護士，登録商標弁護士又は法廷弁護士に説明する事務弁護士による聴聞への出席	200／時間，ただし 900／日以下
16	聴聞への出席に係る法廷弁護士の手数料	300／時間，ただし 1,350／日以下

第 2 部　経費及び手当

第 1 節　経費

1. 登録官に対する手続に関して本規則に定められている手数料を納付した者は，その手数料金額の支払を受けることができる。

2. 登録官に対する手続に出頭した者には，次の手当が支払われなければならない。

(a) その者の通常の居住場所と前記目的で出頭する場所との間の移動に対する適切な金額の手当，及び

(b) その者が通常の居住場所から離れて宿泊する必要があるときは，食事及び宿泊のための，日額＄700 を限度とする適切な金額の手当

第 2 節　手当

3. 専門的，科学的又はその他の特別の技量又は知識を理由として，登録官の前に証人として出頭するよう命じられた者には，次の金額が支払われなければならない。

(a) その者が，その職業において賃金，俸給又は手数料による報酬を受けている場合，前記目的で出頭するために，その者に支払われなくなる賃金，俸給又は手数料に等しい金額，及び

(b) 前記以外の場合，その者の出頭日 1 日につき，＄140 以上，＄700 以下の金額

4. 3 にいう証人以外の証人として登録官の前に出頭するよう命じられた者には，次の金額が支払われなければならない。

(a) その者が，その職業において賃金，俸給又は手数料による報酬を受けている場合，前記目的で出頭するために，その者に支払われなくなる賃金，俸給又は手数料に等しい金額，及び

(b) 前記以外の場合，その者の出頭日 1 日につき，＄80 以上，＄130 以下の金額

附則 9　手数料

1.　手数料

以下は各事項に対する手数料を示す。

項目	事項	手数料(＄)
1	規則 3.1(1)に規定される 1 又は 2 以上の類の商品又はサービスに関する，法律第 27 条(5)又は第 45 条(1)に基づく商標登録出願(本規則の規則 3A.5(1)(b)に記載される出願としての AFS 請求の提出は含まない) (a) 推薦手段による場合 (i) 商品及びサービスの公式一覧を使用することにより，商品又はサービスが出願において指定されるとき (ii) 前記以外のとき (b) その他の手段による場合	 250／類 400／類 450／類
2	規則 3.1(1)に規定される 1 又は 2 以上の類の商品又はサービスに関して，2 以上の商標を法律第 51 条に基づく連続商標として登録するよう求める出願 (a) 推薦手段による場合 (i) 商品及びサービスの公式一覧を使用することにより，商品又はサービスが出願において指定されるとき (ii) 前記以外のとき (b) その他の手段による場合	 400／類 550／類 600／類
4	出願に商品又はサービスに関する所定の類の追加を含めるためにする，法律第 64 条，第 65 条又は第 65A 条に基づく補正の請求 (a) 連続商標を求める第 51 条に基づく出願 (b) 他のすべての場合	 600／類 450／類
5	規則 4.12(3)又は規則 17A.20 に基づく期間の延長請求	延長を求める各月又は月の一部に対して 100
5A	法律第 224 条(2)に基づく請求 (a) 法律第 224 条(2)(a)に記載された理由に基づいて期間の延長を求めるもの，又は (b) 法律第 224 条(2)(b)に記載された理由に基づいて期間の延長を求めるもの	延長を求める各月又は月の一部に対して 100 100
5B	法律第 224 条(3)(b)に記載された理由に基づいて期間の延長を求める法律第 224 条(3)に基づく請求	延長を求める各月又は月の一部に対して 100
6	規則 5.9，規則 5.15，規則 9.11，規則 9.18，規則 17A.34C，規則 17A.34K，規則 17A.48L 又は規則 17A.48T に基づく延長請求	延長を求める各月又は月の一部に対して 150

7	規則 5.6 に記載される商標登録に対する異議申立意図通知書の提出	250
8	規則 6.6 に記載される商標登録出願の補正請求の許可に対する異議申立書の提出	250
9	規則 8.4 に記載される登録商標に関する訂正請求の許可に対する異議申立書の提出	250
9A	規則 17A.33 に記載される IRDA の対象である商標に対するオーストラリアにおける保護の拡張に対する異議申立意図通知書の提出	250
9B	規則 21.20B に記載される 3 月を超える期間延長に対する異議申立書の提出	250
10	1 又は 2 以上の所定の類の商品又はサービスに関する，法律第 75 条に基づく 1 の商標登録の更新 (a)承認された手段により納付する手数料 (b)その他の手段により納付する手数料 加えて，法律第 79 条に規定した，満了日後 6 月以内にされる更新請求	 400／類 450／類 各類及び満了日後の各月又は月の一部に対して 100／類
11	1 又は 2 以上の所定の類の商品又はサービスに関する，法律第 80D 条に基づいてある者が請求する各更新可能期間 (a) 推薦手段により納付する手数料 (b) その他の手段により納付する手数料	 400／類 450／類
12	1 又は 2 以上の所定の類の商品又はサービスに関する，法律第 80G 条(1)(b)に基づいてある者がする各更新可能期間の請求 (a) 推薦手段により納付する手数料 (b) その他の手段により納付する手数料 加えて，請求する更新可能期間の数に拘らず，所定の期間終了後 10 月以内にされる更新の請求	 400／類 450／類 各類及び所定期間終了後の各月又は月の一部に対して 100／類
13	法律第 92 条に基づく不使用のための商標の登録簿からの抹消を求める請求	250
13A	第 17A 部第 5 節第 D 款に基づく不使用のための保護の停止を求める請求	250
14	口頭による聴聞の請求	400

15	登録官による聴聞 (a) 聴聞が本人によるものである場合 (b) 聴聞が本人によるものでなく，意見書以外の手段による場合 (c) 聴聞が意見書のみによる場合	以下の合計 (a) 800 から，その聴聞に関して項目 14 に基づいて納付された金額を控除したもの (b) 各日又は日の一部に対して 800(2 日目以降の聴聞) 以下の合計 (a) 600 から，その聴聞に関して項目 14 に基づいて納付された金額を控除したもの (b) 各日又は日の一部に対して 600(2 日目以降の聴聞) 400 から，その聴聞に関して項目 14 に基づいて納付された金額を控除したもの
16	登録官に対する手続における，手続の当事者が次に該当する場合の登録官による決定 (a) 聴聞を求める請求書を提出しなかったこと，又は (b) 登録官から聴聞を受けなかったこと	400
21	単一の商標出願,単一の商標登録又は単一の AFS 請求に関する 3 以下の書類の請求	50/書類
22	単一の商標出願,単一の商標登録又は単一の AFS 請求に関する 4 以上の書類の請求	200/請求
23	項目 21 又は項目 22 に記載した書類の請求が行われる場合ー速達による書類の交付の請求	20/書類・請求
25	委員会が行う試験の受験許可を求める請求	400
26	委員会が行う追加試験の許可を求める請求	200
27	委員会が行う試験についての不合格理由の報告書	200
28	商標弁護士としての登録請求	250
29	商標弁護士の年間登録手数料	400
30	商標弁護士及び特許弁護士としての兼務登録のために納付する年間登録手数料	600
31	規則 20.14 により認められる登録簿への回復請求	300
32	規則 3A.3 に基づく AFS 請求の提出	200／類・請求
33	1 又は複数の類の商品又はサービスを追加する目的での規	200／類

	則 3A.3(5)に基づく AFS 請求の補正	
34	規則 3A.5 に基づく AFS 請求の補正 (a) 当該補正が 1 又は複数の類の商品又はサービスを追加することを目的とし，(c)に該当しない場合 (b) 当該補正が商標の図示を大幅に変更するためのものであり，(c)に該当しない場合 (c) 当該補正が， (i) 1 又は複数の類の商品又はサービスを追加することを目的とし，かつ， (ii) 商標の図示を大幅に変更するためのものである場合	200／類 150／類・請求 以下の合計 (a) 200／類 (b) 150／類・請求(追加の類以外)
35	規則 3.1(1)に規定される 1 又は 2 以上の類の商品又はサービスに関する，規則 3A.5(1)(b)に記載される商標登録出願としての AFS 請求の提出	130／類
36	法人商標弁護士としての登録請求	350
37	法人商標弁護士の年次登録	400
38	法人商標弁護士及び法人特許弁護士としての兼務登録のために納付する年次登録手数料	600
39	規則 20A.22 により認められる商標弁護士登録簿への回復請求	300